

学 生 便 覧

2025(令和7)年度版



静岡大学人文社会科学部

目 次

I	静岡大学人文社会科学部学術憲章	
	及び学位授与方針並びに教育課程編成・実施の方針	1
1	静岡大学人文社会科学部学術憲章	2
2	学位授与方針	4
3	教育課程編成・実施の方針	6
II	社会の中核的な人財養成履修モデル「公共性と地域社会」	11
1	履修モデルの目的	12
2	履修モデルの枠組み	13
III	静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則	15
1	静岡大学人文社会科学部規則	16
	別表第Ⅰ 学科別授業科目表	18
	社会学科	18
	言語文化学科	22
	法学科（昼間コース）	27
	法学科（夜間主コース）	31
	経済学科（昼間コース）	33
	経済学科（夜間主コース）	36
	社会学科（ABP留学生コース）	38
	言語文化学科（ABP留学生コース）	42
	法学科（ABP留学生コース）	47
	経済学科（ABP留学生コース）	50
	別表第Ⅱ 卒業所要単位数	53
	別表第Ⅲ 教職に関する科目表	55
2	静岡大学全学教育科目規程	56
	別表Ⅰ	58
	別表Ⅱ	63
	別表Ⅲ（第13条関係）	65
3	静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則	66
4	静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規	67
5	留学生科目に関する申し合わせ	67
6	夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規	68
7	夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規	68

IV 諸 規 則	69
1 国立大学法人静岡大学学則	70
別表Ⅰ 学生収容定員表	77
別表Ⅱ 正規の課程	78
2 静岡大学学部共通細則	79
3 静岡大学学位規程	80
別表	82
4 静岡大学学生懲戒規程	83
5 教員免許状取得に関する単位履修要領	86
教員免許状取得に関する「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧	89
社会学科（中一種免（社会））	89
社会学科（高一種免（地理歴史））	90
社会学科（高一種免（公民））	91
言語文化学科（中一種免（国語））	92
言語文化学科（高一種免（国語））	92
言語文化学科（中一種免／高一種免（英語））	93
法学科（昼間コース）（中一種免（社会））	94
法学科（昼間コース）（高一種免（公民））	95
法学科（夜間主コース）（中一種免（社会））	96
法学科（夜間主コース）（高一種免（公民））	97
経済学科（昼間コース）（中一種免（社会））	98
経済学科（昼間コース）（高一種免（公民））	99
経済学科（夜間主コース）（中一種免（社会））	100
経済学科（夜間主コース）（高一種免（公民））	101
6 学芸員資格取得に関する単位履修要領	102
7 公認心理師資格取得に関する単位履修要領	103
8 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項	104
9 「オンライン留学Ⅰ」「オンライン留学Ⅱ」の単位認定に関する要項	105
10 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程	106
11 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程	106
12 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程	107
13 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項	108
14 追試験及び再試験に関する内規	109
15 成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の対応手順	109
16 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規	110
17 社会学科の諸内規	110

17-1	社会学科卒業論文に関する内規	110
18	言語文化学科の諸内規	111
18-1	言語文化学科卒業論文に関する内規	111
19	経済学科の諸内規	111
19-1	経済学科進級基準に関する内規	111
19-2	経済学科卒業論文に関する内規	112
20	学科専門科目の履修登録における枝番号の異なる同名の科目間での振替に関する申合せ	113
21	「卒業見込証明書」発行に関する基準	113
22	転入学及び編入学に関する内規	113
23	転学部及び転学科の選考方法に関する内規	114
24	3年次編入学者、転入学者、転学部生、転学科生の既修得単位の認定に関する内規	114
25	前学期末における卒業（9月卒業）に関する内規	115
26	静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則	115
27	長期にわたる教育課程の履修に関する規程	118
28	静岡大学研究生規程	119
29	人文社会科学部研究生に関する内規	119
30	静岡大学科目等履修生規程	120
31	人文社会科学部科目等履修生に関する内規	120
32	静岡大学特別聴講学生規程	121
33	静岡大学外国人学生規程	121
34	人文社会科学部棟管理・使用等要項	122
35	人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目	123
36	法政資料室利用規程	124
37	経済資料室利用規程	124
38	静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則	125
39	静岡大学人文社会科学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ	125
40	静岡大学大谷地区構内交通規制要項	126
V	履修の手引き	129
1	大学生としての心がまえ	130
2	静岡大学で学ぶ準備	131
3	相談したいときは…	131
4	静岡大学で学ぶための基本用語	133
5	履修登録手続	137
6	授業履修の方法（学科別）	138
7	資格取得に向けて	148

8	留学、進路変更など	150
9	就職支援について	153
10	快適な大学生活のために	153
VI	人文社会科学部のあゆみ	157
VII	人文社会科学部教員名簿	161
VIII	付 録	165
1	静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）	166
2	人文社会科学部A、B、C、E棟平面図	167
3	共通教育L棟平面図	169

**I 静岡大学人文社会科学部学術憲章
及び 学位授与方針
並びに 教育課程編成・実施の方針**

1 静岡大学人文社会科学部学術憲章

——教育と研究の発展のために——

2004年4月1日

2012年4月1日 改正

2014年2月13日 改正

2016年11月10日 改正

前 文

静岡大学人文社会科学部は、旧制静岡高等学校の伝統を引き継いで戦後発足した文理学部の改組により、1965年に人文科学部として設置され、2012年4月からさらなる発展を目指し、人文社会科学部に学部名称を変更した。この間、国立大学のなかでも最大規模の文科系総合学部になんて発展し、日本および国際社会で活躍する数多くの有為な人材を世に送り出してきた。新生人文社会科学部が新たな一歩を踏み出すこの機にあたって、日本国憲法、教育基本法、世界人権宣言、高等教育に関するユネスコの宣言・勧告等の理念をふまえ、教育研究活動を通じて世界の平和、人類の福祉とその持続可能な発展に貢献するという使命を自覚し、ここに「静岡大学人文社会科学部学術憲章」を定める。

わたしたちは20世紀文明の巨大な発展を引き継いで、新世紀へと踏み込んだ。科学技術の発達にはわたしたちに大きな発展の可能性をもたらすとともに、同時に前例のない難問と数多くの課題を突きつけている。「グローバル経済」のもとでの富の集中と貧困化、いのちの存立基盤である地球生態系の危機、戦争とテロリズムに見られる暴力の無限連鎖、「豊かさ」のなかでの人間性の衰退等々、わたしたちの前には容易ならざる課題が山積している。科学技術が牽引する現代文明のこうした展開に、大学は「知の拠点」として貢献してきた。いまその「知」のあり方が根本から問い直されている。

科学技術が道具化するとき、そこに個別の「使用説明書」はついていても、その究極の目的に関わる規範の説明はない。技術知の一人歩きが懸念される今日、「なんのための学問研究・教育なのか」をたえず問い直していかなければならない。人類社会のこれまでの歴史的発展をふまえ、豊かな人間性を基盤にした持続可能な、さらなる発展を保障する道はなにか？ こうした問いが、人文科学・社会科学に関する教育研究に携わるわたしたち教職員と学生に提起されている。断片化された知ではなく、総合知が必要とされる時代に、静岡大学が総合大学としての力を発揮していく上で、人文社会科学部の果たすべき役割は大きいと言わなければならない。このような人類史的・地球的規模の課題は同時に身近な地域社会においても出現している。地域社会をグローバルな課題の生きた現場としてとらえ、地域の特徴に根ざした教育研究の独創的展開を目指していかなければならない。

こうした創造的な学問研究・教育の発展を保障するためには、教育と研究における自由が不可欠である。その自由はしかし同時に、他者の自由の尊重と不可分であり、自己の社会的義務についての深い自覚に裏打ちされたものでなければならない。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどあらゆる暴力を排除し、人間の尊厳と憲法に保証された基本的諸権利が尊重されなければならない。

以上の精神の上に立って、人文社会科学部において展開される教育・研究のあり方を明らかにする。

一. 教育の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は、自由な知的活動が展開される知の共同体であり、次代を担う次のような市民が育っていく学びの場でなければならない。
 - ・人文・社会科学の各分野の専門的知識を身につけるとともに、自身の専門と職業の意味を幅広い視野から見据えることのできる教養を兼ね備えた市民。
 - ・地域社会の多元的な発展に寄与するとともに、国際社会にも通用しうる力量をもった多彩な市民。
 - ・現実の諸問題の核心をとらえるための総合的な理解力、さらに問題解決の道を切り拓く実践的な応用力を身につけた市民。
 - ・倫理感覚と責任意識をもった市民社会の担い手。

2. 社会の多様な教育ニーズに応えるため、社会人学生を広く受け入れ、リカレント教育を提供し、地域社会の多元的な発展に貢献する。
3. 外国人留学生を広く受け入れ、各分野における専門的教育を提供するとともに、日本の文化や社会事情を理解するための教育を提供する。異なる文化の相互理解を通じて国際的友好関係の発展に努める。

二. 教育目標の実現にむけて

1. 少人数教育と卒業研究または卒業論文の作成によって修学を集大成する教育を実施する。
2. 学生自身が「学びたい」という欲求にもとづき、能動的に学習できるよう努める。その一環として、実社会を体験しながら学び、地域に学び現場で考える「臨床型」思考を重視する。
3. 幅広い教養の修得を基盤として、問題発見能力と課題解決能力が養われ、論理的思考力が鍛えられ、聴く力・対話力・表現力が身につく教育を展開する。
4. 各学科の専門的な基本の教育を重視するとともに、社会学科・言語文化学科・法学科・経済学科からなる四学科の連携によって総合的な視野が涵養される教育を提供する。
5. 自己点検評価、外部評価、学生による授業評価とそれへの教員の応答によって教育システムを系統的・継続的に自己点検し、教育改善に努める。
6. 教育面での国際交流を推進し、国際化した社会における文化と個の多様性を理解するとともに、そのなかで適切に自己を発信するための教育を提供する。

三. 研究の目標

1. 静岡大学人文社会科学部は人文・社会科学の各分野において、創造的な研究活動を展開し、世界の平和と人類の福祉、学術文化の創造的発展に貢献する。
2. 研究成果を社会に還元し、人類社会の持続可能な発展に貢献する。それはけっして一方的関係ではなく、社会への応答（アカウンタビリティ）は新たな質の研究課題を設定し研究を活性化する上でも不可欠である。その点からも、とりわけ地域社会との連携を密にし、地域社会から研究活動のエネルギーを頂きながら、その成果をフィードバックしていく。
3. 未来にむけて現代の諸課題に取り組むためには、過去にも眼差しを向けなければならない。現在直面している問題が由来する歴史的な背景を理解し、過去の知的遺産をふまえてこそ、新たな知の創造も可能となる。人類文化の歴史と伝統を軽視することなく、未来を見据えて、現在の課題に取り組む。特にアジア諸国などとの交流を図るために、戦争責任問題の意味を理解し、偏狭なナショナリズムに陥ることのない国際性豊かな研究に注意を払う。

四. 研究目標の実現にむけて

1. 個別分野ごとの研究を高度に発展させるとともに、多様な専門分野の力を結集して、問題の理解と諸課題の解決をめざす分野融合的研究を展開し、基礎学と課題解決型研究とが補完的に発展するよう努める。そのために各研究スタッフは狭い専門分野に閉じこもることなく、「世界を読む」眼を鍛え、多様な研究領域の意味と連関を理解できるだけの広い視点を養うよう努力する。
2. 研究成果を社会に還元するとともに、地域社会のニーズに応える研究活動を推進し、地域発信型の文化と科学の創造的な発展をめざす。大学と地域との相乗的な活性化を支える拠点として、地域社会文化研究のための知のネットワークを構築する。
3. 研究成果は各分野の学会や学術誌に発表するだけでなく、公開講座などさまざまな機会を活用して公表し、地域文化の啓発に努める。
4. 研究活動内容をたえず自己点検・自己評価しつつ、その内容を社会に公開して評価を受け、研究活動の改善に努める。

五. 倫理規定

わたしたちは、教育と研究のあらゆる場面で以下の項目を遵守し、質の高い教育と研究をめざす。

1. 日本国憲法、教育基本法をはじめとした関連法規を遵守します。
2. 学生の人格権、学習を通じて発達する権利などの基本的人権を守ります。
3. すべての構成員が国籍、民族、性別、言語、宗教、政治的意見、出身、財産、門地その他の地位、性的指向（同性愛など）、婚姻上の地位、家庭における地位、障害、疾患、経歴、年齢などの事由によって差別されないことを保障します。
4. セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントのない教育・研究環境を構築し、それを維持します。
5. 構成員の安全と健康に留意した教育・研究環境を構築し、それを維持します。
6. 研究にあたっては真理の探究と人類の平和的発展という価値に従います。
7. 研究活動を通じた人権侵害をおこないません。

2 学位授与方針

静岡大学 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

静岡大学は、教職員、学生の主体性の尊重と相互啓発の上に立ち、平和で幸福な未来社会の建設への貢献をめざす「自由啓発・未来創成」のビジョンを掲げ、教育・研究に携わっている。このようなビジョンのもとで、国際感覚と高い専門性を有し、チャレンジ精神にあふれ、豊かな人間性を有する教養人を育成することが本学の教育目標であり、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学位授与の条件とする。

1. 専門分野についての基本的な知識を習得し、これを社会の具体的文脈のなかで活用することができる。
2. 外国語を含む言語運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけている。
3. 多様性を認め、幅広い視点から物事を考え、行動することのできる国際感覚と深い教養を身につけている。
4. 主体的に問題を発見し、自らのリーダーシップと責任のもとで、様々な立場の人々と協同して、その解決にあたることができる。

人文社会科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

人文社会科学部は、静岡大学が定める学位授与方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、豊かな人間性を基礎にした公共性の涵養を教育目標とし、学位授与の条件として学生に以下のことを求める。

1. 論理的思考力、問題発見力、課題解決力を伴う深い専門性を備えている。
2. 専門的な知識や技能を社会の具体的な場面で展開するための幅広い教養と学際的総合力を備えている。
3. 文化と個の多様性を理解し、国際化した社会のなかで活躍するための基礎的な力を備えている。
4. 社会を構成する市民としての自覚を備え、他者と協力して課題に取り組むことができる。

○社会科学部 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

社会科学部は、哲学・倫理学、心理学、社会学、文化人類学、歴史学・考古学の専門分野から構成され、学生はこれらの分野を横断的に学びつつ、いずれかの分野を専攻し、学修成果を卒業論文にまとめます。各種専門科目の履修を通して、下記に示すそれぞれの資質・能力を身につけていることを学士（社会学）の学位を授与する条件として重視しています。

1. 各専門分野で蓄積された知識と探究方法を身につけ、それを地域社会や職場などの現場で、課題を見出しその解決に向けて活用できる力を修得している。
2. 多様な人間・社会について、歴史・民族・文化・制度といったさまざまな条件を学際的に考慮し、深く理解することができる。同時に、地域社会・国際社会を構成する一員としての自覚をもち、寛容と共生への志向を尊重できる。
3. 確かな論理的思考力、情報リテラシーを有し、他者の主張を的確に理解し、自らの思考を伝達しうるコミュニケーション能力を含めた協働的対人能力を修得している。

○言語文化学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

言語文化学科は、静岡大学が定める方針並びに「人文社会科学部学術憲章」に従い、所定の科目を履修し、学修成果を卒業論文にまとめ、適切な知識・技能が身につけていることを示した者に学士（文学）の学位を授与する。その判断の目安として、以下の項目を重視する。

1. 人間・社会・自然について調和の取れた教養を備え持ち、多様な課題を発見、分析、解決できる情報リテラシーを修得している。
2. 高度な日本語表現能力を有することはもちろん、外国語を高いレベルで学習し、外国文化を深く理解することによって、グローバル社会に対応できる国際的感覚とコミュニケーション能力を身につけている。
3. 個々の専門分野の立場から自らの研究課題を設定し、その解決に向けて情報を収集・分析できる探究力と、批判的かつ論理的思考によって独自の見解を導き出せる問題解決力と、自己の見解を文字媒体あるいは口頭で適切かつ的確に伝える表現力を身につけている。

○法学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の能力を修得した者に学士（法学）の学位を授与する。

1. [知識・理解] 法律学、政治学の基本的素養及び幅広い教養を身につけている。
2. [分析・思考力] 現代社会に生じる法的・政治的諸事象を分析し、一定の解決を導く能力を身につけている。
3. [態度・志向性] 学内外における主体的な活動を通して、他者との協働性や自らの考えを提示する能力を身につけている。
4. [市民性] 社会を構成する主体性を持った市民として、よき公共性の実現に貢献する力を身につけている。
5. [地域理解] 地域社会の創造的な発展のために、よきガバナンスを構想し、リーダーシップを発揮する力を身につけている。
6. [国際感覚] 国際社会に存在する文化、価値、利害等の多様性を理解し、そのなかで適切に自己を発信する力を身につけている。

○経済学科 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

経済学科は、静岡大学及び人文社会科学部の学位授与の方針に従い、以下の各項目で設定された知識や能力に関する基準を満たした者に学士（経済学）の学位を授与する。

基準1：専門的知識に関する基準

社会科学のうち、経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得している。経済理論、経済政策、経済史、経営学、会計学といった関連諸分野のうち、各人の興味・関心に基づいてより専門的・発展的・実践的な知識を修得している。

基準2：問題処理能力に関する基準

問題発見・解決能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、国際性）を身につけている。

基準3：社会的実践に関する基準

現代の経済・社会的諸問題の所在を的確に認識したうえで、それらに対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していこうとする積極的姿勢を備えている。

基準4：地域社会との連携に関する基準

地域のさまざまなアクターとも積極的に関わりを持ち、地域社会における多様な意見・ニーズを吸収できる。

基準5：一般的な教養に関する基準

幅広い分野でさまざまな知識と教養を身につけ、それらを専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用している。

3 教育課程編成・実施の方針

静岡大学 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

静岡大学は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

1. 全学教育科目においては、基礎的な学習方法、外国語の運用能力、情報処理、キャリア形成等の基本的スキルを身につけるために「教養基礎科目」を、国際感覚と教養を身につけるために「教養展開科目」を、理系の基礎的知識習得や教職等の資格取得のために「理系基礎科目」及び「教職等資格科目」をおく。
2. 専門科目においては、各学部の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、それぞれの専門分野についての主体的な学びを促し、基本的知識・方法を身につけるための系統的な授業配置を行う。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

自ら問題を発見し、その解決のために他者と協同して行動できるようにするため、学生参加型授業、フィールドワーク、実験・実習等の授業を配置すると共に、地域社会との交流や国際交流の機会を積極的に提供する。

【学習成果の評価の方針】

すべての授業について十分な学習時間を確保すると共に、客観的な評価基準に基づく成績評価を行う。

人文社会科学部 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

人文社会科学部は、人文社会科学部学術憲章並びに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

人文社会科学部の教育課程は、大学教育の基盤である全学教育科目と文系複合学部の強みを活かした学部共通専門科目、そしてこれらを基礎として専門的な知見を育む学科専門科目から構成する。

1. 幅広い教養と学際的総合力の修得を図るため、全学教育科目を置く。
2. 人文社会科学部を構成する4学科の連携による公共性の涵養の基盤として、学部共通専門科目を置く。
3. 深い専門性の涵養を目指し、各学科の特質を活かした学科専門科目を置く。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

各学科の学術的な特質を活かした、系統的な専門教育を展開する。授業は講義・演習・実験や実習等に加え、多様な授業方法・形態を組み合わせることで、学生に主体的・協働的な学習の機会を提供する。

【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（学部）」並びに「人文社会科学部教育の質保証ガイドライン」に従い、授業科目のシラバスを作成し、科目ごとに設定した評価方法に基づき、公正で厳格な成績評価を行い、学位授与の方針に示す知識と能力の達成度を評価する。

○社会学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

社会学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、下記の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

1. 各専門分野の基礎となる知識と方法を身につけるための基盤科目、専門的な知識を身につける講義科目としての発展科目を開講する。
2. 多様な人間・社会についてさまざまな条件を学際的に考慮し深く理解するとともに、社会を構成する一員として寛容と共生の志向を尊重できる能力を養成し、各専門分野のより高度な方法論的知を身につけるため、演習・実習型科目として、専門コア科目を開講する。
3. 専門的知識と方法を総合することで、諸領域で課題を発見し、解決する能力や、コミュニケーション能力を含めた協働的対人能力を養成するために、研究演習、卒業演習を開講する。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

1. 各専門分野の知見に基づく多様な講義科目である基盤科目と発展科目を相互に関連づけることを通して、様々な人間・社会への学際性を伴った深い理解を促す。
2. 基盤科目・発展科目を通して、様々な背景を持つ他者への寛容と共生への志向を醸成し、地域社会・国際社会の

一員としての自覚を高める。

3. 基盤科目および専門コア科目では、文献講読、グループワークなどの演習、地域等での実習によって、論理的思考能力と情報リテラシーを錬成し、高いコミュニケーション能力、協働的な対人能力を涵養する。
4. 研究演習、卒業演習における卒業論文の作成を通して、以上の専門的知識と方法を総合し、地域社会や職場などの現場で、課題を見出しその解決に向けて活用できる力を養成する。

【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（学部）」に従う。各授業科目の成績評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従うが、その方針としては、おおむね次に挙げる成果物と、取り組みの姿勢や過程について評価するものとする。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、制作物、発表等によって行う。
2. 卒業研究の評価は、卒業論文、研究発表、口頭試問等によって行う。

○言語文化学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

言語文化学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

学位授与の方針において重視する資質・能力のうち、1. 調和の取れた教養と情報リテラシーについては、全学教育科目、学部共通科目及び学科専門科目（基盤科目）を通して、2. 国際的感覚とコミュニケーション能力については、全学教育科目及び学科専門科目（基盤科目）を通して、3. 専門的な探求力・問題解決力・表現力については、学科専門科目（専修科目・卒業研究）を通して獲得する。このうち学科専門科目は以下に示す方針で編成する。

1. （基盤科目）言語文化分野の基礎的知識と方法を身につけるための基盤科目を開講する。基盤科目は、基礎的知識を学ぶ導入科目、外国語運用能力を実践的に高める語学科目を柱とし、両者をバランスよく受講できるよう編成する。基盤科目は1年次前学期から開講する。
2. （専修科目）言語文化分野のより高度な専門的知識と方法を身につけるための専修科目を開講する。専修科目は、専修基礎科目と専修発展科目に区分し、段階的な学修が可能となるよう編成する。専修基礎科目は1年次後学期から、専修発展科目は2年次前学期から順次開講する。
3. （卒業研究）専門的知識と方法を総合することで、諸領域で課題を発見し、解決する能力を養成するために、課題演習（3年次）・課題研究（4年次）を開講する。これらの科目では卒業論文執筆の指導も行う。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

専門的教育・研究をより効率的・包括的に実践できるよう、6つの履修プログラム（日本言語文化・アジア言語文化・英米言語文化・ヨーロッパ言語文化・比較文学文化・言語学）を提供し、プログラムごとに履修指導を行うとともに、とりわけ演習科目においては少人数教育を実践する。また、交換留学などの制度を活用した国際交流の機会を積極的に提供する。各プログラムに共通する方針は次の通り。

1. （基盤科目）講義形式で学ぶ導入科目と演習形式で学ぶ語学科目をバランスよく受講することによって、言語・文学・文化に関する諸領域の幅広い知識・教養を養うとともに、グローバル社会に対応できる国際的感覚とコミュニケーション能力を身につける。
2. （専修科目）専修基礎科目では、世界各地域の文学・言語学・事情などについて主に講義形式で学ぶとともに、基礎演習などの授業を通して、課題の発見・分析・解決のための基礎的能力を身につける。専修発展科目では、各論などの講義科目に加え、各演習科目の履修を通し、知的探究力・分析力・表現力を発展的に高める。
3. （卒業研究）課題演習・課題研究では、個々の専門分野の立場から自らの研究課題を設定し、その解決に向けて情報を収集・分析する探究力、批判的かつ論理的思考によって問題を解決する問題解決力、成果を文章や口頭で適切に伝える表現力を身につける。これらの科目では卒業論文執筆の準備を進める。

【学習成果の評価の方針】

「静岡大学アセスメント・ポリシー（学部）」に従う。各授業科目の成績評価はシラバス等に明示した合否判定基準に従うが、その方針としては、おおむね次に挙げる成果物と、取り組みの姿勢や過程について評価するものとする。

1. 授業科目の評価は、科目の態様にしたがって、試験、レポート、発表等によって行う。
2. 卒業研究の評価は、卒業論文、研究発表、口頭試問等によって行う。

○法学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針に従って教育課程を編成し実施する。

【教育課程の編成の方針】

- ・[知識・理解]

高度な専門知識・能力を修得する上で必要な基礎知識・学力を養うために、「教養基礎科目」を配置する。

- ・[分析・思考力]

高度な分析力、思考力を養うために、法律学・政治学の専門科目を選択科目として広く開講する。

- ・[態度・志向性]

知識を活用して問題を発見、分析、解決する力を養うとともに、倫理観、協調性、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力を身につけるために、少人数教育などの主体的な学びの場を設ける。

- ・[市民性]

公共的問題の解決に積極的に関与する際に必要な市民性を養うために、市民とは何かという理論的問題及び主体的な市民参加・社会参画をいかにして実現するかという、実践的問題を考えさせることができる授業を提供する。

- ・[地域理解]

地域社会で活躍する上で必要な分析力、問題解決能力を養うために、地域社会が抱える諸問題を的確に把握・分析し、解決策を考えさせる授業やインターンシップを提供する。

- ・[国際感覚]

外国語の運用能力の修得を重視し、「教養基礎科目」において、英語・初修外国語を開講する。また、国際感覚を身につけるとともに、国際社会で活躍する上で必要なスキルを身につけるために、国際社会が抱える主要な問題を分析する授業や、国際社会における日本の役割を考えさせる授業を提供する。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

- ・授業は講義と演習によって実施する。講義では、教養科目と専門科目に関する基本的な知識の修得に重点を置く。

1年次において、法律学と政治学の入門科目及び専門必修科目（夜間主コースは専門選択科目）として法律科目のうち憲法、民法、刑法の総論部分を開講し、法律学・政治学の基礎的素養と専門知識を修得させ、2年次以降の効果的な学習成果の発展を担保する。2年次以降に開講される演習においては、講義によって修得した知識に基づいて、法律的・政治的問題をより専門的に探求する力を養う。その際、隣接する分野を学ぶことにより、これらの問題をより深く探究・分析する能力を身につけさせる。

- ・1年次から4年次まで一貫して、議論と協働に重点を置く少人数教育を行い、双方向授業を展開する。1年次においては新入生向けの演習科目を開講し、2年次以降は多彩な専門演習を開講し、学習成果の発表の場を設ける。オフィスアワーを毎週提供し、主体的な学びを保証するためのきめ細やかな支援を行う。

【学習成果の評価の方針】

- ・[講義科目]

講義科目では、筆記試験、レポート、小テスト等の方法により、知識・理解、分析・思考力を主として評価する。

- ・[演習科目・卒業論文]

演習科目・卒業論文では、プレゼンテーション、ディスカッション、レポート等の方法により、知識・理解、分析・思考力、態度・志向性を重視し、特に法律学・政治学に関する問題解決のための手法や表現能力を評価する。

○経済学科 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

経済学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げた5つの基準で設定した知識や能力を、卒業までに修得することを目的として教育課程を編成・実施し、7つの能力の修得状況に基づき評価する。

【教育課程の編成の方針】

次の5つの基準に従って教育課程を編成する。

基準1：専門的知識に関する基準

経済・経営分野に関する総合的・基礎的な知識を修得するため、必要な専門科目（選択科目・選択必修科目）を系統的に配置する。

基準2：問題処理能力に関する基準

問題発見・解決能力、コミュニケーション力（協調性、独創性、国際性）を修得するため、基礎演習科目を系統的

に配置する。

基準3：社会的実践に関する基準

現代の社会・経済問題に対して自発的に学習・行動し、その成果を社会に還元していく能力を修得するため、必要な専門科目（選択科目）並びに専門演習科目を系統的に配置する。

基準4：地域社会との連携に関する基準

地域社会と関わりを持ち多様な意見・ニーズを吸収できる能力を修得するため、学部共通科目を配置する。

基準5：一般的な教養に関する基準

幅広い分野の知識と教養を身につけ、専門的知識のより深い理解と社会的実践に活用する能力を修得するため、全学教育科目を配置する。

【教育課程における教育・学習方法に関する方針】

経済学科の特質を活かした専門教育を重視し、次の2つの教育・学習方法に従って、十分な質と量を備えた「学科専門科目」を展開する。

1. 専門的知識を修得させるため、講義形式の授業を行う。
2. 専門的知識を確実に会得し、実際の社会・経済問題へ応用できる能力を修得させるため、少人数による演習形式の授業を行う。

【学習成果の評価の方針】

教育課程の編成の方針で掲げた5つの基準は、以下に示す7つの能力を数値化することによってその達成度を具体化し、学習成果の評価とする。なお、これらの能力と学位授与の方針（ディプロマポリシー）との対応と数値化については科目別配点表に基づいて行う。

能力1：コミュニケーション力

情報収集・発信、相互理解のためのコミュニケーション（協調性、独創性、国際性）に関する能力を、演習科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力2：論理的思考力

経済学・経営学の思考法に基づき、筋道を立てて論理的に経済・経営に関するさまざまな事象を理解する論理的思考力を、専門講義科目と演習科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力3：自己管理力

目標の実現に向けて計画的に自らを律して学習する能力を、演習科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力4：専門的知識力

経済学・経営学分野に関する専門的な知識を修得する能力を、専門講義科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力5：継続的学習力

経済学・経営学およびそれらの関連分野における、より専門的・発展的な知識を身に付けようとする能力を、講義科目と演習科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力6：学際的教養力

社会科学における近接領域の学際的な知識や教養を身に付けようとする能力を、教養科目と学部共通科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

能力7：一般的教養力

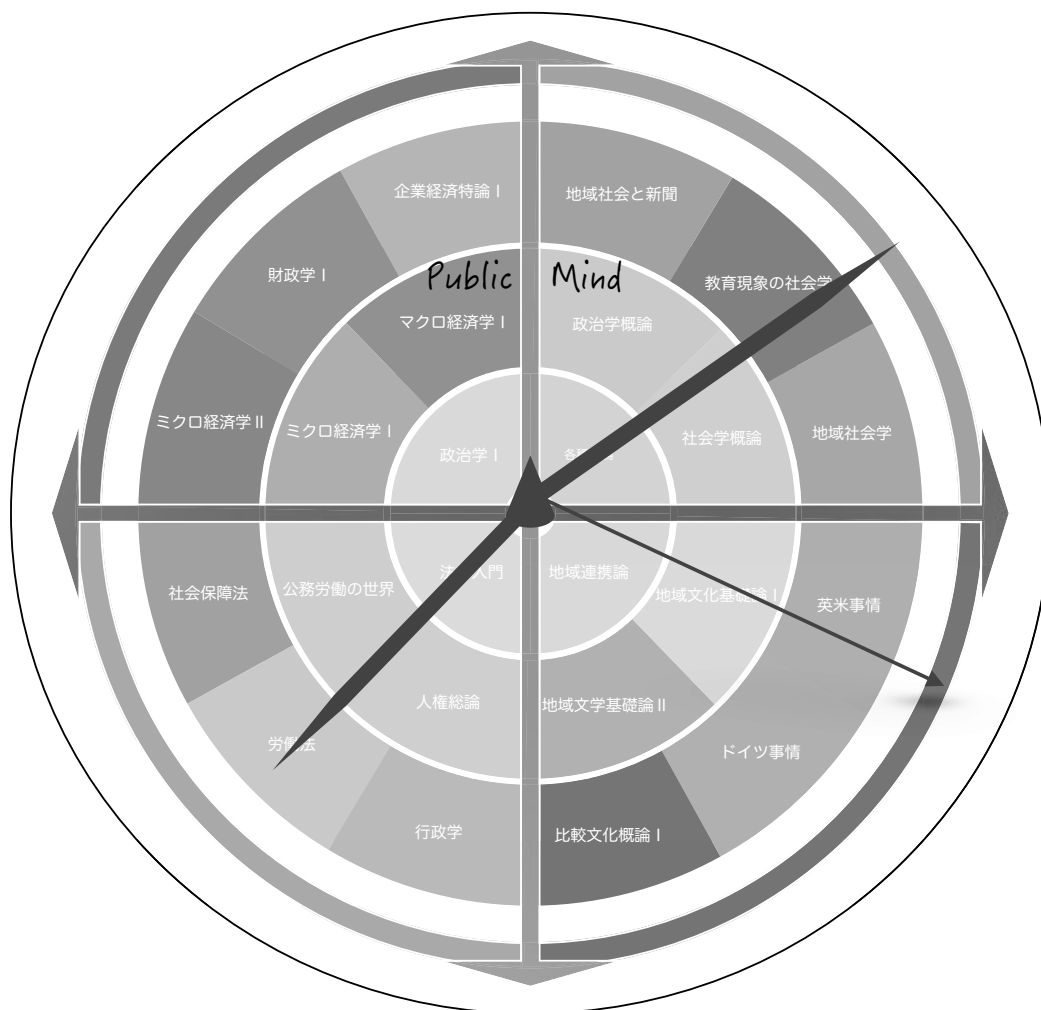
さまざまな分野における知識、技能、教養を身に付けようとする能力を、教養科目において科目別配点表のスコアに基づき評価する。

II 社会の中核的な人財養成履修モデル 「公共性と地域社会」

社会の中核的な人財養成履修モデル「公共性と地域社会」

人文社会科学部の学問体系は「公共的な空間」を構成する地域社会と密接につながっており、その教育体系は「公共的な空間」を形成し、その基本的原理を理解し、そこに参画し、他者と協同する倫理的主体としての行動をする人財の養成を図る履修モデルを、4学科が連携して提供している。

本学部の4学科はそれぞれの学問・教育体系においてその成果を達成するために独自の教育プログラムを提供するとともに、下記の図にあるような地域社会に貢献する人財育成に取り組んでいる。



1 履修モデルの目的

各学科は独自の「学士」教育プログラムと並行して、複合学部たる人文社会科学部の特性を活かし、その背後に「公共性」の視点を据えた4学科連携の履修モデル「地域社会と公共」（以下、本履修モデル）を提供している。

本履修モデルの意図するところは、現代社会の諸課題はある特定の領域の専門的知見・技法のみでは対処できないものとなっている。それらをとらえ考察し、選択・判断をするにあたり、連携する他の領域の専門的知見・技法を活用することが求められている。本学部はその連携の基軸として「公共性」マインドの涵養が枢要であるとの考えから、その端緒として本履修モデルを提示している。

2 履修モデルの枠組み

本履修モデルは3層の科目群から構成されている。

- ① 導入科目……「公共性」の理解の手がかりとなる科目
- ② 基礎科目……各学科専門科目の基礎科目であると同時に、履修生の視野を広げる科目
- ③ 展開科目……履修生の学科専門科目と連携してその知見・理解を高める科目

これらの科目群において最低修得単位は定めないが、履修の目安は下記のとおりである。

導入科目……3科目程度	}	合計10単位程度の履修が望ましい
基礎科目……2科目程度		
展開科目……2科目程度		

* 上記の科目群とその目安の通りに履修する必要はない。受講生の関心に応じて履修することができる。

科目群の合計が7科目14単位以上の履修が望ましい。履修生は次頁の科目群から、開講学科の別表の履修年次以上の年次で履修できる。たとえば、他学科の別表記載年次が2年次である場合には1年次には履修できない。

科目区分と科目

区 分	科 目 群
展 開 科 目	地域社会と新聞、家族とジェンダーの社会学、教育現象の社会学、仕事の社会学、コミュニティ心理学、健康・医療心理学、英米事情、ドイツ事情Ⅰ、フランス事情Ⅰ、比較文化概論Ⅰ、比較文化概論Ⅱ、比較文化概論Ⅲ、地方自治論、行政法総論、社会保障法、行政学、労働法、ミクロ経済学Ⅱ、マクロ経済学Ⅱ、財政学Ⅰ、社会保障論Ⅰ、地域政策Ⅱ、企業経済特論Ⅰ、地方財政論Ⅰ、現代産業論
基 礎 科 目	政治学概論、人間学概論、心理学概論、歴史学概論、社会学概論、社会心理学概論、日本史概論、考古学概論、地域文学文化基礎論Ⅰ、地域文学文化基礎論Ⅱ、憲法総論・統治機構、人権総論、民法総論、公務労働の世界、ミクロ経済学Ⅰ、マクロ経済学Ⅰ
導 入 科 目	多様化社会の理解と自律的キャリア形成、法学入門、政治学Ⅰ

本履修モデルでは、修得した単位は、それぞれの学科の教育プログラムにおいて、「学部共通専門科目」、「学科専門科目」または「自由科目」に組み込まれ、卒業要件単位に含まれる。

Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び 授業科目履修における関連規則

1 静岡大学人文社会科学部規則

平成4年12月21日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）に基づき、静岡大学人文社会科学部（静岡大学地域創造学環を除く。）（以下「本学部」という。）における教育その他必要な事項を定める。

(人材育成に関する目的)

第1条の2 本学部は、人文・社会科学の各分野の専門的知識・能力を身につけるとともに、国際的な視野と幅広い教養を備え、社会の発展に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(学科等)

第2条 本学部は、学則第4条に規定する次の学科で構成し、法学科及び経済学科に夜間主コースを併せ置く。

社会学科

言語文化学科

法学科

経済学科

(履修コース)

第3条 削除

(教育課程)

第4条 本学部の教育課程は、専門科目及び教養科目をもって編成する。

第5条 専門科目の授業及び教養科目の授業は、この規則及び静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

(単位の計算)

第6条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、原則として、次に定める基準により計算する。

(1) 専門科目

ア 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実験、実習及び実技については、授業の内容により、1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単

位とする。

エ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学修時間により計算した総学修時間数が45時間となる授業をもって1単位とする。

(2) 教養科目については、静岡大学全学教育科目規程の定めるところによる。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(3) 卒業論文は、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業科目及び履修方法)

第7条 各学科の授業科目及び履修方法は、別表第Ⅰのとおりとする。

(夜間主コースの履修の特例)

第8条 夜間主コースの学生は、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の規定により修得した単位は60単位を限度として、第15条に規定する卒業所要単位に含めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

4 昼間コースの教養科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。

(履修登録)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目について、所定の期日までに所定の手続きに従い登録しなければならない。

2 前項の規定により履修登録できる単位数の上限については、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則の定めるところによる。

(履修コースの決定)

第10条 削除

(卒業論文)

第11条 卒業に必要な単位として、卒業論文を課すこと

ができる。

2 卒業論文の提出に必要な要件は、別に定める。

(単位の授与、成績評価)

第12条 履修した授業科目は、授業科目担当教員が試験の結果及び平常の学習状況を総合して成績を評価し、合格した者に単位を授与する。

2 成績の評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」、及び「不可」とし、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格、「不可」を不合格とする。

(試験)

第13条 試験は、各学期ごとに期日を定めて行う。ただし、授業科目によっては、随時行うことがある。

2 病気その他正当な理由により試験を受けることのできなかった者は、別に定める手続きにより追試験を受けることができる。

第14条 削除

(卒業認定)

第15条 卒業の認定を受けるには、別表第Ⅱに定める単位を修得しなければならない。

(教員免許)

第16条 教育職員免許法に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する科目及び別表第Ⅲに定める教職に関する科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 教職に関する科目の単位は、卒業に必要な単位に含めることができる。

3 修得単位の扱いについては、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条の2 本学部に入學する前に履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を卒業に必要な単位として、認定することがある。

2 認定の方法、既修得単位の扱いについては、別に定める。

(退学等)

第18条 学生が、退学、休学、留學又は転學等をしようとするときは、所定の願書を人文社会科学部長に提出するものとする。

(編入学、転入学)

第19条 本学部編入学又は転入学を志望する者があるときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の扱い等については、別に定める。

(再入学)

第20条 再入学を許可された者の在学期間は、残余年数とする。

(転学部、転学科)

第21条 転学部又は転学科を志望する者があるときは、選考の上、許可することがある。

2 選考の方法、既修得単位の認定等における必要な事項は、別に定める。

(研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生)

第22条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流特別学部学生について必要な事項は、別に定める。

(学生指導)

第23条 学生の勉學その他の相談に応ずるため、指導教員を置く。

2 学生は、学年の初めに、所属する学科の教員のうちから指導教員1人を選び、その承認を得て、人文社会科学部長に届け出るものとする。

(雑則)

第24条 學則、これに基づく別段の定め及びこの規則の定めによるほか、本学部の教育課程及び履修方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和7年2月13日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入學した学生については、この規則による改正後の人文社会科学部規則別表第Ⅰの規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 I

学科別授業科目表（第 7 条関係）

社会科学（ABP留学生コースを除く。）

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	研究演習 I	2	演	3	
	研究演習 II	2	演	3	
	卒業演習 I	2	演	4	
	卒業演習 II	2	演	4	
	卒業論文	8	演	4	
	小 計	16			
修	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表 I 人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	人間学概論	2	講	1	《基盤科目》 11科目から 6 科目12単位以上を選択必修。（別表第 II の「学科共通専門科目」に当たる）
	心理学概論	2	講	1	
	歴史学概論	2	講	1	
	社会学概論	2	講	1	
	文化人類学概論	2	講	1	
	哲学心理学概論	2	講	1	
	臨床心理学概論	2	講	1	
	社会心理学概論	2	講	1	
	日本史概論	2	講	1	
	外国史概論	2	講	1	
	考古学概論	2	講	1	
	フィールドワーク基礎演習	2	演	1	
	社会調査入門	2	講	1	
	統計・データ解析 I（心理学統計法 I）	2	講	1	
	統計・データ解析 II（心理学統計法 II）	2	演	2	
	Intercultural Community Building I	2	演	2～4	《発展科目》
	Intercultural Community Building II	2	演	2～4	
専門科目	西洋思想史	2	講	2～3	
	日本宗教思想	2	講	2～3	
	日本思想概説	2	講	2～3	
	ギリシァ語 I	2	講	1～2	
	ギリシァ語 II	2	講	2～3	
	ラテン語 I	2	講	1～2	
	ラテン語 II	2	講	2～3	
	現代文化論 I	2	講	2～3	
	現代文化論 II	2	講	2～3	
	地域社会論 I	2	講	2～3	
	地域社会論 II	2	講	2～3	
	社会学基礎理論 I	2	講	2～3	
	社会学基礎理論 II	2	講	2～3	
	人間環境論 I	2	講	2～3	
	人間環境論 II	2	講	2～3	
	家族とジェンダーの社会学	2	講	2～3	
	グローバル化の社会学	2	講	2～3	
	教育現象の社会学	2	講	2～3	
	自己と関係の社会学	2	講	2～3	
目	仕事の社会学	2	講	2～3	
	神経・生理心理学 I	1	講	1～3	
	神経・生理心理学 II	1	講	1～3	
	知覚・認知心理学	1	講	1～3	
	学習・言語心理学	1	講	1～3	
	社会・集団・家族心理学	2	講	2～3	
	感情・人格心理学	2	講	2～3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	異常心理学（障害者・障害児心理学Ⅰ）	1	講	2～3	
		障害児心理学（障害者・障害児心理学Ⅱ）	1	講	2～3	
		発達心理学	2	講	2～3	
		心理的アセスメントⅠ	1	講	2～3	
		心理的アセスメントⅡ	1	講	2～3	
		心理学的支持療法Ⅰ	1	講	2～3	
		心理学的支持療法Ⅱ	1	講	2～3	
		コミュニティ心理学	1	講	2～3	
		健康・医療心理学	1	講	2～3	
		発達臨床心理学（福祉心理学Ⅰ）	1	講	2～3	
		障害・福祉心理学（福祉心理学Ⅱ）	1	講	2～3	
		教育・学校心理学	2	講	3	
		司法・犯罪心理学	1	講	1～3	
		産業・組織心理学	1	講	2～3	
		精神疾患とその治療Ⅰ	1	講	1～3	
		精神疾患とその治療Ⅱ	1	講	1～3	
		日本史概説	2	講	2	
		西洋史概説	2	講	2	
		アジア史概説	2	講	2	
		考古学概説	2	講	2	
		比較地域史	2	講	2～3	
		日本中世史	2	講	2～3	
		日本近世史	2	講	3～4	
		日本近世史	2	講	3～4	
		日本近世史	2	講	3～4	
		アジア文明史Ⅰ	2	講	3～4	
		アジア文明史Ⅱ	2	講	3～4	
		ヨーロッパ文明史Ⅰ	2	講	3～4	
		ヨーロッパ文明史Ⅱ	2	講	3～4	
		アジア社会史Ⅰ	2	講	3～4	
		アジア社会史Ⅱ	2	講	3～4	
		西洋社会史Ⅰ	2	講	3～4	
		西洋社会史Ⅱ	2	講	3～4	
		農耕文化論	2	講	3～4	
		農耕文化論	2	講	3～4	
		先史文化論	2	講	3～4	
		民族文化論	2	講	2～3	
	専 門 科 目	哲学・倫理学実習Ⅰ	1	実	3	《専門コア科目》 10単位以上を選択必修（別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）
		哲学・倫理学実習Ⅱ	1	実	3	
		哲学・倫理学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		哲学・倫理学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		哲学・倫理学応用演習Ⅰ	2	演	2～4	
		哲学・倫理学応用演習Ⅱ	2	演	2～4	
		文化人類学基礎演習Ⅰ	2	演	2～4	
		文化人類学基礎演習Ⅱ	2	演	2～4	
		文化人類学応用演習Ⅰ	2	演	2～4	
		文化人類学応用演習Ⅱ	2	演	2～4	
		文化人類学調査法Ⅰ	2	演	2～4	
		文化人類学調査法Ⅱ	2	演	2～4	
		フィールドワーク実習Ⅰ	1	実	3	
		フィールドワーク実習Ⅱ	1	実	3	
	目	社会学基礎演習Ⅰ	2	演	2	
		社会学基礎演習Ⅱ	2	演	2	
		社会学応用演習Ⅰ	2	演	2	
		社会学応用演習Ⅱ	2	演	2	

区 分		授 業 科 目							単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 科 専 門 門 目	学 科	質 的 調 査 法 演 習 I	2	演 演	2 ～ 4	—							
		質 的 調 査 法 演 習 II	2	演 演	2 ～ 4								
		計 量 的 調 査 法 演 習 I	2	演 演	2 ～ 4								
		計 量 的 調 査 法 演 習 II	2	演 演	2 ～ 4								
		計 量 的 調 査 法 演 習 III	2	演 演	2 ～ 4								
		社 会 心 理 学 演 習 I	2	演 演	2 ～ 4								
		社 会 心 理 学 演 習 II	2	演 演	2 ～ 4								
		臨 床 心 理 学 演 習 I	2	演 演	2 ～ 4								
		臨 床 心 理 学 演 習 II	2	演 演	2 ～ 4								
		心 理 学 研 究 法 I	2	演 実	2								
		心 理 学 研 究 法 II	2	演 実	2								
		心 理 学 研 究 法 III	2	演 実	3								
		日 本 史 基 礎 演 習 I	2	演 演	2								
		日 本 史 基 礎 演 習 II	2	演 演	2								
		世 界 史 基 礎 演 習 I	2	演 演	2								
		世 界 史 基 礎 演 習 II	2	演 演	2								
		考 古 学 基 礎 演 習 I	2	演 演	2								
		考 古 学 基 礎 演 習 II	2	演 演	2								
		日 本 史 学 史 料 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4								
		日 本 史 学 史 料 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4								
		ア ジ ア 史 文 献 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4								
	ア ジ ア 史 文 献 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4									
	西 洋 史 文 献 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4									
	西 洋 史 文 献 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4									
	ア ジ ア 史 史 料 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4									
	ア ジ ア 史 史 料 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4									
	西 洋 史 史 料 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4									
	西 洋 史 史 料 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4									
	考 古 学 資 料 講 読 I	2	演 演	3 ～ 4									
	考 古 学 資 料 講 読 II	2	演 演	3 ～ 4									
	古 文 書 実 習 II	2	演 実	3 ～ 4									
	古 文 書 実 習 III	2	演 実	3 ～ 4									
	考 古 学 実 習 II	2	演 実	3 ～ 4									
	考 古 学 実 習 III	2	演 実	3 ～ 4									
	民 族 文 化 論 講 読 演 習	2	演 演	2 ～ 4									
	科 目	生 涯 学 習 概 論	2	講	1		《資格等科目》 (学芸員科目)						
		博 物 館 概 論	2	講	1								
		博 物 館 経 営 論	2	講	2								
		博 物 館 資 料 論 I	1	講	2								
		博 物 館 資 料 論 II	1	講	2								
		博 物 館 展 示 論	2	講	2								
		博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	2	講	2								
博 物 館 資 料 保 存 論		2	講	2 ～ 3									
博 物 館 教 育 論		2	講	2 ～ 3									
博 物 館 館 務 実 習		1	講	3 ～ 4									
古 文 書 実 習 a		1	実	2									
古 文 書 実 習 b		1	実	2									
考 古 学 実 習 I		1	実	2									
考 古 学 実 習 II		1	実	2									
人 自 地		文 然 地 理 学	2	講	2 ～ 4	(教職地歴)							
	地 地 理 学	2	講	2 ～ 4									
	地 誌 学	2	講	2 ～ 4									
	公 認 心 理 師 の 職 責 論	1	講	2									
	関 係 行 政 演 習	1	講	2									
	心 理 演 習	2	演	3									

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 部 共 通 専 門 科 目	心 理 実 習	3	実	4	
	小 計	56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を含む）は1年次後学期以降履修することができる。（ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」、「オンライン留学Ⅰ」、「オンライン留学Ⅱ」の単位は、1年次前学期から、申請にもとづき修得することができる。）
	政治学概論	2	講	1～3	
	地域社会と新聞	2	講	1～3	
	Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
	Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
	海外研修Ⅰ	1	実	1～4	
	海外研修Ⅱ	1	実	1～4	
	海外研修Ⅲ	2	実	1～4	
	海外研修Ⅳ	2	実	1～4	
	海外研修Ⅴ	4	実	1～4	
	オンライン留学Ⅰ	1	実	1～4	
	オンライン留学Ⅱ	2	実	1～4	
	地域メディア論Ⅰ	2	講	1～2	
	地域メディア論Ⅱ	2	講	2～3	
	リーダ－シップⅠ	1	演	2～4	
	リーダ－シップⅡ	1	演	2～4	
	Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
	Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
	Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
	Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
	地域文学文化基礎論Ⅰ	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
	地域文学文化基礎論Ⅱ	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
	言語学基礎論Ⅰ	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
	言語学基礎論Ⅱ	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
	法哲学	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
	公務労働の世界	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
	ミクロ経済学Ⅰ	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
	マクロ経済学Ⅰ	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
	日本経済論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
	企業経済論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
	小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	20以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

言語文化学科（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	課 題 研 究 I	2	演 演	4	
		課 題 研 究 II	2		4	
		卒 業 論 文	8		4	
		小 計	12			
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	学 科	地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1	《基盤科目》 (導入科目) 3科目6単位以上を選択必修。
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1	
		文 学 概 論 I	2	講	1	
		文 学 概 論 II	2	講	2	
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1	
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1	
		言 語 学 概 論 I	2	講	1	
		言 語 学 概 論 II	2	講	2	
		専 門 英 語 基 礎	2	演	1～2	(語学科目) 3科目6単位以上を選択必修。 留学生対象科目 留学生対象科目
		専 門 ド イ ツ 語 基 礎 I	2	演	1～2	
		専 門 ド イ ツ 語 基 礎 II	2	演	1～2	
		専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎	2	演	1	
		専 門 中 国 語 基 礎 I	2	演	2	
		専 門 中 国 語 基 礎 II	2	演	2	
		専 門 ス ペ イ ン 語 基 礎 I	2	演	2	
		専 門 ス ペ イ ン 語 基 礎 II	2	演	2	
		専 門 韓 国 語 基 礎 I	2	演	1	
		専 門 韓 国 語 基 礎 II	2	演	2	
		専 門 日 本 語 基 礎 I	2	演	1	
		専 門 日 本 語 基 礎 II	2	演	1	
	専 門	英 会 話 ・ 作 文 I	2	演	1～2	
		英 会 話 ・ 作 文 II	2	演	1～2	
		ド イ ツ 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	2	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 III	2	演	2～4	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	1	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	1	
		オ ー ラ ル イ ン グ リ ッ シ ュ I	2	演	2	
		オ ー ラ ル イ ン グ リ ッ シ ュ II	2	演	2	
		英 語 表 現 法 I	2	演	2	
	科 目	英 語 表 現 法 II	2	演	3～4	
		ア カ デ ミ ッ ク ラ イ テ ィ ン グ I	2	演	3～4	
		ア カ デ ミ ッ ク ラ イ テ ィ ン グ II	2	演	3～4	
		ド イ ツ 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2	演	2～4	
		中 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2	演	2～4	
		小 計	24以上			24単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。 《《基盤科目》は別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる）
		日 本 文 学 概 論 I	2	講	2～4	《専修科目》 (専修基礎科目) 4科目8単位以上を選択必修。
		日 本 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 I	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 演 習	2	演	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 入 門	2	講	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 III	2	演	2～4	
		中 国 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		中 国 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		中 国 語 学 概 論 I	2	講	2～4	
		中 国 語 学 概 論 II	2	講	2～4	
	専 門	中 国 文 学 史 I	2	講	2～4	
		中 国 文 学 史 II	2	講	2～4	
		英 米 学 事 情 I	2	講	2	
		英 米 学 概 論 I	2	講	2	
		英 米 学 概 論 II	2	講	2	
		英 米 文 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		英 米 文 学 史 I	2	講	2	
		英 米 文 学 史 II	2	講	2	
		英 米 文 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		英 米 文 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		ヨ ロ ッ パ 言 語 文 化 入 門	2	講	1	
		ド イ ツ 文 学 概 論 I	2	講	2	
		ド イ ツ 文 学 概 論 II	2	講	2	
		ド イ ツ 語 学 概 論 I	2	講	1	
	科 目	ド イ ツ 語 学 概 論 II	2	講	2	
		ド イ ツ 事 情 I	2	講	2～4	
		ド イ ツ 事 情 II	2	講	2～4	
		ド イ ツ 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 I	2	講	2	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 II	2	講	2	
		フ ラ ン ス 語 学 概 論 I	2	講	2	
		フ ラ ン ス 語 学 概 論 II	2	講	2	
		フ ラ ン ス 事 情 I	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 II	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 III	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 IV	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		フ ラ ン ス 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		比 較 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～4	
		比 較 語 学 基 礎 講 読	2	講	1	
		言 語 学 基 礎 演 習	2	演	2～4	
		日 本 文 学 史 I	2	講	2～4	(専修発展科目)
		日 本 文 学 史 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目							単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考	
選 科 専 門 科 目	学 科	日	本	文	学	講	読	I	2	講	3～4		
		日	本	文	学	講	読	II	2	講	3～4		
		日	本	文	学	演	習	I	2	演	3～4		
		日	本	文	学	演	習	II	2	演	3～4		
		日	本	文	学	演	習	I	2	演	3～4		
		日	本	文	学	演	習	II	2	演	3～4		
		日	本	文	学	道		I	2	演	3～4		
		日	本	文	学	道		II	2	演	3～4		
		書			文	化	各	論	I	2	講	2～4	
		書			文	化	各	論	II	2	講	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	III	2	講	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	I	2	講	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	II	2	講	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	III	2	講	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	I	2	演	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	II	2	演	2～4	
		ア	ジ	ア	言	語	文	文	III	2	演	2～4	
		中			語			史	2	講	2～4		
		英			学	各		史	2	講	3～4		
		英			学			I	2	講	3～4		
	英			学			II	2	講	3～4			
	英			学			習	2	演	3～4			
	英	米	文	学	文	化	各	I	2	講	3～4		
	英	米	文	学	文	化	各	II	2	講	3～4		
	英	米	文	学	文	化	演	I	2	演	3～4		
	英	米	文	学	文	化	演	II	2	演	3～4		
	ド	イ	ツ	文	学	史		I	2	講	3～4		
	ド	イ	ツ	文	学	史		II	2	講	3～4		
	ド	イ	ツ	言	語	文	各	I	2	講	3～4		
	ド	イ	ツ	言	語	文	各	II	2	講	3～4		
	ド	イ	ツ	言	語	文	化	I	2	演	3～4		
	ド	イ	ツ	言	語	文	化	II	2	演	3～4		
	ド	イ	ツ	文	学	演	習	I	2	演	3～4		
	ド	イ	ツ	文	学	演	習	II	2	演	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	I	2	講	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	II	2	講	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	III	2	講	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	IV	2	講	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	I	2	演	3～4		
	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	II	2	演	3～4		
フ	ラ	ン	ス	言	語	文	III	2	演	3～4			
フ	ラ	ン	ス	言	語	文	IV	2	演	3～4			
フ	ラ	ン	ス	学	文	演	I	2	演	3～4			
フ	ラ	ン	ス	学	文	演	II	2	演	3～4			
フ	ラ	ン	ス	学	文	演	III	2	演	3～4			
ス	ベ	イ	ン	語	原	書	講	読	I	2	演	3～4	
ス	ベ	イ	ン	語	原	書	講	読	II	2	演	3～4	
比	較	文	学	各	各	論		I	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		II	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		III	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		I	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		II	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		III	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	論		IV	2	講	2～4		
比	較	文	学	各	各	演	習	I	2	演	2～4		
比	較	文	学	各	各	演	習	II	2	演	2～4		
比	較	文	学	各	各	演	習	III	2	演	2～4		

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 科 専 門 科 目	比 較 文 化 演 習 I	2	演	2～4	一般音声学 I の単位修得を履修条件とする。
		比 較 文 化 演 習 II	2	演	2～4	
		比 較 文 化 演 習 III	2	演	2～4	
		翻 訳 文 化 論	2	講	2～4	
		芸 能 文 化 論	2	講	2～4	
		映 像 文 化 論	2	講	2～4	
		伝 承 文 学	2	講	2～4	
		対 照 言 語	2	講	2～4	
		言 語 学 各 論 I	2	講	2～4	
		言 語 学 各 論 II	2	講	2～4	
		言 語 学 各 論 III	2	講	2～4	
		言 語 学 特 論 I	2	講	3～4	
		言 語 学 特 論 II	2	講	3～4	
		一 般 音 声 学 I	2	講	3～4	
		一 般 音 声 学 II	2	演	3～4	
		言 語 学 講 読	2	講	3～4	
		言 語 学 演 習 I	2	演	3～4	
		言 語 学 演 習 II	2	演	3～4	
		課 題 演 習 I	2	演	3	
		課 題 演 習 II	2	演	3	
	小 計		36以上			36単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。 《《専修科目》は別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）
学 部 共 通 専 門 科 目	学 部 共 通 専 門 科 目	多 様 化 社 会 の 理 解 と 自 律 的 キ ャ リ ア 形 成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を含む）は1年次後学期以降履修することができる。（ただし、「海外研修Ⅰ」～「海外研修Ⅴ」、「オンライン留学Ⅰ」、「オンライン留学Ⅱ」の単位は、1年次前学期から、申請にもとづき修得することができる。）
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		海 外 研 修 III	2	実	1～4	
		海 外 研 修 IV	2	実	1～4	
		海 外 研 修 V	4	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 I	1	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 II	2	実	1～4	
		地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1～2	
		地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2～3	
		リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
	学 部 共 通 専 門 科 目	地 域 社 会 創 生 フ ィ ー ル ド ワ ー ク I	1	実	1	学科横断科目（社会学科）
		地 域 社 会 創 生 フ ィ ー ル ド ワ ー ク II A	1	実	2	
		地 域 社 会 創 生 フ ィ ー ル ド ワ ー ク II B	1	実	2	
		地 域 社 会 創 生 フ ィ ー ル ド ワ ー ク III A	1	実	3	
		地 域 社 会 創 生 フ ィ ー ル ド ワ ー ク III B	1	実	3	
		人 間 学 概 論	2	講	1～3	
		心 理 学 概 論	2	講	1～3	
		歴 史 学 概 論	2	講	1～3	
		社 会 学 概 論	2	講	1～3	
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1～3	
	学 部 共 通 専 門 科 目	哲 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）

区 分		授 業 科 目					単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学 部 共 通 専 門 科 目	日 本 史 概 論	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（社会学科）				
		外 国 史 概 論	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（社会学科）				
		考 古 学 概 論	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（社会学科）				
		法 哲 学	2	講	2 ～ 3	学科横断科目（法学科）				
		公 務 労 働 の 世 界	2	講	2 ～ 3	学科横断科目（法学科）				
		ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（経済学科）				
		マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（経済学科）				
		日 本 経 済 論	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（経済学科）				
		企 業 経 済 論	2	講	1 ～ 3	学科横断科目（経済学科）				
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。				
教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）(教養科目) による)					11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。					20以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合 計 履 修 単 位 数						124単位以上				

法学科（昼間コース）（ABP留学生コースを除く。）

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	憲法総論・統治機構論 人民権総論 刑法 刑法総論 I 刑法総論 II	2 2 4 2 2	講 講 講 講 講	1 1 1 1 1
	小 計	12			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による)	17		
選択	学 科	法学入門	2	講	1
		刑法各論 I	2	講	2～4
		刑法各論 II	2	講	2～4
		政治学 I	2	講	1
		政治学 II	2	講	1
		社会学	2	講	2～4
		社会学史	2	講	2～4
		法制総論 I	2	講	2～4
		法制総論 II	2	講	2～4
		債権総論	2	講	2～4
		債権各論	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
		債権法	2	講	2～4
	専 門 科 目	行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4
		行政学	2	講	2～4

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	法 学 ・ 政 治 学 特 殊 講 義 II	2	講	1～4	
		法 学 ・ 政 治 学 案 内	2	講	1	
		Law and Globalization	2	講	2～4	
		Japan in World Affairs	2	講	2～4	
		Global Politics	2	講	2～4	
		政 治 学 演 習 I a	2	演	2	
		政 治 学 演 習 I b	2	演	2	
		国 際 政 治 史 演 習 I a	2	演	2	
		国 際 政 治 史 演 習 I b	2	演	2	
		国 際 関 係 論 演 習 I a	2	演	2	
		国 際 関 係 論 演 習 I b	2	演	2	
		行 政 学 演 習 I a	2	演	2	
		行 政 学 演 習 I b	2	演	2	
		法 哲 学 演 習 I a	2	演	2	
		法 哲 学 演 習 I b	2	演	2	
		憲 法 演 習 I a	2	演	2	
		憲 法 演 習 I b	2	演	2	
		行 政 法 演 習 I a	2	演	2	
		行 政 法 演 習 I b	2	演	2	
	専 門 科	民 法 演 習 I a	2	演	2	
		民 法 演 習 I b	2	演	2	
		刑 事 法 演 習 I a	2	演	2	
		刑 事 法 演 習 I b	2	演	2	
		商 法 演 習 I a	2	演	2	
		商 法 演 習 I b	2	演	2	
		社 会 法 演 習 I a	2	演	2	
		社 会 法 演 習 I b	2	演	2	
		民 事 訴 訟 法 演 習 I a	2	演	2	
		民 事 訴 訟 法 演 習 I b	2	演	2	
		労 働 法 演 習 I a	2	演	2	
		労 働 法 演 習 I b	2	演	2	
		社 会 保 障 法 演 習 I a	2	演	2	
		社 会 保 障 法 演 習 I b	2	演	2	
		国 際 法 演 習 I a	2	演	2	
		国 際 法 演 習 I b	2	演	2	
		政 治 学 演 習 II a	2	演	3	
		政 治 学 演 習 II b	2	演	3	
	目 録	国 際 政 治 史 演 習 II a	2	演	3	
		国 際 政 治 史 演 習 II b	2	演	3	
		国 際 関 係 論 演 習 II a	2	演	3	
		国 際 関 係 論 演 習 II b	2	演	3	
		行 政 学 演 習 II a	2	演	3	
		行 政 学 演 習 II b	2	演	3	
		法 哲 学 演 習 II a	2	演	3	
		法 哲 学 演 習 II b	2	演	3	
		憲 法 演 習 II a	2	演	3	
		憲 法 演 習 II b	2	演	3	
		行 政 法 演 習 II a	2	演	3	
		行 政 法 演 習 II b	2	演	3	
		民 法 演 習 II a	2	演	3	
		民 法 演 習 II b	2	演	3	
		刑 事 法 演 習 II a	2	演	3	
		刑 事 法 演 習 II b	2	演	3	
		商 法 演 習 II a	2	演	3	
		商 法 演 習 II b	2	演	3	
		社 会 法 演 習 II a	2	演	3	
		社 会 法 演 習 II b	2	演	3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学	民 事 訴 訟 法 演 習 II a	2	演	3	
		民 事 訴 訟 法 演 習 II b	2	演	3	
		労 働 法 演 習 II a	2	演	3	
		労 働 法 演 習 II b	2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II a	2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II b	2	演	3	
		国 際 法 演 習 II a	2	演	3	
		国 際 法 演 習 II b	2	演	3	
		卒 業 論	4		4	
		小 計	54以上			54単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	科	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	
		地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		海 外 研 修 III	2	実	1～4	
		海 外 研 修 IV	2	実	1～4	
	専	海 外 研 修 V	4	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 I	1	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 II	2	実	1～4	
		地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1～2	
		地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2～3	
		リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
	門	Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
		地域社会創生フィールドワーク I	1	実	1	
		地域社会創生フィールドワーク II A	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク II B	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク III A	1	実	3	
		地域社会創生フィールドワーク III B	1	実	3	
	科	人 間 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		歴 史 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		哲 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
	目	日 本 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		外 国 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		考 古 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
	目	マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		日 本 経 済 論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		企 業 経 済 論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部(ABP留学生コースを除く。)(教養科目)による)	11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	26以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

法学科（夜間主コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	学 科	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1～4	
		民 法 総 論	4	講	1～4	
		政 治 学 I	2	講	1～4	
		政 治 学 II	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 I	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 II	2	講	1～4	
		法 学 入 門	2	講	1～4	
		刑 法 各 論 I	2	講	1～4	
		刑 法 各 論 II	2	講	1～4	
		人 法 哲 学	2	講	1～4	
		法 債 権 総 論	2	講	1～4	
		債 権 総 論 I	2	講	1～4	
		債 権 総 論 II	2	講	1～4	
		不 債 権 各 論	2	講	1～4	
		行 政 法 総 論	4	講	1～4	
		行 政 法 各 論	2	講	1～4	
	専 門	国 税 法 総 論	4	講	1～4	
		刑 事 法 I	2	講	1～4	
		刑 事 法 II	2	講	1～4	
		刑 事 策 論 I	2	講	1～4	
		刑 事 策 論 II	2	講	1～4	
		国 際 法 ・ 総 論	2	講	1～4	
		国 親 族 権 総 論	2	講	1～4	
		物 担 保 物 訴 訟 為	2	講	1～4	
		民 法 総 論	4	講	1～4	
		商 法 形 融	2	講	1～4	
		金 保 經 知 勞 社 政 国 外 専 専 専 専 専 専 専 専 専 専	2	講	1～4	
		手 引	2	講	1～4	
		取 引	2	講	1～4	
		品 險 濟 財 働 保 障 思 政	2	講	1～4	
		書 演 演 演 演 演 演 演 演 演 演	2	講	1～4	
		演 習 a	2	演	1～4	
		演 習 b	2	演	2～4	
		演 習 c	2	演	2～4	
		演 習 d	2	演	2～4	
		演 習 e	2	演	2～4	
		演 習 f	2	演	2～4	
		演 習 g	2	演	2～4	
		演 習 h	2	演	2～4	
		演 習 i	2	演	2～4	
		演 習 j	2	演	2～4	
		演 習 k	2	演	2～4	
		演 習 l	2	演	2～4	
択	科 目	憲 法 総 論	2	講	1～4	
		民 法 総 論	4	講	1～4	
		政 治 学 I	2	講	1～4	
		政 治 学 II	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 I	2	講	1～4	
		刑 法 総 論 II	2	講	1～4	
		法 学 入 門	2	講	1～4	
		刑 法 各 論 I	2	講	1～4	
		刑 法 各 論 II	2	講	1～4	
		人 法 哲 学	2	講	1～4	

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	海 外 研 修 I	1	実	1～4	
	海 外 研 修 II	1	実	1～4	
	オ ン ラ イ ン 留 学 I	1	実	1～4	
	オ ン ラ イ ン 留 学 II	2	実	1～4	
	リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
	リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
	法 学 ・ 政 治 学 案 内 I	2	講	1	
	法 学 ・ 政 治 学 案 内 II	2	講	1	
	法学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第Ⅰ法学科（昼間コース）（APB留学生コースを除く。）による				本学部の法学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の法学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。
	小 計	66以上			66単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	7 以上			
自由科目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目	34以上			
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

経済学科（昼間コース）（ABP留学生コースを除く。）

区 分		授 業 科 目							単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2	講 講 演 演 演	1	
		マ	ク	ロ	経	済	学	I	2		1	
修	教養科目	基		礎	演		習	I	2		1	
		基		礎	演		習	II	2		2	
		基		礎	演		習	III	2		2	
		小 計							10			
		(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）							17			
選択	学 科	統		計		学		I	2	講 		

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	政 策 特 論 II	2	講	3～4	教職免許取得希望者のみ受講可 教職免許取得希望者のみ受講可
		経 済 学 説 史	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 I	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 II	2	講	3～4	
		地 域 経 済 営 I	2	講	3～4	
		地 域 経 済 営 II	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ イ ン グ I	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ イ ン グ II	2	講	3～4	
		社 会 保 障 論 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	3～4	
		会 計 学 II	2	講	3～4	
		中 小 企 業 と 経 営 哲 学	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 I	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	3～4	
		政 治 学 I	2	講	2～4	
		政 治 学 II	2	講	2～4	
		卒 業 論 文	4		4	
	専 門 科 目	小 計	64以上			64単位を超えて修得した単位は自由 科目区分の所要単位数として算定す る。
		多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を 含む）は1年次後学期以降履修する ことができる。（ただし、「海外研修 I」～「海外研修V」、「オンライン 留学I」、「オンライン留学II」の単 位は、1年次前学期から、申請にも とづき修得することができる。）
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		海 外 研 修 I	1	実	1～4	
		海 外 研 修 II	1	実	1～4	
		海 外 研 修 III	2	実	1～4	
		海 外 研 修 IV	2	実	1～4	
		海 外 研 修 V	4	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 I	1	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 II	2	実	1～4	
		地 域 メ デ イ ア 論 I	2	講	1～2	
		地 域 メ デ イ ア 論 II	2	講	2～3	
		リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
		地域社会創生フィールドワーク I	1	実	1	
		地域社会創生フィールドワーク II A	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク II B	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク III A	1	実	3	
		地域社会創生フィールドワーク III B	1	実	3	
	目	人 間 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		歴 史 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		哲 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		日 本 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		外 国 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		考 古 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択	学部共通専門科目	地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		法 哲 学	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		公 務 労 働 の 世 界	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	11以上			11単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目		本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	18以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

経済学科（夜間主コース）

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	社会科学基礎演習	2	演	1	
	小 計	2			
	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）（教養科目）による）	17			
選択	経済学入門	2	講	1～2	
	現代経済学入門	2	講	1～2	
	ミクロ経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	ミクロ経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	マクロ経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	マクロ経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	国際経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	国際経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	国際経済学Ⅲ	2	講	1～4	
	統計学Ⅰ	2	講	1～4	
	統計学Ⅱ	2	講	2～4	
	経済学Ⅰ	2	講	2～4	
	経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	数量経済学Ⅰ	2	講	2～4	
	数量経済学Ⅱ	2	講	2～4	
	数理経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	数理経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	財政学Ⅰ	2	講	1～4	
	財政学Ⅱ	2	講	1～4	
	財政学Ⅲ	2	講	1～4	
	地方財政論	2	講	1～4	
	金融論Ⅰ	2	講	1～4	
	金融論Ⅱ	2	講	1～4	
	金融政策Ⅰ	2	講	1～4	
	金融政策Ⅱ	2	講	1～4	
	金融政策Ⅲ	2	講	1～4	
	社会保障論Ⅰ	2	講	1～4	
	社会保障論Ⅱ	2	講	1～4	
	社会保障論Ⅲ	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅲ	2	講	1～4	
	社会経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	社会経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	社会経済学Ⅲ	2	講	1～4	
科目	地域政策	2	講	1～4	
	世界経済	2	講	1～4	
	アジア経済	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅰ	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅱ	2	講	1～4	
	地域経済学Ⅲ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅰ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅱ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅲ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅳ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅴ	2	講	1～4	
	企業経営学Ⅵ	2	講	1～4	

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	学 科	政 治 学 II						2	講	1～4	
		外 国 書 講 読 I						2	演	2～4	
		外 国 書 講 読 II						2	演	2～4	
		外 国 書 講 読 III						2	演	2～4	
		経 済 学 演 習 I a						2	演	3	
		経 済 学 演 習 I b						2	演	3	
		演 習 研 究 論 文						4		3	
		経 済 学 演 習 II a						2	演	4	
		経 済 学 演 習 II b						2	演	4	
		卒 業 論 文						4		4	
		海 外 研 修 I						1	実	1～4	
		海 外 研 修 II						1	実	1～4	
		オ ン ラ イ ン 留 学 I						1	実	1～4	
	オ ン ラ イ ン 留 学 II						2	実	1～4		
択 目	科 目	リ ー ダ ー シ ッ プ I						1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II						1	演	2～4	
	経済学科（昼間コース）科目 ※授業科目及び単位数は別表第Ⅰ 経済学科（昼間コース）(APB留学生コースを除く。)による									本学部の経済学科（昼間コース）の別表にある学科専門科目を含めることができる。 ※昼間コース開講の経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いについては、別に定める。	
		小 計						64以上			64単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
教養科目		（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ 人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）(教養科目) による）						7 以上			
自由科目		本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目						34以上			
合 計 履 修 単 位 数								124単位以上			

社会科学（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	研究演習Ⅰ	2	演	3	
		研究演習Ⅱ	2	演	3	
		卒業演習Ⅰ	2	演	4	
		卒業論文	6	演	4	
		小 計	12			
修	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	30			
選択	学 科	人間学概論	2	講	1	《基盤科目》 11科目から6科目12単位以上を選択必修。 （別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる）
		心理史学概論	2	講	1	
		歴史学概論	2	講	1	
		社会学概論	2	講	1	
		文化人類学概論	2	講	1	
		哲学心理学概論	2	講	1	
		臨床心理学概論	2	講	1	
		社会心理学概論	2	講	1	
		日本史概論	2	講	1	
		外国史概論	2	講	1	
		考古学概論	2	講	1	
		フィールドワーク基礎演習	2	演	1	
		社会調査入門	2	講	1	
		統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）	2	講	1	
		統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）	2	演	2	
	専 門 科 目	Intercultural Community BuildingⅠ	2	演	2～4	《発展科目》
		Intercultural Community BuildingⅡ	2	演	2～4	
		西洋思想史	2	講	2～3	
		日本宗教学思想	2	講	2～3	
		日本思想概説	2	講	2～3	
		ギリシア語Ⅰ	2	講	1～2	
		ギリシア語Ⅱ	2	講	2～3	
		ラテン語Ⅰ	2	講	1～2	
		ラテン語Ⅱ	2	講	2～3	
		現代文化論Ⅰ	2	講	2～3	
		現代文化論Ⅱ	2	講	2～3	
		地域社会学Ⅰ	2	講	2～3	
		地域社会学Ⅱ	2	講	2～3	
		社会学基礎理論Ⅰ	2	講	2～3	
		社会学基礎理論Ⅱ	2	講	2～3	
		人間環境論Ⅰ	2	講	2～3	
		人間環境論Ⅱ	2	講	2～3	
選択	科 目	家族とジェンダーの社会学	2	講	2～3	
		グローバル化の社会学	2	講	2～3	
		教育現象の社会学	2	講	2～3	
		自己と関係の社会学	2	講	2～3	
		仕事の社会学	2	講	2～3	
		神経・生理心理学Ⅰ	1	講	1～3	
		神経・生理心理学Ⅱ	1	講	1～3	
		知覚・認知心理学	1	講	1～3	
		学習・言語心理学	1	講	1～3	
		社会・集団・家族心理学	2	講	2～3	
		感情・人格心理学	2	講	2～3	
		異常心理学（障害者・障害児心理学Ⅰ）	1	講	2～3	
		障害児心理学（障害者・障害児心理学Ⅱ）	1	講	2～3	
		発達心理学	2	講	2～3	
		心理的アセスメントⅠ	1	講	2～3	
		心理的アセスメントⅡ	1	講	2～3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 専 門 科 目	学 科	心 理 学 的 支 援 法 I	1	講	2～3	
		心 理 学 的 支 援 法 II	1	講	2～3	
		コ ミ ュ ニ テ ィ 心 理 学	1	講	2～3	
		健 康 ・ 医 療 心 理 学	1	講	2～3	
		発 達 臨 床 心 理 学 (福 祉 心 理 学 I)	1	講	2～3	
		障 害 ・ 福 祉 心 理 学 (福 祉 心 理 学 II)	1	講	2～3	
		教 育 ・ 学 校 心 理 学	2	講	3	
		司 法 ・ 犯 罪 心 理 学	1	講	1～3	
		産 業 ・ 組 織 心 理 学	1	講	2～3	
		精 神 疾 患 と そ の 治 療 I	1	講	1～3	
		精 神 疾 患 と そ の 治 療 II	1	講	1～3	
		日 本 史 概 説	2	講	2	
		西 洋 史 概 説	2	講	2	
		ア ジ ア 史 概 説	2	講	2	
		考 古 学 概 説	2	講	2	
		比 較 社 会 地 域 史	2	講	2～3	
		日 本 中 世 社 会 史	2	講	2～3	
		日 本 中 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 社 会 史	2	講	3～4	
		日 本 近 世 社 会 史	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 文 明 史 II	2	講	3～4	
		ヨ ロ ッ パ 文 明 史 I	2	講	3～4	
		ヨ ロ ッ パ 文 明 史 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 社 会 史 II	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 I	2	講	3～4	
		西 洋 社 会 史 II	2	講	3～4	
	専 門	農 耕 文 化 論	2	講	3～4	
		農 耕 文 化 論	2	講	3～4	
		先 史 文 化 論	2	講	3～4	
		民 族 文 化 論	2	講	3～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 実 習 I	1	実	3	《専門コア科目》 — 10単位以上を選択必修（別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当 たる）
		哲 学 ・ 倫 理 学 実 習 II	1	実	3	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		哲 学 ・ 倫 理 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 I	2	演	2～4	
		文 化 人 類 学 調 査 法 II	2	演	2～4	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 I	1	実	3	
		フ ィ ー ル ド ワ ー ク 実 習 II	1	実	3	
		社 会 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		社 会 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		社 質 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		質 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	
		計 量 的 調 査 法 演 習 I	2	演	2～4	
		量 的 調 査 法 演 習 II	2	演	2～4	

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 科 専 門 科 目	量 的 調 査 法 演 習 III	2	演 演	2～4	
	社 会 心 心 理 理 学 学 演 演 習 習 II	2	演 演	2～4	
	社 会 心 心 理 理 学 学 演 演 習 習 I	2	演 演	2～4	
	臨 床 心 心 理 理 学 学 演 演 習 習 II	2	演 演	2～4	
	臨 床 心 心 理 理 学 学 演 演 習 習 I	2	演 演	2～4	
	心 理 学 研 究 法 I	2	実 実	2	
	心 理 学 研 究 法 実 験 II	2	実 実	2	
	心 理 学 研 究 法 III	2	実 実	3	
	日 本 史 基 礎 演 習 I	2	演 演	2	
	日 本 史 基 礎 演 習 II	2	演 演	2	
	日 世 界 史 基 礎 演 習 I	2	演 演	2	
	世 界 史 基 礎 演 習 II	2	演 演	2	
	考 古 学 基 礎 演 習 I	2	演 演	2	
	考 古 学 基 礎 演 習 II	2	演 演	2	
	日 本 史 学 史 料 講 読 I	2	演 演	3～4	
	日 本 史 学 史 料 講 読 II	2	演 演	3～4	
	ア ジ ア 史 文 献 講 読 I	2	演 演	3～4	
	ア ジ ア 史 文 献 講 読 II	2	演 演	3～4	
	西 洋 史 文 献 講 読 I	2	演 演	3～4	
	西 洋 史 文 献 講 読 II	2	演 演	3～4	
	ア ジ ア 史 史 料 講 読 I	2	演 演	3～4	
	ア ジ ア 史 史 料 講 読 II	2	演 演	3～4	
	西 洋 史 史 料 講 読 I	2	演 演	3～4	
	西 洋 史 史 料 講 読 II	2	演 演	3～4	
	考 古 学 資 料 講 読 I	2	演 演	3～4	
	考 古 学 資 料 講 読 II	2	演 演	3～4	
	古 文 書 実 習 I	2	実 実	3～4	
	古 文 書 実 習 II	2	実 実	3～4	
	考 古 学 実 習 I	2	実 実	3～4	
	考 古 学 実 習 II	2	実 実	3～4	
	民 族 文 化 論 講 読 演 習	2	演 演	2～4	
	生 涯 学 習 概 論	2	講 講	1	《資格等科目》 (学芸員科目)
	博 物 館 概 論	2	講 講	1	
	博 物 館 経 営 論	2	講 講	2	
	博 物 館 資 料 論 I	1	講 講	2	
	博 物 館 資 料 論 II	1	講 講	2	
	博 物 館 展 示 ア 論	2	講 講	2	
	博 物 館 情 報 ・ メ デ ィ ア 論	2	講 講	2	
	博 物 館 資 料 保 存 論	2	講 講	2～3	
	博 物 館 教 育 論	2	講 講	2～3	
	博 物 館 館 務 実 習	1	実 実	3～4	
	古 文 書 実 習 I	1	実 実	2	
	古 文 書 実 習 II	1	実 実	2	
	考 古 学 実 習 I	1	実 実	2	合わせて履修すること
	考 古 学 実 習 II	1	実 実	2	
	考 古 学 実 習 III	1	実 実	2	
	考 古 学 実 習 IV	1	実 実	2	
	人 文 地 理 学	2	講 講	2～4	(教職地歴)
	自 然 地 理 学	2	講 講	2～4	
	地 誌 学	2	講 講	2～4	
	公 認 心 理 師 の 職 責 論 演 習	1	講 講	2	(公認心理師)
	関 係 行 政 演 習	1	講 講	2	
	心 理 行 政 演 習	2	演 演	3	
	心 理 行 政 演 習	3	実 実	4	
	小 計	56以上			56単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 部 共 通 専 門 科 目	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を含む）は1年次後学期以降履修することができる。
		政治学概論	2	講	1～3	
		地域社会と新聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		地域メディア論 I	2	講	1～2	
		地域メディア論 II	2	講	2～3	
		リーダーシップ I	1	演	2～4	
		リーダーシップ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
		地域社会創生フィールドワーク I	1	実	1	
		地域社会創生フィールドワーク II A	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク II B	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク III A	1	実	3	
		地域社会創生フィールドワーク III B	1	実	3	
	専 門 科 目	地域文学文化基礎論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		地域文学文化基礎論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言語学基礎論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言語学基礎論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		法哲学	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		公務労働の世界	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		ミクロ経済学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		マクロ経済学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		日本経済論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		企業経済論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	15以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。	
合 計 履 修 単 位 数			124以上			

言語文化学科（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	課 題 研 究 I	2	演	4	
		卒 業 研 究	2		4	
		小 計	4			
修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）		30		
選択	学	地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～2	《基盤科目》 (導入科目) 3科目6単位以上を選択必修。
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～2	
		文 学 概 論 I	2	講	1～2	
		文 学 概 論 II	2	講	2	
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1～2	
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1～2	
		言 語 学 概 論 I	2	講	1～2	
		言 語 学 概 論 II	2	講	2	
		専 門 英 語 基 礎	2	演	1～2	
		専 門 ド イ ツ 語 基 礎 I	2	演	1～2	
	科	専 門 ド イ ツ 語 基 礎 II	2	演	1～2	(語学科目) 3科目6単位以上を選択必修。
		専 門 フ ラ ン ス 語 基 礎	2	演	1～2	
		専 門 中 国 語 基 礎 I	2	演	2	
		専 門 中 国 語 基 礎 II	2	演	2	
		専 門 ス ペ イ ン 語 基 礎 I	2	演	2	
		専 門 ス ペ イ ン 語 基 礎 II	2	演	2	
		専 門 韓 国 語 基 礎 I	2	演	1	
		専 門 韓 国 語 基 礎 II	2	演	1	
		専 門 日 本 語 基 礎 I	2	演	1～2	
		専 門 日 本 語 基 礎 II	2	演	1～2	
	専	英 会 話 ・ 作 文 I	2	演	1～2	留学生対象科目 留学生対象科目
		英 会 話 ・ 作 文 II	2	演	1～2	
		ド イ ツ 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	2	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 会 話 ・ 作 文 III	2	演	2～4	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 I	2	演	1	
		中 国 語 会 話 ・ 作 文 II	2	演	1	
		オ ー ラ ル イ ン グ リ ッ シ ュ I	2	演	2	
	門	オ ー ラ ル イ ン グ リ ッ シ ュ II	2	演	2	
		英 語 表 現 法 I	2	演	2	
		英 語 表 現 法 II	2	演	3～4	
		ア カ デ ミ ッ ク ラ イ テ ィ ン グ I	2	演	3～4	
		ア カ デ ミ ッ ク ラ イ テ ィ ン グ II	2	演	3～4	
		ド イ ツ 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン I	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン II	2	演	2～4	
		中 国 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	2	演	2～4	
	目	小 計	24以上			24単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。 《《基盤科目》は別表第Ⅱの「学科共通専門科目」に当たる）
		日 本 文 学 概 論 I	2	講	2～4	《専修科目》 (専修基礎科目) 4科目8単位以上を選択必修。
	科	日 本 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 I	2	講	2～4	
		日 本 語 学 概 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科	日 本 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 基 礎 演 習	2	演	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 入 門	2	講	1	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 I	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 II	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 講 読 III	2	講	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		ア ジ ア 言 語 文 化 基 礎 演 習 III	2	演	2～4	
		中 国 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		中 国 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		中 国 語 学 概 論 I	2	講	2～4	
		中 国 語 学 概 論 II	2	講	2～4	
		中 国 文 学 史 I	2	講	2～4	
		中 国 文 学 史 II	2	講	2～4	
		英 米 事 情	2	講	2	
		英 語 学 概 論 I	2	講	2	
		英 語 学 概 論 II	2	講	2	
		英 語 学 基 礎 演 習	2	演	2	
	専 門 科	英 米 文 学 史 I	2	講	2	
		英 米 文 学 史 II	2	講	2	
		英 米 文 学 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		英 米 文 学 基 礎 演 習 II	2	演	2	
		ヨ ー ロ ッ パ 言 語 文 化 入 門	2	講	1	
		ド イ ツ 文 学 概 論 I	2	講	2	
		ド イ ツ 文 学 概 論 II	2	講	2	
		ド イ ツ 語 学 概 論 I	2	講	1	
		ド イ ツ 語 学 概 論 II	2	講	2	
		ド イ ツ 事 情 I	2	講	2～3	
		ド イ ツ 事 情 II	2	講	2～3	
		ド イ ツ 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2～4	
		ド イ ツ 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2～4	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 I	2	講	2	
		フ ラ ン ス 文 学 概 論 II	2	講	2	
		フ ラ ン ス 語 学 概 論 I	2	講	2	
		フ ラ ン ス 語 学 概 論 II	2	講	2	
		フ ラ ン ス 事 情 I	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 II	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 III	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 事 情 IV	2	講	2～4	
		フ ラ ン ス 言 語 文 化 基 礎 演 習 I	2	演	2	
		フ ラ ン ス 言 語 文 化 基 礎 演 習 II	2	演	2	
	目	比 較 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 II	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 I	2	講	2～4	
		比 較 文 学 概 論 II	2	講	2～3	
		比 較 文 学 概 論 III	2	講	2～3	
		比 較 語 学 基 礎 講 読	2	講	1	
		言 語 学 基 礎 演 習	2	演	2～4	
		日 本 文 学 史 I	2	講	2～4	(専修発展科目)
		日 本 文 学 史 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 I	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 II	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 III	2	講	2～4	
		日 本 言 語 文 化 各 論 IV	2	講	2～4	
		日 本 文 学 講 読 I	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目							単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考				
選 科 専 門 科 目	学 科	日	本	文	学	講	読	Ⅱ	2	講	3～4					
		日	本	文	学	演	習	Ⅰ	2	演	3～4					
		日	本	文	学	演	習	Ⅱ	2	演	3～4					
		日	本	語	学	演	習	Ⅰ	2	演	3					
		日	本	語	学	演	習	Ⅱ	2	演	3					
		日	書		道			Ⅰ	2	演	3～4					
		書			道			Ⅱ	2	演	3～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅰ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅱ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅲ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅰ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅱ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅲ	2	講	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅰ	2	演	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅱ	2	演	2～4					
		ア	ジ	言	語	文	化	Ⅲ	2	演	2～4					
		中		国	語			史	2	講	2～4					
		英				各	論	史	2	講	3～4					
		英	語	学	各	論		Ⅰ	2	講	3～4					
		英		学				Ⅱ	2	講	3～4					
	英	米	文	学	文	化	演	Ⅰ	2	講	3～4					
	英	米	文	学	文	化	各	Ⅱ	2	講	3～4					
	英	米	文	学	文	化	演	Ⅰ	2	演	3～4					
	英	米	文	学	文	化	演	Ⅱ	2	演	3～4					
	ド	イ	ツ	文	学	史	Ⅰ	2	講	3～4						
	ド	イ	ツ	文	学	史	Ⅱ	2	講	3～4						
	ド	イ	ツ	言	語	文	各	Ⅰ	2	講	3～4					
	ド	イ	ツ	言	語	文	各	Ⅱ	2	講	3～4					
	ド	イ	ツ	言	語	文	化	Ⅰ	2	演	3～4					
	ド	イ	ツ	言	語	文	化	Ⅱ	2	演	3～4					
	ド	イ	ツ	文	学	演	習	Ⅰ	2	演	3～4					
	ド	イ	ツ	文	学	演	習	Ⅱ	2	演	3～4					
	択 科	フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	特	論	Ⅰ	2	講	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	特	論	Ⅱ	2	講	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	特	論	Ⅲ	2	講	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	特	論	Ⅳ	2	講	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	演	習	Ⅰ	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	演	習	Ⅱ	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	演	習	Ⅲ	2	演	3～4	
		フ	ラ	ン	ス	言	語	文	化	演	習	Ⅳ	2	演	3～4	
フ		ラ	ン	ス	学	文	学	演	習	Ⅰ	2	演	3～4			
フ		ラ	ン	ス	学	文	学	演	習	Ⅱ	2	演	3～4			
フ		ラ	ン	ス	学	文	学	演	習	Ⅲ	2	演	3～4			
ス		ベ	イ	ン	語	原	書	講	読	Ⅰ	2	演	3～4			
ス		ベ	イ	ン	語	原	書	講	読	Ⅱ	2	演	3～4			
比		較	文	学	各	論		Ⅰ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅱ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅲ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅰ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅱ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅲ	2	講	2～4					
比		較	文	学	各	論		Ⅳ	2	講	2～4					
比	較	文	学	各	演	習	Ⅰ	2	演	2～4						
比	較	文	学	各	演	習	Ⅱ	2	演	2～4						
比	較	文	学	各	演	習	Ⅲ	2	演	2～4						
比	較	文	学	各	演	習	Ⅰ	2	演	2～4						

区 分		授 業 科 目						単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選	学 科 専 門 科 目	比 較 文 化 演 習 II	2	演	2～4	一般音声学Ⅰの単位修得を履修条件とする。					
		比 較 文 化 演 習 III	2	演	2～4						
		翻 芸 能 像 文 化 論	2	講	2～4						
		映 像 能 像 文 化 論	2	講	2～4						
		伝 承 文 化 論	2	講	2～4						
		対 照 言 語 学	2	講	2～4						
		言 語 学 各 論 I	2	講	2～4						
		言 語 学 各 論 II	2	講	2～4						
		言 語 学 各 論 III	2	講	2～4						
		言 語 学 特 論 I	2	講	3～4						
		言 語 学 特 論 II	2	講	3～4						
		一 般 音 声 学 I	2	講	3～4						
		一 般 音 声 学 II	2	演	3～4						
		言 語 学 講 読 I	2	講	3～4						
		言 語 学 演 習 I	2	演	3～4						
		言 語 学 演 習 II	2	演	3～4						
		課 題 演 習 I	2	演	3						
		課 題 演 習 II	2	演	3						
		小 計						36以上			36単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位として算定する。 （《専修科目》は別表第Ⅱの「個別分野専門科目」に当たる）
	学 部 共 通 専 門 科 目	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を含む）は1年次後学期以降履修することができる。					
政 治 学 概 論		2	講	1～3							
地 域 社 会 と 新 聞		2	講	1～3							
Basic Lecture in Global Japan Studies I		2	講	1～3							
Basic Lecture in Global Japan Studies II		2	講	1～3							
地 域 メ デ ィ ア 論 I		2	講	1～2							
地 域 メ デ ィ ア 論 II		2	講	2～3							
リ ー ダ ー シ ッ プ I		1	演	2～4							
リ ー ダ ー シ ッ プ II		1	演	2～4							
Basic Seminar in Global Japan Studies I		2	演	2～4							
Basic Seminar in Global Japan Studies II		2	演	2～4							
Seminar in Global Japan Studies I		2	演	3～4							
Seminar in Global Japan Studies II		2	演	3～4							
地 域 社 会 創 生 フィールドワーク I		1	実	1							
地 域 社 会 創 生 フィールドワーク II A		1	実	2							
地 域 社 会 創 生 フィールドワーク II B		1	実	2							
地 域 社 会 創 生 フィールドワーク III A		1	実	3							
地 域 社 会 創 生 フィールドワーク III B		1	実	3							
人 間 学 概 論		2	講	1～3							
心 理 学 概 論		2	講	1～3							
歴 史 学 概 論		2	講	1～3							
社 会 学 概 論		2	講	1～3							
文 化 人 類 学 概 論		2	講	1～3							
哲 学 概 論		2	講	1～3							
臨 床 心 理 学 概 論		2	講	1～3							
社 会 心 理 学 概 論		2	講	1～3							
日 本 国 史 概 論	2	講	1～3								
外 国 史 概 論	2	講	1～3								
考 古 学 概 論	2	講	1～3								
法 哲 学	2	講	2～3								
公 務 労 働 の 世 界	2	講	2～3								
ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3								
マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3								
日 本 経 済 論	2	講	1～3								

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選	学部 其 専 門 科 目	企 業 経 済 論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
択	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）(教養科目) による)	7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目		本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	19以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

法学部（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による)	30			
選択科目	学 科	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	講	1	
		人 民 権 法 総 論	2	講	1	
		刑 法 法 総 論	4	講	1	
		刑 法 学 総 論	2	講	1	
		法 刑 法 学 入 門	2	講	1	
		刑 法 法 各 論	2	講	2～4	
		刑 法 法 各 論	2	講	2～4	
		政 治 治 学	2	講	1	
		政 治 治 学	2	講	1	
		法 哲 学	2	講	2～4	
		法 社 会 学	2	講	2～4	
		法 制 総 論	2	講	2～4	
		債 権 法 総 論	2	講	2～4	
		債 権 法 総 論	2	講	2～4	
		不 債 権 各 論	2	講	2～4	
		会 社 法 総 論	4	講	2～4	
		行 政 政 法 総 論	2	講	2～4	
		行 政 政 法 総 論	2	講	2～4	
	国 際 政 務 政 務 権	4	講	2～4		
	国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	2		
	人 行 政 救 済 法	2	講	2～4		
	税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4		
	刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4		
	刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4		
	国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4		
	国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4		
	人 行 政 救 済 法	2	講	2～4		
	税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	2～4		
	刑 刑 事 事 訴 訟 法	4	講	2～4		
	刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	2～4		
	国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4		
	国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4		
	人 行 政 救 済 法	2	講	3～4		
	税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4		
	刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4		
	国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4		
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
刑 刑 事 事 訴 訟 法	2	講	3～4			
国 際 政 務 政 務 権	2	講	3～4			
国 公 人 行 政 救 済 世 界 論	2	講	3～4			
人 行 政 救 済 法	2	講	3～4			
税 刑 事 事						

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 専 門 科 目	学 科	Law and Globalization	2	講	2～4	
		Japan in World Affairs	2	講	2～4	
		Global Politics	2	講	2～4	
		政治学演習Ⅰ a	2	演	2	
		政治学演習Ⅰ b	2	演	2	
		国際政治史演習Ⅰ a	2	演	2	
		国際政治史演習Ⅰ b	2	演	2	
		国際関係論演習Ⅰ a	2	演	2	
		国際関係論演習Ⅰ b	2	演	2	
		行政学演習Ⅰ a	2	演	2	
		行政学演習Ⅰ b	2	演	2	
		法哲学演習Ⅰ a	2	演	2	
		法哲学演習Ⅰ b	2	演	2	
		憲法演習Ⅰ a	2	演	2	
		憲法演習Ⅰ b	2	演	2	
		行政法演習Ⅰ a	2	演	2	
		行政法演習Ⅰ b	2	演	2	
		民法演習Ⅰ a	2	演	2	
		民法演習Ⅰ b	2	演	2	
		刑事法演習Ⅰ a	2	演	2	
		刑事法演習Ⅰ b	2	演	2	
		商法演習Ⅰ a	2	演	2	
		商法演習Ⅰ b	2	演	2	
		社会法演習Ⅰ a	2	演	2	
		社会法演習Ⅰ b	2	演	2	
		民事訴訟法演習Ⅰ a	2	演	2	
		民事訴訟法演習Ⅰ b	2	演	2	
		労働法演習Ⅰ a	2	演	2	
		労働法演習Ⅰ b	2	演	2	
		社会保険法演習Ⅰ a	2	演	2	
		社会保険法演習Ⅰ b	2	演	2	
		国際法演習Ⅰ a	2	演	2	
		国際法演習Ⅰ b	2	演	2	
		政治学演習Ⅱ a	2	演	3	
		政治学演習Ⅱ b	2	演	3	
		国際政治史演習Ⅱ a	2	演	3	
		国際政治史演習Ⅱ b	2	演	3	
		国際関係論演習Ⅱ a	2	演	3	
		国際関係論演習Ⅱ b	2	演	3	
		行政学演習Ⅱ a	2	演	3	
		行政学演習Ⅱ b	2	演	3	
		法哲学演習Ⅱ a	2	演	3	
		法哲学演習Ⅱ b	2	演	3	
		憲法演習Ⅱ a	2	演	3	
		憲法演習Ⅱ b	2	演	3	
		行政法演習Ⅱ a	2	演	3	
		行政法演習Ⅱ b	2	演	3	
		民法演習Ⅱ a	2	演	3	
		民法演習Ⅱ b	2	演	3	
		刑事法演習Ⅱ a	2	演	3	
		刑事法演習Ⅱ b	2	演	3	
		商法演習Ⅱ a	2	演	3	
		商法演習Ⅱ b	2	演	3	
		社会法演習Ⅱ a	2	演	3	
		社会法演習Ⅱ b	2	演	3	
		民事訴訟法演習Ⅱ a	2	演	3	
		民事訴訟法演習Ⅱ b	2	演	3	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科 専 門 科 目	労 働 法 演 習 II a	2	演	3	
		労 働 法 演 習 II b	2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II a	2	演	3	
		社 会 保 障 法 演 習 II b	2	演	3	
		国 際 法 演 習 II a	2	演	3	
		国 際 法 演 習 II b	2	演	3	
		卒 業 研 究	2		4	
		小 計	62以上			62単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	学 部 共 通 専 門 科 目	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		地 域 メ デ ィ ア 論 I	2	講	1～2	
		地 域 メ デ ィ ア 論 II	2	講	2～3	
		リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
		地域社会創生フィールドワーク I	1	実	1	
		地域社会創生フィールドワーク II A	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク II B	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク III A	1	実	3	
		地域社会創生フィールドワーク III B	1	実	3	
		人 間 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		歴 史 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		哲 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		日 本 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		外 国 史 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		考 古 学 概 論	2	講	1～3	学科横断科目（社会学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		ミ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		マ ク ロ 経 済 学 I	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		日 本 経 済 論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		企 業 経 済 論	2	講	1～3	学科横断科目（経済学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
自由科目		本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	21以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数			124単位以上			

経済学科（ABP留学生コース）

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
必修	学科専門科目	ミマクロ経済学 I	2	講	1	
		ミマクロ経済学 I	2	講	1	
		基礎演習 I	2	演	1	
		基礎演習 II	2	演	2	
		基礎演習 III	2	演	2	
		小 計	10			
	教養科目	(授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）		17		
選択	学 科	統計学 I	2	講	1	
		日本経済論	2	講	1	
		企業簿記 I	2	講	1	
		統計学 II	2	講	1	
		ミマクロ経済学 II	2	講	2	
		ミマクロ経済学 II	2	講	2	
		経済政策 I	2	講	2	
		財政学 I	2	講	2	
		金融社会学 I	2	講	2	
		社会保障論 I	2	講	2	
		経営学 I	2	講	2	
		簿記学 II	2	講	2	
		企業会計学 I	2	講	2	
		経済倫理学 I a	2	講	2	
		経済倫理学 I b	2	演	3	
		経済倫理学 II a	2	演	3	
	専 門	経済情報処理 I	2	講	1	
		経済情報処理 II	2	講	1	
		地域経済と金融	2	講	2	
		応用ミクロ経済学	2	講	3～4	
		応用ミクロ経済学	2	講	3～4	
		国際経済学 I	2	講	3～4	
		国際経済学 II	2	講	3～4	
		経済統計学	2	講	3～4	
		数量経済学	2	講	3～4	
		数量経済学	2	講	3～4	
		理論経済情報特論 I	2	講	3～4	
		理論経済情報特論 II	2	講	3～4	
		日本経済史 I	2	講	3～4	
		日本経済史 II	2	講	3～4	
		地域経済政策 I	2	講	3～4	
		地域経済政策 II	2	講	3～4	
択 目	科 目	財政学 II	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	
		金融論 I	2	講	3～4	
		金融論 II	2	講	3～4	

区 分		授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
選 択 科 目	学 科 専 門 科 目	経 済 学 説 史	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 I	2	講	3～4	
		世 界 経 済 論 II	2	講	3～4	
		地 域 経 営 I	2	講	3～4	
		地 域 経 営 II	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ イ ン グ I	2	講	3～4	
		マ ー ケ テ イ ン グ II	2	講	3～4	
		社 会 保 障 論 II	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 I	2	講	3～4	
		ア ジ ア 経 済 論 II	2	講	3～4	
		会 計 学 II	2	講	3～4	
		中 小 企 業 と 経 営 哲 学	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 I	2	講	3～4	
		企 業 経 済 特 論 II	2	講	3～4	
		小 計	48以上			48単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	学 部 共 通 専 門 科 目	多様化社会の理解と自律的キャリア形成	2	講	1～2	学部共通専門科目（学科横断科目を含む）は1年次後学期以降履修することができる。
		政 治 学 概 論	2	講	1～3	
		地 域 社 会 と 新 聞	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies I	2	講	1～3	
		Basic Lecture in Global Japan Studies II	2	講	1～3	
		地 域 メ デ イ ア 論 I	2	講	1～2	
		地 域 メ デ イ ア 論 II	2	講	2～3	
		リ ー ダ ー シ ッ プ I	1	演	2～4	
		リ ー ダ ー シ ッ プ II	1	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies I	2	演	2～4	
		Basic Seminar in Global Japan Studies II	2	演	2～4	
		Seminar in Global Japan Studies I	2	演	3～4	
		Seminar in Global Japan Studies II	2	演	3～4	
		地域社会創生フィールドワーク I	1	実	1	学科横断科目（社会学科）
		地域社会創生フィールドワーク II A	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク II B	1	実	2	
		地域社会創生フィールドワーク III A	1	実	3	
		地域社会創生フィールドワーク III B	1	実	3	
		人 間 学 概 論	2	講	1～3	
		心 理 学 概 論	2	講	1～3	
		歴 史 学 概 論	2	講	1～3	
		社 会 学 概 論	2	講	1～3	
		文 化 人 類 学 概 論	2	講	1～3	
		哲 学 概 論	2	講	1～3	
		臨 床 心 理 学 概 論	2	講	1～3	
		社 会 心 理 学 概 論	2	講	1～3	
		日 本 史 概 論	2	講	1～3	
		外 国 史 概 論	2	講	1～3	
		考 古 学 概 論	2	講	1～3	
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		地 域 文 学 文 化 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 I	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		言 語 学 基 礎 論 II	2	講	1～3	学科横断科目（言語文化学科）
		法 哲 学	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		公 務 労 働 の 世 界	2	講	2～3	学科横断科目（法学科）
		小 計	4 以上			4 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。
	教養科目	（授業科目名及び単位数は静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ人文社会科学部（ABP留学生コース）（教養科目）による）	7 以上			7 単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。

区 分	授 業 科 目	単位数	講義・演習等の別	年 次	備 考
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数。	25以上			他学部、他大学等の専門科目の履修については、所定の手続きを経て認められたもの。
合 計 履 修 単 位 数		124単位以上			

別表第Ⅱ

卒業所要単位数（ABP留学生コースを除く。）（第15条関係）

科 目 区 分				社会学科	言語文化学科	法学科	経済学科
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2	2	2
			数理・データサイエンス	3	3	3	3
			英 語	3	3	3	3
			初修外国語	2	2	2	2
		教養展開科目	キャリア形成科目	1	1	1	1
			教養領域B	4	4	4	4
			学際領域A ※1	2	2	2	2
	小 計			17	17	17	17
	選択	教養基礎科目	英 語	11	11	11	11
			初修外国語				
			健康体育				
		教養展開科目	教養領域A・B				
			学際領域A・B				
		教職等資格科目	教職教養科目				
		そ の 他 ※2					
	小 計			11	11	11	11
	教 養 科 目 合 計				28	28	28
専 門 科 目	必修	学科専門科目		16	12	12	10
	選択	学科専門科目	学科共通専門科目	12	24	—	26
			個別分野専門科目	10	36	—	—
			その他 ※3	34	—	54	38
			小 計	56	60	54	64
		学部共通専門科目 (学科横断科目を含む)	選択必修	4	4	4	4
	専 門 科 目 合 計			76	76	70	78
自由科目	本学部他学科の学科専門科目、他学部、他大学等の専門科目、及び教養科目区分、専門科目区分で所要単位数を超えた単位数			20	20	26	18
合 計 (卒業所要単位数)				124	124	124	124

※1 地域志向科目として指定された学際領域Aから2単位必修。

※2 教養展開科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※3 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位数のうち、所要単位数を超えた単位数を含む。（法学科を除く。）

(夜間主コース)

科 目 区 分				法学科	経済学科
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2
			数理・データサイエンス	3	3
			英 語	2	2
			初修外国語	4	4
		教養展開科目	教養領域B	4	4
			学際領域A ※1	2	2
	小 計			17	17
	選択 目 扱	教養基礎科目	英 語	7	7
			初修外国語		
			健康体育		
		教養展開科目	教養領域A・B		
			学際領域A・B		
		教職等資格科目	教職教養科目		
		そ の 他 ※2			
		小 計			
	教 養 科 目 合 計			24	24
専門科目	必修（学科専門科目）			—	2
	選択（学科専門科目）			66	64
	専 門 科 目 合 計			66	66
自由科目	本学部の法学科及び経済学科で開講する学科専門科目			34	34
合 計（卒業所要単位数）				124	124

※1 地域志向科目として指定された学際領域Aから2単位必修。

※2 教養展開科目の修得単位数のうち、必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

(ABP留学生コース)

科 目 区 分				社会学科	言語文化学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必修	教養基礎科目	新入生セミナー	2	2	2	2	
			数理・データサイエンス	3	3	3	3	
			キャリア形成科目	1	1	1	1	
		教養展開科目	教養領域A・B	4	4	4	4	ABP科目から 2科目4単位
			学際領域A・B	4	4	4	4	ABP科目から 2科目4単位
		留学生科目	ABP基礎日本語	10	10	10	10	
			ABP基礎科目	4	4	4	4	
			ABPインターンシップ	2	2	2	2	
		小 計			30	30	30	30
	選択	教養基礎科目	英 語	7	7	7	7	
			初修外国語					
			健康体育					
		教養展開科目	教養領域A・B					
			学際領域A・B					
		留学生科目	ABP基礎科目					
		そ の 他 ※2						
		小 計						7
	教 養 科 目 合 計			37	37	37	37	
専 門 科 目	必修	学科専門科目		12	4	—	10	
		小 計		12	4	—	10	
	選択	学科専門科目	学科共通専門科目	12	24	—	—	
			個別分野科目	10	36	—	—	
			その他 ※2	34	—	62	48	
			小 計	56	60	62	48	
	選択	学部共通専門科目 (学科横断科目を含む)		4	4	4	4	
専 門 科 目 合 計			72	68	66	62		
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要 単位数を超えた単位数			15	19	21	25	
合 計 (卒業所要単位数)				124	124	124	124	

※1 教養展開科目のうち必修区分の所要単位数を超えた単位数を含む。

※2 定められた範囲から選択必修と指定された科目の修得単位のうち、所要単位数を超えた単位数を含む（社会学科および言語文化学科のみ）。

教職に関する科目表（第16条関係）

授 業 科 目	高等学校教諭 一種免許状	中学校教諭 一種免許状	年次	履修方法	免許法に掲げる科目
日 本 国 憲 法	◎2単位	◎2単位	1～2	※1	教育職員免許法施行規則第66条 の6に定める科目
健 康 体 育 実 技Ⅰ	○1単位	○1単位	1～4	昼間コース 1単位以上選択 必修	
健 康 体 育 実 技Ⅱ	○1単位	○1単位	1～4		
健 康 体 育 演 習	◎1単位	◎1単位	1～4		
健 康 体 育 実 技	◎1単位	◎1単位	1～4	夜間主コース	
健 康 体 育 演 習	◎1単位	◎1単位	1～4		
英 語 コミュニケーション	◎2単位	◎2単位	1	昼間コース	
英 語 コミュニケーションA	◎1単位	◎1単位	1	夜間主コース	
英 語 コミュニケーションB	◎1単位	◎1単位	2		
情報処理・データサイエンス演習	◎2単位	◎2単位	1		
(中等)国 語 科 教 育 法Ⅰ		2単位	2	取得する免許の教科ごとに高等学校 教諭一種免許状は 4単位、中学校教 諭一種免許状では 8単位を選択必修。 * 高等学校一種免 許状（地歴）は社 会科教育法Ⅱ及び 同教育法Ⅲを、高 等学校一種免許状 （公民）は社会科 教育法Ⅰ及び同教 育法Ⅳを必ず修得 すること。	教科の指導法に関する科目
(中等)国 語 科 教 育 法Ⅱ		2単位	2		
(中等)国 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2		
(中等)国 語 科 教 育 法Ⅳ	2単位	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅰ（公民）	2単位*	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅱ（地歴）		2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅲ（地歴）	2単位*	2単位	2		
(中等)社会科教育法Ⅳ（公民）	2単位*	2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法Ⅰ		2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法Ⅱ		2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法Ⅲ	2単位	2単位	2		
(中等)英 語 科 教 育 法Ⅳ	2単位	2単位	2		
(中等)教 職 入 門	◎2単位	◎2単位	1	教育の基礎的理解に関する科目	
(中等)教 育 の 原 理	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中等)発 達 と 学 習	◎2単位	◎2単位	2～4		
(中等)教 育 と 社 会	◎2単位	◎2単位	3～4		
特別の支援を必要とする子どもの理解	◎1単位	◎1単位	2～3		
教 育 課 程 論	◎1単位	◎1単位	3		
教 育 方 法 論	◎1単位	◎1単位	3	道徳、総合的な学習の時間等の 指導法及び生徒指導、教育相談 等に関する科目	
教 育 と I C T 活 用	◎1単位	◎1単位	3		
道 徳 指 導 論		◎2単位	2～3		
総合的な学習の指導法・特別活動論	◎2単位	◎2単位	3		
生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導	◎2単位	◎2単位	3		
教 育 相 談	◎2単位	◎2単位	3		
教育実習事前・事後指導	◎1単位	◎1単位	3～4		教育実践に関する科目
教 育 実 習Ⅱ	2単位	◎2単位	4		
教 育 実 習Ⅲ	◎2単位	◎2単位	4		
教 職 実 践 演 習（中・高）	◎2単位	◎2単位	4		

* ◎印は必修科目 ○印は選択必修

* 上記以外に、中学校免許状授与には、介護等体験（社会福祉施設5日間、盲・聾・養護学校2日間）が必要です。

※1 夜間主コースの学生は、憲法総論・統治機構の履修をもって日本国憲法の学習に充てる。

※2 免許状を取得しようとする場合は、健康体育の科目は、2年次生までに修得すること。

2 静岡大学全学教育科目規程

(平成18年2月15日規程第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第31条の規定に基づき、大学教育センター（以下「センター」という。）が開設する授業科目（この規程において「全学教育科目」という。）に関し、必要な事項を定める。

(全学教育科目の実施)

第2条 全学教育科目は、全教員の責任と協力の下に全学で行う。

2 前項の全学教育科目に係る教育の企画、運営及び実施については、センターがこれに当たる。ただし、次条に規定する日本語・日本文化研修科目に係る教育の企画、運営及び実施については、国際連携推進機構がこれに当たる。

(全学教育科目の区分)

第3条 全学教育科目の区分は、次のとおりとする。

大区分	科目区分	小科目区分
教養科目	教養基礎科目	新入生セミナー
		数理・データサイエンス
		英語
		初修外国語
		健康体育
		フィールドワーク
		キャリア形成科目
	教養展開科目	教養領域A
		教養領域B
		学際領域A
		学際領域B
	留学生科目	日本語
		日本事情
		ABP基礎日本語
		ABP基礎科目
		ABPインターンシップ
	教職等資格科目	教職教養科目
	日本語・日本文化研修科目	日本語研修科目
		日本文化研修科目
専門科目	教職等資格科目	教職専門科目Ⅰ
		教職専門科目Ⅱ
		学芸員科目
	理系基礎科目	

(授業科目及び単位数)

第4条 学部ごと対象となる全学教育科目の授業科目及び単位数は、別表Ⅰのとおりとする。

[別表Ⅰ]

(単位の計算)

第5条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修を考慮して、原則として、次に定める基準により計算する。

- (1) 講義については、1時間の授業に対して2時間の授業時間外の学修を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、授業の内容により、1時間の授業に対して2時間又は0.5時間の授業時間外の学習を必要とするものとし、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、授業の内容により1時間の授業に対して0.5時間の授業時間外の学修を必要とするときは30時間、授業時間外の学修を要しないときは45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち、複数の方法の併用により授業を行う場合は、その組み合わせに応じ、次表の学習時間により計算した総学修時間が45時間となる授業をもって1単位とする。

授業の種類	授業1時間当たりの学修時間
講義	3時間
演習	授業の内容により1.5時間又は3時間
実験、実習及び実技	授業の内容により1時間又は1.5時間

(履修要件)

第6条 学生が履修すべき単位数は、別表Ⅱのとおりとする。

[別表Ⅱ]

2 学生は、前項の定めにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、所属する学部に届け出なければならない。
(試験及び単位の認定)

第8条 試験は、学期末又は学年末に行う。学期を単位としない授業科目については、随時行う。

2 授業科目の単位の認定は、試験その他の方法により行う。

3 前条に定める手続を経ない授業科目については、単位の認定を行わない。

4 病気その他やむを得ない事由で試験を受けることのできなかった者は、センターが別に定める手続により追試験を受けることができる。

(成績評価)

第9条 成績評価は、「秀」、「優」、「良」、「可」及び「不可」の評語で表し、「秀」、「優」、「良」及び「可」を合格とし、「不可」を不合格とする。

2 前項の規定のほか、授業科目によっては、「合」及び「否」の評語で表すことができることとし、「合」を合格とし、「否」を不合格とする。

(入学前の既修得単位等の取扱い等)

第10条 学生が、入学前の既修得単位等の認定等を大学教育センター長に願い出たときの教養科目の取扱いは、センターが別に定める。

(編入学等の単位の取扱い)

第11条 編入学、転入学又は再入学を許可された者の教養科目の修得単位の取扱いは、センターが別に定める。
(科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生)

第12条 全学教育科目を受講する科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生に関し必要な事項は、センターが別に定める。

(日本語・日本文化研修科目)

第13条 第3条に規定する日本語・日本文化研修科目の授業科目、単位数及び履修要件は、別表Ⅲのとおりとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、センターが別に定める。

附 則 (令和7年2月6日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年9月30日以前に入学した学生については、この規程による改正後の静岡大学全学教育科目規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 I

全学教育科目の学部別授業科目一覧

人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）

(教養科目)

科目区分	小科目区分	授業科目	単位	選択・必修の別	授業形態	履修年次	備考	
教養基礎科目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1		
	数理・データサイエンス	数理・データサイエンス入門 ＊情報処理・データサイエンス演習	1 2	必修 必修	演習 演習	1 1		
	英語	＊英語コミュニケーション英語演習	2 1	必修 必修	演習 演習	1 2		
			基礎英語 A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」のクラスの者が履修できる。
		基礎英語 B 基礎英語 C	1 1	選択 選択	演習 演習	1 2	TOEIC500点未満（1～499）取得者が履修できる。	
		中級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」のクラスの者が履修できる。	
		中級英語 B 中級英語 C 中級英語 D	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。	
		上級英語 A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」のクラスの者が履修できる。	
		上級英語 B 上級英語 C 上級英語 D	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。	
		総合英語Ⅰ A 総合英語Ⅰ B 総合英語Ⅰ C	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC500点台（500～599）取得者が履修できる。	
		総合英語Ⅱ A 総合英語Ⅱ B 総合英語Ⅱ C	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。	
	ESPⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又は「上級」のクラスの者が履修できる。		
	ESPⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。		
	アカデミックイングリッシュ ビジネスイングリッシュ	2 2	選択 選択	演習 演習	2 3	TOEIC600点以上取得者が履修できる。		
	英語インテンシブ A 英語インテンシブ B 英語インテンシブ C 英語インテンシブ D	2 2 2 2	選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習	1～2 1～2 1～2 1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。（集中講義） ※隔年開講（A、B：偶数年度、C、D：奇数年度）		
	英語海外研修 A 英語海外研修 B	2 2	選択 選択	演習 演習	1～4 1～4			
	英語（夜間主コース）	英語演習 ＊英語コミュニケーション A ＊英語コミュニケーション B 英語海外研修 A 英語海外研修 B	1 1 1 2 2	必修 必修 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習 演習	1 1 2 1～4 1～4		
	科目	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ 初修外国語入門Ⅱ 初修外国語Ⅰ 初修外国語Ⅱ 初修外国語Ⅲ 初修外国語Ⅳ	1 1 2 2 2 2	必修 必修 選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習 演習 演習	1 1 1 1 2 2	初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。
		初修外国語（夜間主コース）	初修外国語 a 初修外国語 b 初修外国語 c	1 1 2	必修 必修 必修	演習 演習 演習	1 1 2	3科目とも同一言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は、別の科目として扱い、選択科目として卒業単位に含めることができる。

科目 区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教 養 基 礎 科 目	健康体育	* 健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	2単位までを卒業単位として認める。
		* 健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4	
		* 健康体育演習	1	選択	演習	1～4	
	健康体育 (夜間主コース)	* 健康体育実技 * 健康体育演習	1 1	選択 選択	実技 演習	1～4 1～4	
	キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1	夜間主コースに「キャリアデザイン」は開設しない。
教 養 展 開 科 目	教養領域A (人文・社会科学)	哲学	2	選択	講義	1～3	夜間主コースに教養領域A(人文・社会科学)の科目は開設しない。
		歴史と文化	2	選択	講義	1～3	
		ことばと表現	2	選択	講義	1～3	
		* 日本国憲法	2	選択	講義	1～3	
		法と社会	2	選択	講義	1～3	
		経済と社会	2	選択	講義	1～3	
		国際社会と日本	2	選択	講義	1～3	
		現代の社会	2	選択	講義	1～3	
		心理学	2	選択	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択	講義	1～3	
		芸術論	2	選択	講義	1～3	
	教養領域B (自然科学)	数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	教養領域B(自然科学)の科目から2科目4単位必修
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	
	学際領域A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。		選択必修	講義、 演習又は実習	1～3	学際領域A(地域志向科目)の科目から2単位必修
	学際領域B	また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域A(地域志向科目)とし、その他の科目を学際領域Bとする。 一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択	講義、 演習又は実習	1～3	学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会(情報・福祉を含む)」 「生命・人間(文化・芸術を含む)」 「科学・技術」
留 学 生 科 目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
資 格 職 科 目 等	教職教養科目	* (中等) 教育の原理	2	選択	講義	2～4	教員免許状取得希望者のみ履修できる。
		* (中等) 発達と学習	2	選択	講義	2～4	
		* (中等) 教育と社会	2	選択	講義	2～4	

注意

1. *印の科目は、教員免許状取得希望学生が必ず履修しなければならない科目である。(健康体育については、*印の授業科目のうち、実技から1単位、演習から1単位(*印、合計2単位)履修すること。)
2. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
3. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
4. 夜間主コース学生の「昼間コース開講科目」履修については、別に定める。

(専門科目)

科目 区分	小科目区分	授 業 科 目	単 位	必修・選択 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教 職 等 資 格 科 目	教職専門科目Ⅰ	(中等) 教職入門	2		演習	1	
		特別の支援を必要とする子どもの理解	1		講義	2～3	
		教育課程論	1		講義	3	
		教育方法論	1		講義	3	
		教育とICT活用	1		講義	3	
		道德指導論	2		講義	2～3	
		総合的な学習の指導法・特別活動論	2		講義	3	
		生徒指導・進路指導	2		講義	3	
		教育相談	2		講義	3	
	教職専門科目Ⅱ	(中等) 国語科教育法Ⅰ	2		講義	2	
		(中等) 国語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		(中等) 国語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		(中等) 国語科教育法Ⅳ	2		講義	2	
		(中等) 社会科教育法Ⅰ (公民)	2		講義	2	
		(中等) 社会科教育法Ⅱ (地歴)	2		講義	2	
		(中等) 社会科教育法Ⅲ (地歴)	2		講義	2	
		(中等) 社会科教育法Ⅳ (公民)	2		講義	2	
		(中等) 英語科教育法Ⅰ	2		講義	2	
		(中等) 英語科教育法Ⅱ	2		講義	2	
		(中等) 英語科教育法Ⅲ	2		講義	2	
		(中等) 英語科教育法Ⅳ	2		講義	2	
		教育実習事前・事後指導	1		演習	3～4	
		教育実習Ⅱ	2		実習	4	
		教育実習Ⅲ	2		実習	4	
		教職実践演習(中・高)	2		演習	4	
	学芸員科目	生涯学習概論	2		講義	1	
		博物館概論	2		講義	1	
		博物館経営論	2		講義	2	
		博物館資料論Ⅰ	1		講義	2	
		博物館資料論Ⅱ	1		講義	2	
		博物館展示論	2		講義	2	
		博物館情報・メディア論	2		講義	2	
		博物館資料保存論	2		講義	2～3	
		博物館教育論	2		講義	2～3	

人文社会科学部（ABP留学生コース）
（教養科目）

科目区分	小科目区分	授 業 科 目	単位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考	
教 養 基 礎 科 目	新入生セミナー	新入生セミナー	2	必修	演習	1		
	数理・ データサイエンス	数理・データサイエンス入門	1	必修	演習	1		
		情報処理・データサイエンス演習	2	必修	演習	1		
	英語	英語コミュニケーション 英語演習	2 1	選択 選択	演習 演習	1 2		
		基礎英語A	1	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「初級」の クラスの者が履修できる。	
		基礎英語B 基礎英語C	1 1	選択 選択	演習 演習	1 2	TOEIC500点未満（1～499）取得者が 履修できる。	
		中級英語A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」の クラスの者が履修できる。	
		中級英語B 中級英語C 中級英語D	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC500点台（500～599）取得者が 履修できる。	
		上級英語A	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「上級」の クラスの者が履修できる。	
		上級英語B 上級英語C 上級英語D	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。	
		総合英語ⅠA 総合英語ⅠB 総合英語ⅠC	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC500点台（500～599）取得者が 履修できる。	
		総合英語ⅡA 総合英語ⅡB 総合英語ⅡC	2 2 2	選択 選択 選択	演習 演習 演習	1 2 2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。	
		総合英語Ⅲ	2	選択	演習	3	TOEIC700点以上取得者が履修できる。	
	ESPⅠ（留学）	2	選択	演習	1	英語コミュニケーションで「中級」又 は「上級」のクラスの者が履修できる。		
	ESPⅡ（地域）	2	選択	演習	1	TOEIC500点以上取得者が履修できる。		
	アカデミックイングリッシュ ビジネスイングリッシュ	2 2	選択 選択	演習 演習	2 3	TOEIC600点以上取得者が履修できる。		
	英語インテンシブA 英語インテンシブB 英語インテンシブC 英語インテンシブD	2 2 2 2	選択 選択 選択 選択	演習 演習 演習 演習	1～2 1～2 1～2 1～2	TOEIC600点以上取得者が履修できる。 （集中講義） ※隔年開講（A、B：偶数年度、 C、D：奇数年度）		
	英語海外研修A 英語海外研修B	2 2	選択 選択	演習 演習	1～4 1～4			
	目	初修外国語	初修外国語入門Ⅰ	1	選択	演習	1	初修外国語入門Ⅰ及びⅡと併せて同一 言語を履修すること。 異なる言語を追加して履修する場合は 、別の科目として扱い、選択科目と して卒業単位に含めることができる。
			初修外国語入門Ⅱ	1	選択	演習	1	
初修外国語Ⅰ			2	選択	演習	1		
初修外国語Ⅱ			2	選択	演習	1		
初修外国語Ⅲ	2		選択	演習	2			
初修外国語Ⅳ	2		選択	演習	2			
健康体育	健康体育実技Ⅰ	1	選択	実技	1～4	2単位までを卒業単位として認める。		
	健康体育実技Ⅱ	1	選択	実技	1～4			
	健康体育演習	1	選択	演習	1～4			
キャリア形成科目	キャリアデザイン	1	必修	講義	1			
教 養 展 開 科 目	教養領域A （人文・社会科学）	哲学	2	選択必修	講義	1～3	ABP科目として指定された教養領域科 目から2科目4単位必修（英語・日本 語のどちらの科目も履修可能） ※年度によりABP科目は異なる場合 がある。	
		歴史と文化	2	選択必修	講義	1～3		
		ことばと表現	2	選択必修	講義	1～3		
		日本国憲法	2	選択必修	講義	1～3		
		法と社会	2	選択必修	講義	1～3		
		経済と社会	2	選択必修	講義	1～3		
		国際社会と日本	2	選択必修	講義	1～3		

科目 区分	小 科 目 区 分	授 業 科 目	単 位	選択・必修 の別	授業 形態	履修 年次	備 考
教 養 展 開 科 目	教養領域B (自然科学)	現代の社会	2	選択必修	講義	1～3	
		心理学	2	選択必修	講義	1～3	
		地域と文化	2	選択必修	講義	1～3	
		芸術論	2	選択必修	講義	1～3	
		数学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		数理の構造	2	選択必修	講義	1～3	
		物理の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		自然と物理	2	選択必修	講義	1～3	
		化学の世界	2	選択必修	講義	1～3	
		生活の科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生命科学	2	選択必修	講義	1～3	
		生物と環境	2	選択必修	講義	1～3	
		地球科学	2	選択必修	講義	1～3	
		進化と地球環境	2	選択必修	講義	1～3	
		科学と技術	2	選択必修	講義	1～3	
	学際領域A (地域志向科目)	各年度の初めに、各テーマに沿った授業科目を発表する。 また、その中から地域志向の内容を含む授業科目を学際領域A（地域志向科目）とし、その他の科目を学際領域Bとする。		選択必修	講義、 演習 又は 実習	1～3	ABP科目として指定された学際領域科目から2科目4単位必修（英語・日本語のどちらの科目も履修可能） 学際領域のテーマ 「国際・地域」 「環境・自然」 「現代社会（情報・福祉を含む）」 「生命・人間（文化・芸術を含む）」 「科学・技術」
	学際領域B	一部の授業科目については、少人数形式の「学部横断セミナー」「教養ゼミ」「PBL」「インターンシップ」等として実施する。		選択必修	講義、 演習 又は 実習	1～3	
留 学 生 科 目	日本語	日本語Ⅰ	2	選択	演習	1～2	日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは履修することが望ましい。
		日本語Ⅱ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅲ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅳ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅴ	2	選択	演習	1～2	
		日本語Ⅵ	2	選択	演習	1～2	
	日本事情	日本事情	2	選択	講義	1～2	
	ABP基礎日本語	ABP基礎日本語Ⅰ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅱ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅲ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅳ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅴ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅵ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅶ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅷ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅸ	1	必修	演習	1（初）	
		ABP基礎日本語Ⅹ	1	必修	演習	1（初）	
	ABP基礎科目 (文系)	ABP日本の社会	1	選択必修	演習	1（初）	4科目4単位必修
		ABP日本の歴史	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の地理	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の政治	1	選択必修	演習	1（初）	
		ABP日本の経済	1	選択必修	演習	1（初）	
	ABPインターンシップ	ABPインターンシップ	2	必修	演習	1～3	

注意

1. 必要単位数を超えて修得した選択必修科目の単位は教養選択科目として卒業単位に含めることができる。
2. 留学生科目の単位の取り扱い及び留学生以外の学生の同科目履修等については、「留学生科目等に関する申合せ」を参照すること。
3. 履修年次の「1（初）」とは、1年次（初学期・前学期・後学期）の初学期のことをいう。

別表Ⅱ

各学部 of 教養科目必要単位数

人文社会科学部（ABP留学生コースを除く。）

科目区分				学科区分	社会学科	言語文化 学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必 修	教養基礎科目	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3	3	3		
			英 語	3	3	3	3		
			初 修 外 国 語	2	2	2	2		
			キ ャ リ ア 形 成 科 目	1	1	1	1		
		教養展開科目	教 養 領 域 B	4	4	4	4		
			学 際 領 域 A	2	2	2	2		
			小 計	17	17	17	17		
	選 択	教養基礎科目	英 語	11	11	11	11		
			初 修 外 国 語						
			健 康 体 育						
		教養展開科目	教 養 領 域 A ・ B						
			学 際 領 域 A ・ B						
		教 職 等 資 格 科 目	教 職 教 養 科 目						
	合 計				28	28	28	28	
	専門科目	合 計			76	76	70	78	専門科目の詳細は学部規則を参照
自由科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び教養科目で必要単位数を超えた単位数			20	20	26	18		
合 計（卒業単位数）				124	124	124	124		

人文社会科学部夜間主コース

科目区分				学科区分	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必 修	教 養 基 礎 科 目	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3		
			英 語	2	2		
			初 修 外 国 語	4	4		
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 B	4	4		
			学 際 領 域 A	2	2		
			小 計	17	17		
	選 択	教 養 基 礎 科 目	英 語	7	7		
			初 修 外 国 語				
			健 康 体 育				
		教 養 展 開 科 目	教 養 領 域 A ・ B				
			学 際 領 域 A ・ B				
	教 職 等 資 格 科 目	教 職 教 養 科 目					
	合 計				24	24	
	専 門 科 目	合 計			66	66	専 門 科 目 の 詳 細 は 学 部 規 則 を 参 照
自 由 科 目	法 学 科 ・ 経 済 学 科 で 開 講 す る 専 門 科 目			34	34	専 門 科 目 の 詳 細 は 学 部 規 則 を 参 照	
合 計（卒業単位数）				124	124		

人文社会科学部（ABP留学生コース）

科目区分				学科区分	社会学科	言語文化 学科	法学科	経済学科	備 考
教 養 科 目	必	教養基礎 科目	新 入 生 セ ミ ナ ー	2	2	2	2		
			数理・データサイエンス	3	3	3	3		
			キャリア形成科目	1	1	1	1		
	修	教養展開 科目	教 養 領 域 A ・ B	4	4	4	4	ABP科目から2科目4 単位	
			学 際 領 域 A ・ B	4	4	4	4	ABP科目から2科目4 単位	
		留 学 生 科 目	A B P 基 礎 日 本 語	10	10	10	10		
			A B P 基 礎 科 目	4	4	4	4		
			ABPインターンシップ	2	2	2	2		
		小 計			30	30	30	30	
		選 択	教養基礎 科目	英 語	7	7	7	7	
	初 修 外 国 語								
	健 康 体 育								
	教養展開科 目		教 養 領 域 A ・ B						
			学 際 領 域 A ・ B						
	留 学 生 科 目	A B P 基 礎 科 目							
	合 計				37	37	37	37	
専門 科目	合 計			72	68	66	62	専門科目の詳細は学部 規則を参照。	
自由 科目	他学部・他学科専門科目を含む専門科目、及び 教養科目で必要単位数を超えた単位数			15	19	21	25		
合 計（卒業単位数）				124	124	124	124		

別表Ⅲ（第13条関係）

教養科目（日本語・日本文化研修科目）

科目区分	小科目区分	授 業 科 目	単位	授業形態	難易度	備 考
日 本 語 ・ 日 本 文 化 研 修 科 目	日本語 研修科目	日本語初級Ⅰ	10	演習	初級	原則として、「日本語初級Ⅰ」から「日本語初級Ⅴ」に「日本語と文化Ⅱ」又は「日本語と文化Ⅲ」を加えた6科目を同一学期に履修すること。 なお、再履修は原則認めない。
		日本語初級Ⅱ	1	演習		
		日本語初級Ⅲ	1	演習		
		日本語初級Ⅳ	1	演習		
		日本語初級Ⅴ	1	演習		
		日本語と文化Ⅱ	1	演習	初級前半	
		日本語と文化Ⅲ	1	演習	初級後半	
		日本語中級Ⅰ	2	演習	中級後半	原則として、左記10科目を同一学期に履修すること。 なお、再履修は原則認めない。
		日本語中級Ⅱ	2	演習		
		日本語中級Ⅲ	2	演習		
		日本語中級Ⅳ	2	演習		
		日本語中級Ⅴ	2	演習		
		日本語中級Ⅵ	2	演習		
		日本語中級Ⅶ	2	演習		
		日本語中級Ⅷ	2	演習		
		日本語中級Ⅸ	2	演習		
		日本語中級Ⅹ	2	演習		
		日本語ⅠⅠ－Ⅱ（入門）	4	演習	初級前半	
		日本語ⅠⅠ－Ⅲ（入門）	4	演習		
	日本語ⅡⅠ－Ⅱ（基礎）	3	演習	初級後半		
日本語ⅡⅠ－Ⅲ（基礎）	3	演習				
日本語ⅢⅠ－Ⅱ（読解・文法）	1	演習	中級前半			
日本語ⅢⅠ－Ⅲ（読解・文法）	1	演習				
日本語ⅢⅡ－Ⅱ（聴解・語彙）	1	演習				
日本語ⅢⅡ－Ⅲ（聴解・語彙）	1	演習				
日本語ⅢⅢ－Ⅱ（作文・話し方）	1	演習				
日本語ⅢⅢ－Ⅲ（作文・話し方）	1	演習				
日本語ⅢⅣ－Ⅱ（総合）	1	演習				
日本語ⅢⅣ－Ⅲ（総合）	1	演習				
日本語ⅣⅠ－Ⅱ（読解・文法）	2	演習	中級後半			
日本語ⅣⅠ－Ⅲ（読解・文法）	2	演習				
日本語ⅣⅡ－Ⅱ（聴解・語彙）	2	演習				
日本語ⅣⅡ－Ⅲ（聴解・語彙）	2	演習				
日本語ⅣⅢ－Ⅱ（作文・話し方）	2	演習				
日本語ⅣⅢ－Ⅲ（作文・話し方）	2	演習				
日本語ⅣⅣ－Ⅱ（総合）	2	演習				
日本語ⅣⅣ－Ⅲ（総合）	2	演習				
日本語ⅤⅠ－Ⅱ（総合）	2	演習	上級			
日本語ⅤⅠ－Ⅲ（総合）	2	演習				
日本語ⅤⅡ－Ⅱ（総合）	2	演習				
日本語ⅤⅡ－Ⅲ（総合）	2	演習				
	日本文化 研修科目	日本文化研修	2	演習	初級後半 以上	

注意

1. 日本語・日本文化研修科目は、特別聴講学生（大学間又は部局間交流協定に基づく交換留学生に限る。）及び科目等履修生（日本語・日本文化研修留学生に限る。）対象の科目であり、日本人学生の履修は認めない。
2. 受講を特別に許可された正規留学生が履修した場合は、原則として卒業単位にはならない。ただし、「留学生科目等に関する申合せ」により読替えが認められた場合は、この限りでない。
3. 授業科目名に付されている「S」は前学期開講科目、「F」は後学期開講科目であることを示す。

3 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第32条の2の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）において前学期及び後学期（以下「各学期」という。）に履修科目として登録できる単位数の上限及びその特例に関し必要な事項を定める。

(対象科目)

第2条 学生の履修登録の上限単位数の対象となる授業科目は、本学において卒業の要件として履修する授業科目（集中講義として開講する授業科目を除く。）とする。

(履修登録上限単位数)

第3条 学生（長期にわたる教育課程の履修に関する規程により、長期履修（学則第37条に規定する長期にわたる教育課程の履修をいう。以下同じ。）を認められた者（以下「長期履修学生」という。）を除く。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、各学期24単位とする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程は、各学期26単位とする。

2 長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、前項に定める各単位数に、申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、長期履修期間を変更した長期履修学生の授業科目の履修登録単位数の各学期の上限は、第1項に定める各単位数に申請時における未修学年数を乗じ、長期履修期間で除して得た単位数（当該単位数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）に、変更前の長期履修期間の残余期間を乗じ、変更後の長期履修期間の残余期間で除して得た単位数（当該単位数が2の倍数以外のときは、当該単位数を超える最小の2の倍数とする。）とする。ただし、当該単位数が第1項に定める各単位数を超えるときは、同項に定める各単位数とする。

4 通年開講科目の履修登録単位数は、その2分の1をそれぞれ各学期の履修単位とみなし、上限単位の計算を行うものとする。

5 次の各号に掲げるものについては、履修登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 集中講義として開講する授業科目
- (2) 教職等資格科目のうち、各学部又は地域創造学環

（以下「学部等」という。）が指定した授業科目

(3) 本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

(4) その他全学教務委員会が別に定める授業科目

(成績等に基づく履修登録単位数の特例)

第4条 前条各項（第4項及び第5項を除く。）の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は履修登録単位数の上限を超えてそれぞれ定められた単位数まで履修科目の登録をすることができる。

(1) 直前学期のGPAの値（以下「GPA値」という。）が2.0以上の学生（長期履修学生を除く。以下この号において同じ。）は、26単位まで、また、GPA値2.5以上の学生は、28単位までとする。ただし、教育学部学校教育教員養成課程の学生は、GPA値2.0以上は、28単位まで、また、GPA値2.5以上は、30単位までとする。

(2) 前号に定めるGPA値に該当する長期履修学生は、前条第2項又は第3項の規定に基づき得た単位数に、前号に定める各単位数から前条第1項に定める各単位数を控除して得た単位数を加えて得た単位数までとする。

(3) 各学部の教務委員会が相当の理由があると認めた者は、各委員会が個別に定めた単位数までとする。

2 前項第1号及び第2号に掲げる手続きは次の各号のとおりとする。

(1) GPA値は、履修登録期間の終了日の前日までに報告された成績を基に算出する。ただし、履修登録期間の開始以降にGPA値が下がることで履修登録単位数の上限が減少した学生で、既に減少後の上限単位数以上を履修登録している場合には、減少前の上限単位数を適用することができる。

(2) GPA値及びこれに基づく履修登録単位数の上限は、学務情報システムを利用し各学生に通知するものとする。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、履修登録科目の上限に関する必要事項は、学部等において定める。

附 則（令和2年12月16日規則第32号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

4 静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則における人文社会科学部内規

静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則3条5項1号で人文社会科学部が指定する科目は、教職専門科目Ⅰ及び教職専門科目Ⅱとする。

附 則

- 1 この内規は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した学生については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 留学生科目等に関する申合せ

この申合せは、静岡大学全学教育科目規程別表Ⅰ（第4条関係）及び別表Ⅲ（第13条関係）に規定する、留学生科目及び日本語・日本文化研修科目の修得単位の振替、読替及び履修に関し、必要な事項を申し合わせる。

1 留学生科目（日本語）について

- (1) 留学生科目のうち、「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅵ」の6科目は留学生対象の科目とし、修得した単位は英語（1単位科目及び2単位科目）、初修外国語（1単位科目及び2単位科目）又は教養展開科目（ただし、ABP科目として指定された科目を除く）の単位として振替えることができる。ただし、英語及び初修外国語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。
- (2) 一定以上の日本語運用能力を有していると授業担当者が認定した場合を除いて、留学生は「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅲ」の3科目を履修するものとする。（履修を希望しない場合は、必ず授業担当者の認定を受けなければならない。）なお、留学生が履修を希望した場合でも、当該留学生が高度な日本語運用能力（母語又は第一言語レベル）を有していると授業担当者が認定した場合、受講を認めない場合がある。
- (3) 留学生以外の学生は履修できない。ただし、授業担当者が履修の必要性を特に認めた場合は、留学生以外の日本語運用能力が低い学生も履修することができるが、修得した単位は、卒業単位に含めることはできない。

2 留学生科目（日本事情）について

- (1) 留学生科目のうち、「日本事情」は、原則として留学生対象の科目とし、修得した単位は学際領域AまたはBの単位として振替えることができる。
- (2) 授業担当者が特に認めた場合は、留学生以外の学生も履修することができ、修得した単位は、学際領域Bの単位として振替えることができる。

3 留学生科目（ABPインターンシップ）について

留学生科目のうち「ABPインターンシップ」は留学生対象の科目とし、ABP留学生コース以外の学生が履修した場合、修得した単位は教養展開科目（ただし、ABP科目として指定された科目を除く）の単位として振替えることができる。

4 留学生科目（日本語、日本事情）からの特に認められた場合の単位振替えについて

- (1) 1及び2の規定に関わらず、ABP留学生コースの学生に対し、学部教務委員会が特に認めた場合は、「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅵ」及び「日本事情」の単位を、ABP基礎日本語又はABP科目として指定された教養領域科目の単位として振替えることができる。
- (2) 前項によりABP基礎日本語の1単位科目に振替える場合は、日本語2単位をもって1単位分とする。

5 日本語・日本文化研修科目について

- (1) 別表Ⅲに規定された科目は特別聴講学生（大学間又は部局間交流協定に基づく交換留学生に限る。）及び科目等履修生（日本語・日本文化研修留学生に限る。）対象の科目とするが、授業担当者等が特に認めた場合は、正規留学生も履修することができる。ただし、卒業単位にはならない。
- (2) 前項の規定に関わらず、ABP留学生コースの学生が「日本語中級Ⅰ」～「日本語中級Ⅹ」を履修した場合は、修得した各科目の単位（2単位）を、対応する「ABP基礎日本語Ⅰ」～「ABP基礎日本語Ⅹ」の単位（1単位）として、それぞれ読替えるものとする。

附 則（令和5年2月2日改正）

- 1 この申合せは、令和5年4月1日から実施する。
- 2 令和4年9月30日以前に入学した学生については、改正後の申合せの規定に関わらず、なお従前の例による。

6 夜間主コース学生の昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第4項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の教養科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 英語

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

2. 初修外国語

(1) 夜間主コース学生は、夜間主コース開講の初修外国語科目を必ず履修し、所要の単位を修得しなければならない。

(2) 夜間主コース学生は、2年次以降、昼間コース開講の初修外国語（夜間主コース開講のものと同一の言語をのぞく）の各科目の受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、これらの科目を履修することができる。修得した単位は、選択科目として卒業所要単位に算入する。

(3) 昼間コース開講科目の履修要件は、夜間主コースの学生にも適用される。

3. 教養領域、学際領域、教職教養科目

(1) 夜間主コース学生は、昼間コース開講科目と同一の授業科目が夜間主コースで開講されていない年度にかぎり、受講定員に余裕があり、担当教員が受講を認める場合に、当該昼間コース開講科目を履修することができる。ただし、教養展開科目のうち教養領域A（人文・社会科学）は、履修することができない。

4. 新入生セミナー、数理・データサイエンス、健康体育、キャリア形成科目

夜間主コース学生は、昼間コース開講科目を履修することができない。

5. 留学生科目

留学生科目等に関する申合せを準用する。

6. 卒業所要単位の上限、卒業所要単位の参入の対象となる配当年次

昼間コースの教養科目の配当年次に達しない年次の夜間主コース学生は、当該科目を履修することができない。

附 則（令和7年2月13日）

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

7 夜間主コース学生の昼間コース開講の専門科目の履修及び修得単位に関する内規

平成24年12月13日制定

静岡大学人文社会科学部規則第8条第3項が「別に定める」と規定する、昼間コース開講の法学科及び経済学科の専門科目の履修及び修得単位の扱いは、次のとおりとする。

1. 業所要単位の上限、卒業所要単位算入の対象となる学科専門科目、配当年次

(1) 夜間主コース学生は、法学科及び経済学科の昼間コースで開講される学科専門科目を履修し、修得した単位を60単位まで卒業所要単位に算入することができる。ただし、演習もしくは実習形式の科目は卒業所要単位に算入することができない。

(2) 昼間コースの学科専門科目の配当年次に達しない年次の夜間主コース学生は、当該科目を履修することができない。

2. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合の扱い

(1) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで同一の学科専門科目が開講される場合であっても、昼間コースの科目を履修することができる。

(2) 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講さ

れる同一科目は、いずれの科目も履修登録することができる。ただし、同一科目の開講される学期が異なり、かつ最初に履修した科目の評価が「不可」又は「否」である場合に限る。

3. 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目

(1) 社会学科及び言語文化学科の学科専門科目は、履修することができない。ただし、担当教員が許可した場合をのぞく。

(2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

4. 学部共通専門科目

(1) 夜間主コースの学生は、学科横断科目（法学科、経済学科）以外の学部共通専門科目を履修することができない。ただし、特別教育プログラム修了又は教員免許状取得を目的とする場合を除く。

(2) (1)により修得した単位は、卒業所要単位に算入することができない。

附 則（令和7年2月13日）

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

IV 諸 規 則

1 国立大学法人静岡大学学則

(目的・使命)

第1条 国立大学法人静岡大学(以下「本学」という。)は、学術・文化の研究並びに教育の機関として、広く一般的教養を授けるとともに深く学術・教育の理論及び応用を教授研究し、平和的な国家及び社会における有為な人材を育成し、その教授研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的・使命とする。

(自己評価等)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を受けるものとする。

3 前2項の実施に関し必要な事項は、別に定める。
(教育研究等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進を図るため、その教育研究活動等の状況を公表するものとする。

(教育研究上の目的の公表)

第3条の2 本学は、学部、学科、課程又は教育プログラムごとに、人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則又は地域創造学環規則に定め、公表するものとする。

(構成)

第4条 本学に、人文社会科学部、教育学部、情報学部、理学部、工学部、農学部及びグローバル共創科学部を置き、各学部の学科及び課程は、次のとおりとする。

人文社会科学部	社会科学 言語文化学科 法学科 経済学科
教育学部	学校教育教員養成課程 情報学部 情報科学科 行動情報学科 情報社会学科
理学部	数学科 物理学科 化学科 生物科学科 地球科学科
工学部	機械工学科

電気電子工学科
電子物質科学科
化学バイオ工学科
数理システム工学科
生物資源科学科
応用生命科学科
グローバル共創科学部
グローバル共創科学科

農学部

(地域創造学環)

第4条の2 各学部(教育学部及びグローバル共創科学部を除く。)に、全学学士課程横断型教育プログラムとして、地域創造学環を置く。

第5条 本学に、大学院を置く。

第6条 本学に、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所を置く。

第7条 本学に、次のとおり学部附属の教育研究施設を置く。

教育学部 教育実践総合センター
理学部 放射科学教育研究推進センター
農学部 地域フィールド科学教育研究センター

(共同利用)

第7条の2 前条に掲げる農学部附属の地域フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができるものとする。

第8条 教育学部に、次のとおり附属学校を置く。

附属幼稚園
附属静岡小学校
附属浜松小学校
附属静岡中学校
附属浜松中学校
附属島田中学校
附属特別支援学校

第9条 本学に、次のとおり学内共同教育研究施設を置く。

大学教育センター
学生支援センター
全学入試センター
情報基盤センター
防災総合センター
浜松共同利用機器センター
教職センター
地域創造教育センター
サステナビリティセンター
静岡共同利用機器センター

第9条の2 本学に、次のとおり学内共同利用施設を置く。

こころの相談室

キャンパスミュージアム

高柳記念未来技術創造館

第9条の3 本学に、教育研究成果を社会に積極的に還元し社会連携を推進するためイノベーション社会連携推進機構を置く。

第9条の4 本学に、全学情報基盤の一元的推進及び管理を行うため、情報基盤機構を置く。

第9条の5 本学に、教育、学生支援及び入学者選抜に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の教育、学生支援及び入学者選抜の質の向上と一層の推進を図るため、全学教育基盤機構を置く。

第9条の6 本学に、国際交流に関する基本方針を全学的な観点から検討し、本学の国際交流の質の向上と一層の推進を図るため、国際連携推進機構を置く。

第9条の7 本学に、産官学民共創による持続可能な社会構築に向けた分野横断的教育研究を推進するため、未来社会デザイン機構を置く。

第9条の8 本学に、全学の安全衛生を効率的・効果的に実施・推進するため、安全衛生センターを置く。

第9条の9 本学に、全学的な視点から男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進室を置く。

第9条の10 本学に、中期目標・中期計画の取組を支援し、大学改革の推進を図るため、未来創成本部を置く。

第9条の11 本学に、研究設備・機器を戦略的に導入・更新・共用等を図る仕組みを強化し、研究力の下支え及び研究の向上に資するため、研究設備統括本部を置く。

第10条 本学に、附属図書館を置く。

第11条 本学に事務局を置く。

第11条の2 本学に、技術部を置く。

第12条 本学に、保健センターを置く。

第13条 第4条から前条までにに関する規定は、別に定める。
(学術院)

第13条の2 本学に、学術院を置き、次の領域を置く。

人文社会科学領域

教 育 学 領 域

情 報 学 領 域

理 学 領 域

工 学 領 域

農 学 領 域

融合・グローバル領域

グローバル共創科学領域

2 学術院に関し、必要な事項は、別に定める。

(役員及び教職員)

第14条 本学に、次の役員を置く。

学長 理事 監事

2 本学に、次の教職員を置く。

学長 副学長 教授 准教授 講師 助教 助手
教頭 教諭 養護教諭 技術職員 事務職員 医療
職員 その他

第15条 学部に学部長を、電子工学研究所及びグリーン
科学技術研究所に所長を置く。

2 地域創造学環に地域創造学環長を置く。

3 学部附属の教育研究施設に長を置く。

4 附属学校に校長(幼稚園にあつては園長。)を置く。

5 学内共同教育研究施設に長を置く。

6 附属図書館に館長を置く。

7 事務局に事務局長を置く。

8 保健センターに所長を置く。

9 学術院の領域に領域長を置く。

第15条の2 教育学部に附属学校園統括長を置くことができる。

2 附属学校に副校長、主幹教諭、指導教諭及び栄養教諭を置くことができる。

(学長の職務)

第16条 学長は、本学を代表し、その業務を総理するとともに、校務をつかさどり、役員及び教職員を統督する。
(理事の職務)

第17条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が定める順位に従いその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

2 理事に関し、必要な事項は、別に定める。

(監事の職務)

第18条 監事は、本学の業務を監査し、その結果に基づき、必要に応じて、学長又は文部科学大臣に意見を提出する。

2 監事に関し、必要な事項は、別に定める。

(副学長、学部長等の職務)

第19条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 前項に定めるもののほか、第15条各項に定める組織の長は、当該組織に関する校務又は業務をつかさどる。

(学科長)

第20条 学科に学科長を置くことができる。

2 学科長は、当該学科の運営に関する事項を処理する。

3 学科長に関し、必要な事項は、当該学部の教授会が別に定める。

(役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議、領域会議)

第21条 本学に役員会、学長選考・監察会議、経営協議

会及び教育研究評議会を置く。

- 2 本学に、大学運営会議を置く。
- 3 本学に、企画戦略会議を置く。
- 4 本学に、評価会議を置く。
- 5 学部、大学院、電子工学研究所及びグリーン科学技術研究所に教授会を置く。
- 6 地域創造学環に、地域創造学環運営会議を置く。
- 7 学術院の領域に、領域会議を置く。
- 8 役員会、学長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、大学運営会議、企画戦略会議、評価会議、教授会、地域創造学環運営会議及び領域会議に関する規則等は、それぞれ別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する規定は、別に定める。

(学年、学期)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。ただし、後学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

第24条 学期は、次の2期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第25条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(創立記念日)

第25条の2 本学の創立記念日は、6月1日とする。

(授業の休業日)

第26条 授業の休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 土曜日（人文社会科学部の夜間主コースを除く。）
 - (4) 春季休業 3月25日から3月31日まで
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月15日まで
 - (6) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項第4号から第6号までの休業期間を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

- 3 学長が必要と認める場合は、休業日に授業を行うことができる。

(収容定員)

第27条 学生の収容定員は、別表Ⅰのとおりとする。

(修業年限等)

第28条 修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることはできない。

(教育課程)

第29条 本学における教育課程は、学部及び学科又は課

程等の教育上の目的を達成するために、次の各号に掲げる授業科目の区分をもって体系的に編成し、学部又は教育プログラムごとに4年一貫した教育を行う。

- (1) 専門科目 専攻に係る専門の学芸を教授するための授業科目をいう。

- (2) 教養科目 幅広い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目をいう。

第30条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めにより、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

- 4 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

第30条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目の単位認定、試験、成績評価等については、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第31条 授業科目、単位及び履修方法については、各学部、地域創造学環及び大学教育センターが別に定める。

第32条 学生は、所定の教育課程に従って授業科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第32条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定めるものとする。

- 2 所定の単位を別に定める基準以上の成績をもって修得した学生及び相当の理由があると認められた学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の学部における授業科目の履修)

第33条 学生は、別に定めるところにより、他の学部の授業科目を履修することができる。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、教育上

有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が進学を志望する研究科及び研究院の授業科目を履修することができる。

(他の大学等における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得とした単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第37条 学生が、職業を有している等の事情により、第28条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり

計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(特別な教育課程の履修)

第37条の2 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了したものに対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の単位を修得した者に対し、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所要の単位のうち、第30条第2項の授業方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、同条第1項の授業方法により64単位以上の修得がなされていれば、60単位を超えることができる。

(学士)

第39条 本学を卒業した者に、学士の学位を授与する。

2 学位に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第40条 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得した者は、その修得単位によって教員の免許状授与の所要資格を得ることができる。

2 前項の規定により所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。

(入学)

第41条 学生を入学させる時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、後学期の初めとすることができる。

第42条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上である

ことその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(9) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第43条 入学志望者に対しては、試験を行い、その成績等により選考し、教授会等の意見を聴いて、学長は、入学を許可する者を定める。

2 編入学、転入学又は再入学を志望する者については、選考により入学を許可することがある。

(編入学)

第44条 次の各号のいずれかに該当する者で、編入学を志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に編入学を許可することがある。

(1) 大学の学部を卒業した者又は2年以上在学し、所定の単位を修得し、中途退学した者

(2) 短期大学を卒業した者

(3) 教員養成学部2年課程を修了した者

(4) 高等専門学校を卒業した者

(5) 高等学校の専攻科の課程を修了した者のうち、学校教育法第58条の2に規定する者

(6) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条に規定する者

(7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者

(8) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(9) 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者

2 編入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(転入学)

第45条 他の大学に現に在学する者(我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程に在学する者を含む。)で、本学に転入学を志望する者があるときは、学部規則に基づき、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に転入学を許可することがある。

2 転入学を志望する者は、その現に在学する大学の学長の許可書を願書に添えなければならない。

3 転入学を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(再入学)

第46条 退学又は除籍後2年以内に、再入学を願い出た者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、相当学年に再入学を許可することがある。ただし、第55条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(入学志望手続)

第47条 入学志望者は、所定の手続により、検定料を添えて、願書を学長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(入学手続及び入学許可)

第48条 学長は、入学選考に合格し、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学科を納付した者(入学科の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に入学を許可する。

2 前項の規定は、編入学、転入学又は再入学の場合に準用する。

(転学部及び転学科等)

第49条 学生で、他の学部に転学部を志望する者があるときは、関係両学部教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学生で、同一学部の他の学科に転学科を志望する者があるときは、教授会の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

3 第1項の規定により転学部を許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会が認定する。

(地域創造学環の履修及び履修取りやめ)

第49条の2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、学生で、地域創造学環の履修又は履修の取りやめを志望する者があるときは、教授会等の意見を聴いて、学長は、許可することがある。

2 学長は、前項に規定する許可をしたときは、必要に

応じて、同項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の学籍を移すものとする。

3 第1項の規定により地域創造学環の履修又は履修の取りやめを許可された者の修得単位の取扱い、並びに第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

(他の大学等への入学)

第50条 学生は、他の大学又は本学の他の学部若しくは地域創造学環の入学試験を受けようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学)

第51条 学生は、他の大学に転学を志望するときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第52条 学生は、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関に留学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に算入する。
(休学)

第53条 学生は、病気その他の理由により、引き続き2か月以上修学できないときは、所定の手続きにより、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者は、学長の許可を得て、なお引き続き休学することができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間中に、休学の理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第54条 学生は、退学しようとするときは、所定の手続きにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第55条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 第28条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第53条第3項に規定する休学期間を超え、なお復学できない者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (4) 授業料又は寄宿料が未納で、督促してもなお納付しない者
- (5) 入学料について、免除が不許可となり若しくは半

額免除が許可された場合又は徴収猶予が許可若しくは不許可とされた場合に、納付期日までに納付しない者

(6) 死亡した者又は行方不明の届出のあった者

(賞罰)

第56条 学生が、研究その他の行為において優れた業績があったときは、学長は、これを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第57条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、学長は、教授会等の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て懲戒する。

2 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第58条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

- (1) 訓告
- (2) 停学
- (3) 退学

第59条 停学の期間が2か月を超えるときは、その期間は在学期間に算入しない。

(授業料の納付)

第60条 学生は、授業料を納付しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第61条 授業料、入学料及び検定料（以下次条において「授業料等」という。）の額並びに納入方法については、別に定める。

(授業料等の免除等)

第62条 学長は、経済的理由によって納付が困難である者等に対しては、授業料等を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第63条 本学において、特殊の事項につき研究を志望する者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学することのできる者は、その研究事項につき大学学部卒業者又はこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3 研究期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第64条 本学（大学院を除く。）の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

3 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け

単位を修得することができる。

- 4 履修期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。
- 5 科目等履修生は、教育職員免許法上の単位を修得しようとする場合に、所要資格を得ることができる教員の免許状の種類及び免許教科又は特別支援教育領域は、別表Ⅱのとおりとする。
- 6 前項までの規定により、科目等履修生として、本学において一定の単位（大学の学生以外の者で、第42条の規定による入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した後に本学に入学する場合で、当該単位の修得により、本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数等に応じて、相当期間を2年を超えない範囲で第28条に規定する修業年限並びに第28条及び第38条に規定する在学期間に通算することができる。
- 7 前項の修業年限及び在学期間の通算については、当該学部教授会等が認定する。

（聴講生）

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生として入学することのできる者は、第42条各号のいずれかに該当する者又は当該授業科目を聴講する学力があると認めた者とする。
- 3 聴講した授業科目の単位認定は行わない。
- 4 聴講期間は、1年以内とする。ただし、事情によりその期間を延長することができる。

（特別聴講学生）

第66条 他の大学又は短期大学（外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。）の学生が、所定の手続きにより、本学の授業科目の履修を願い出たときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期交流特別学部学生）

第66条の2 外国の大学の学部学生が、本学における短期間の教育研究指導を願い出たときは、短期交流特別学部学生として受入れを許可することがある。

第67条 第63条から前条までに関する細部についての規程は、別に定める。

（外国人学生）

第68条 外国人で本学に入学を志望する者があるときは、学部（地域創造学環を含む。）又は国際連携推進機構において選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人学生に関する規程は、別に定める。

（公開講座）

第69条 本学に、公開講座を設けることができる。

- 2 公開講座は、本学の専門的、総合的な教育・研究機能を開放することにより、地域社会に対し広く学習の機会を提供するために行うもので、学長又は学部長が主宰し、これに関する必要な事項は、別に定める。

（学寮、厚生保健施設）

第70条 本学に、学寮その他の厚生保健施設を置く。

第71条 学生が学寮に入寮を希望するときは、所定の手続きにより、学寮を管理する学長に願い出て、その選考を経て許可を受けなければならない。

- 2 退寮する場合も、所定の手続を取らなければならない。

第72条 入寮者は寄宿料を納付しなければならない。寄宿料の額は、別に定める額とし、毎月当月分を納めなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に納めるものとする。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる事情があっても還付しない。

- 3 死亡等やむを得ない事情で寄宿料の納付が困難である者に対しては、第1項の規定にかかわらず別に定めるところによりその事情を審査して学長は寄宿料を免除することができる。

第73条 厚生保健施設については、別に定める。

（雑則）

第74条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び外国人学生に対しては、別に定めあるもののほか、この学則中学生に関する規定を準用する。

第75条 学長は、必要に応じ、所管事項の一部を学部長その他に委任することができる。

第76条 この学則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年11月29日学則第22号）

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

別表Ⅰ（学則第27条）

学生収容定員表

区	分	入 学 定 員	3 年次編入学定員	収 容 定 員
人 文 社 会 部 科 学 部	社 会 学 科	70		280
	言 語 文 化 学 科	75		300
	法 学 科			
	昼 間 コ ー ス	90	2	364
	夜 間 主 コ ー ス	30	3	126
	経 済 学 科			
	昼 間 コ ー ス	155		620
	夜 間 主 コ ー ス	30		120
	計	450	5	1,810
教 育 学 部	学 校 教 育 教 員 養 成 課 程	300		1,200
	計	300		1,200
情 報 学 部	情 報 科 学 科	100		400
	行 動 情 報 学 科	70		280
	情 報 社 会 学 科	75		300
	計	245		980
理 学 部	数 学 科	38		152
	物 理 学 科	48		192
	化 学 科	52		208
	生 物 科 学 科	52		208
	地 球 科 学 科	50		200
	計	240		960
工 学 部	機 械 工 学 科	168		672
	電 気 電 子 工 学 科	110		440
	電 子 物 質 科 学 科	110		440
	化 学 バ イ オ 工 学 科	112		448
	数 理 シ ス テ ム 工 学 科	50		200
	計	550		2,200
農 学 部	生 物 資 源 科 学 科	115	7	474
	応 用 生 命 科 学 科	70	3	286
	計	185	10	760
合 計		1,970	15	7,910

備考 「昼間コース」とは、昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは、主として夜間に授業を行うコースをいう。

別表Ⅱ（学則第40条、第64条）
（正規の課程）

学部	学 科 ・ 課 程	免 許 状 の 種 類	免 許 教 科
人文社会科学部	社 会 学 科	中学校教諭一種免許状	社会
	言 語 文 化 学 科		国語、英語
	法 経 済 学 科		社会
	社 会 学 科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史、公民
	言 語 文 化 学 科		国語、英語
	法 学 科		公民
	経 済 学 科		公民
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、書道、保健体育、工業、家庭、英語
		特別支援学校教諭一種免許状	
		幼稚園教諭一種免許状	
		養護教諭一種免許状	
情報学部	情 報 科 学 科 行 動 情 報 学 科 情 報 社 会 学 科	高等学校教諭一種免許状	情報
理学部	数 学 科	中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	
		高等学校教諭一種免許	情報
工学部	物 理 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	化 生 物 科 学 科		
	地 球 科 学 科		
工学部	機 械 工 学 科 電 気 電 子 工 学 科 電 子 物 質 科 学 科 化 学 バ イ オ 工 学 科	高等学校教諭一種免許状	工業
	数 理 シ ス テ ム 工 学 科		数学
農学部	生 物 資 源 科 学 科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業
	応 用 生 命 科 学 科		理科

2 静岡大学学部共通細則

(入学宣誓)

第1条 学生は、入学式において入学宣誓をするものとする。

(保証人)

第2条 入学に当たっては、宣誓・保証書を提出しなければならない。この場合において、外国人留学生にあっては、保証人を定めることを要しない。

第2条の2 保証人は、常に本学と学生の家庭とを連絡し、教育指導に協力するものとする。

第3条 保証人は、父母又は父母に準ずる者でなければならない。

第4条 保証人が住所を変更し、又は身上に著しい変動があった場合は、速やかにこれを学部長に届け出なければならない。

(学生証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、登校の際は、必ずこれを携帯しなければならない。

第6条 学生証は、提出前1か月以内に撮影した、無帽の半身像写真1枚を学部長に提出し、その交付を受けるものとする。

第7条 学生証を携帯しないときは、教室、研究室又は図書館に入れないことがある。

第8条 学生証は、本学職員の検閲請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第9条 削除

第10条 学生証を紛失し、損傷し、又は汚損したときは、学部長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第11条 削除

第12条 学生証は、卒業、退学又は除籍等の場合は、直ちにこれを学部長に返納しなければならない。

(宿所)

第13条 学生は、毎学年の初めに、その宿所を学部長に届け出なければならない。

2 宿所変更の場合は、その都度、速やかに学部長に届け出なければならない。

(健康診断)

第14条 学生は、学校保健法（昭和33年法律第56号）により健康診断を受けなければならない。

第15条 学部長は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

(団体、集会、出版物、宣伝及び掲示)

第16条 学生が団体を組織しようとするときは、団体の規則、会員の名簿を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

2 団体の規則又は届出事項を変更しようとするときも、また前項に同じ。

第17条 団体が学外団体へ参加しようとするときは、その団体の規則、参加の目的、理由を添えて、責任代表者から、学部長を経て学長に届け出なければならない。

第18条 第16条及び第17条の規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長を経て学長に届け出なければならない。

第19条 学生が集会をしようとするときは、集会の責任代表者2人以上の連署をもって、集会の目的、期日、場所、参加者の種類及び人員を記載した書類を、所定の期日までに、学部長に届け出なければならない。

第20条 学生が雑誌、新聞、小冊子、ビラ、ポスター等を作ったときは、そのものを添えて、速やかに学部長に届け出なければならない。

第21条 学生が学内に掲示をしようとするときは、そのものを添えて、学部長に届け出た後、指定の場所においてなさなければならない。

第22条 第19条から第21条までの規定において2学部以上の学生が関係するときは、それぞれの関係学部長に届け出なければならない。

第23条 学生の団体、学外団体への参加、集会、出版物、掲示等で、本学の教育目的に添わないところがあると認めた場合は、学長又は学部長がこれを許可しないことがある。

(施設の利用)

第24条 学生及びその団体は、学長又は学部長の使用許可を得ないで、本学の施設を任意に使用することはできない。

2 前項の許可は、その使用目的、種別、期間、責任者氏名を記した書類を提出し、その承認を得るものとする。

(補則)

第25条 この細則を実施するために必要な事項は、学部でこれを定めることができる。

附 則（平成11年3月17日）

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

3 静岡大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条並びに国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定）第39条第2項及び静岡大学大学院規則（昭和39年4月27日制定）第21条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、教職修士（専門職）、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、大学院の修士課程を修了した者に対し行う。

(教職修士（専門職）の学位の授与の要件)

第4条の2 教職修士（専門職）の学位の授与は、大学院の教職大学院の課程を修了した者に対して行う。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、大学院の後期3年の博士課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に対し行う。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位の授与は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

(法務博士（専門職）の学位授与の要件)

第5条の2 法務博士（専門職）の学位の授与は、大学院の法科大学院の課程を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることがある。

(課程による者の提出)

第7条 大学院の課程による者の学位論文は、所属研究科長又は教育部長（以下「研究科長等」という。）に提出するものとする。

2 研究科長等は、前項の学位論文を受理したときは、研究科委員会又は教授会（以下「研究科委員会等」と

いう。）にその審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

第8条 第5条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に基づき定めた額の学位論文審査手数料を添え、申請する学位の専攻分野を指定して学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申請を受理したときは、研究科委員会等にその審査を付託するものとする。

(学位論文及び学位論文審査手数料の還付)

第9条 受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても還付しない。

(審査委員等)

第10条 研究科委員会等は、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻の教授及び准教授並びに関連する科目担当教授及び准教授のうちから3人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

2 前項の審査には、各研究科等の規則により、講師又は助教のうち、いずれか1人を含めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育学研究科共同教科開発学専攻（以下「共同教科開発学専攻」という。）にあっては、第7条第2項及び第8条第2項の規定により学位論文の審査を付託されたときは、当該専攻並びに愛知教育大学大学院教育学研究科共同教科開発学専攻の教授及び准教授のうちから5人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を行う。ただし、審査委員には教授1人以上を含むものとする。

4 第1項及び第3項の審査に当たって、研究科委員会等が必要と認めたときは、大学院の他の研究科等又は他の大学院等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間)

第11条 博士論文の審査、博士の学位授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位授与の申請を受理した後、1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、研究科委員会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後、学位論文を中心として関連のある科目について、口頭又は

筆答により行う。

(学力の確認)

第13条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語について、口頭又は筆答により行う。

(学力の確認の特例)

第14条 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、学位の授与を申請したときは、共同教科開発学専攻にあっては1年以内に限り、自然科学系教育部にあっては当該教育部で定める年限内に限り、学力の確認を免除することがある。

(審査委員の報告)

第15条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、速やかにその結果を研究科委員会等に報告しなければならない。

(研究科委員会等の議決)

第16条 研究科委員会等は、前条の報告に基づいて学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会等構成員（外国出張中及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学部長等の報告)

第17条 学部教授会又は法務研究科委員会が所定の教育課程を修了したと認めたときは、学部長又は研究科長は、その氏名等を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(研究科長等の報告)

第18条 研究科委員会等（法務研究科委員会を除く。）が第16条第1項の議決をしたときは、研究科長等は、その氏名、論文審査の要旨及び最終試験の成績又は学力の確認の結果並びに議決の結果を、文書をもって、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 学長は、前2条の報告に基づいて合否を決定し、合格と決定した者には所定の学位を授与し、学位の授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第19条の2 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したと

きは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会等の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科委員会等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により論文を公表する場合には、静岡大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻における論文にあっては、当該共同教科開発学専攻を構成する大学において審査を受けた学位論文又は学位論文の要約であることを明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、教育学研究科又は自然科学系教育部の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「静岡大学」と付記しなければならない。ただし、共同教科開発学専攻に係る学位については、当該共同教科開発学専攻を構成する大学名を付記しなければならない。

(学位の取消し)

第22条 学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学部教授会又は研究科委員会等の議を経て、授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 研究科委員会等が前項の議決を行う場合には、第16条第2項の規定を準用する。

(学位記及び書類の様式)

第23条 学位記及び学位授与申請関係書類は、別記様式のとおりとする。

附 則（平成25年7月17日規程第36号）

1 この規程は、平成25年7月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の静岡大学学位規程第19条の2の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 この規程による改正後の静岡大学学位規程第20条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

学 位	学部・学科、研究科・専攻又は教育部		付記する専攻分野の名称
学 士	人 文 社 会 学 部	社会学科	社会学又は学術
		言語文化学科	文学又は学術
		法学科	法学又は学術
		経済学科	経済学又は学術
	教育学部		教育学
	情 報 学 部	情報科学科及び行動情報学科	情報学
		情報社会学科	情報学又は学術
	理 学 部	数学科	理学
		物理学科、化学科、生物科学科及び地球科学科	理学又は学術
	工 学 部	機械工学科及び化学バイオ工学科	工学又は学術
		電気電子工学科、電子物質科学科及び数理システム工学科	工学
	農 学 部	生物資源科学科	農学又は学術
		応用生命科学科	農学
修 士	人文社会科学研究科		臨床人間科学、文学又は経済学
	教育学研究科		教育学
	総 合 科 学 技 術 研 究 科	情報学専攻	情報学
		理学専攻	理学
		工学専攻	工学
		農学専攻	農学
教職修士 (専門職)	教育学研究科		
博 士	教育学研究科		教育学
	自然科学系教育部		学術、理学、工学、情報学又は農学
法務博士 (専門職)	法務研究科		

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、地域創造学環の課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

4 静岡大学学生懲戒規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第57条第2項の規定に基づき、静岡大学（以下「本学」という。）の学生の懲戒に関して必要な事項を定める。

(基本理念)

第2条 学生に対する懲戒は、教育的配慮に基づき、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

第2章 懲戒及び懲戒対象行為

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類及び効果は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分を失わせること。
- (2) 停学 登校を停止させること。
- (3) 訓告 懲戒対象行為を戒め、将来にわたって学生の本分にもとる行為を行わないよう注意を喚起すること。

(停学)

第4条 停学は、無期又は有期とし、有期の停学は、6か月以下とする。

- 2 無期の停学は、6か月を経過した後、これを解除することができる。
- 3 停学期間の在学期間算入については、学則第59条に定めるところによる。
- 4 停学期間中の試験及び履修手続は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 試験の受験を認めない。
 - (2) 履修手続は、停学中の学生が所属する学部（地域創造学環にあっては地域創造学環）（以下「学部等」という。）の定める期間に行うことを認める。

- 5 停学中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。

(懲戒対象行為)

第5条 学長は、次の各号に該当する行為（以下「懲戒対象行為」という。）を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 学則その他の本学の諸規則又は命令に違反する行為
- (3) 他人の権利又は利益を害する行為
- (4) 本学の教育研究を妨げる行為
- (5) 試験等における不正行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

(7) その他学生の本分にもとる行為

(懲戒の量定)

第6条 懲戒の適用に当たっては、懲戒対象行為の態様、動機及び結果、当該学生の経歴及び環境、懲戒対象行為後における当該学生の態度その他の情状を考慮しなければならない。

第3章 懲戒手続

(学部の調査と懲戒案)

第7条 学生が懲戒対象行為を行ったと思料するときは、当該学生が所属する学部の長（地域創造学環にあっては地域創造学環長）（以下「当該学部長等」という。）は、直ちに副学長（学生支援担当）にその旨を報告するとともに、学部学生委員会（地域創造学環にあっては地域創造学環学生委員会）（以下「学部等学生委員会」という。）に当該行為について速やかに調査させ、その調査結果を報告させる。

- 2 学部等学生委員会は、懲戒対象行為を行ったと疑われる学生を調査するに際しては、当該学生に対して口頭又は文書による弁解の機会を与えなければならない。
- 3 当該学生が正当な理由なく前項の弁解の機会に応じない場合は、弁解の権利を放棄したものとみなす。
- 4 当該学部長等は、第1項に規定する学部等学生委員会の調査結果の報告に基づき、教授会（地域創造学環にあっては地域創造学環運営会議。以下「教授会等」という。）の意見を聴いて、学部等の懲戒案を作成し、学長に提出する。
- 5 当該学部長等は、当該学生に対し、第9条第2項に規定する懲戒の決定の通知を迅速に行うことができるよう、副学長（学生支援担当）と協議の上、前各項に規定する懲戒手続を遅滞なく進める。
(学生懲戒委員会の審議)

第8条 学長は、前条第4項の学部等の懲戒案が提出されたときは、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置し、当該懲戒案について審議させる。委員会は、全学学生委員会（教育学部から選出された体育教員の委員を除く。）をもってこれに充てる。

- 2 委員会は、前条第4項の学部等の懲戒案について審議し、その結果を学長に報告する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。
- 4 委員会は、第2項に規定する審議に際して、当該学生に対して、弁明手続に係る事項を通知し、当該通知をした日の翌日から起算して14日以上期間（以下「弁明期間」という。）を確保して口頭又は文書による弁明

の機会を与えなければならない。ただし、当該学生に弁明の意思がないことが確認された場合は、弁明期間の経過を待たずして、弁明の機会を与えたものとみなす。

5 当該学生が正当な理由なく前項の弁明の機会に応じない場合は、弁明の権利を放棄したものとみなす。

6 当該学生は、委員会に対して、口頭による弁明において付添人を立ち会わせることを求めることができる。ただし、委員会は、付添人の立会いを認めないときは、弁明の前にその旨及び理由を当該学生に通知しなければならない。

(懲戒の決定と通知等)

第9条 学長は、前条第2項の委員会の報告が第3条に規定する懲戒を求めるものであったときは、教育研究評議会の議を経て、懲戒の決定をする。

2 学長は、前項の懲戒の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

3 学長は、前項の通知をした日から1か月間、当該懲戒の内容を学内に公示する。ただし、当該学生の氏名、学籍番号その他の個人を特定することが可能な情報は記載しない。

(厳重注意)

第10条 当該学部長等は、第3条に規定する懲戒には該当しないが、学生に対する教育的措置として必要な場合には、あらかじめ副学長（学生支援担当）に協議の上、厳重注意を行うことができる。

2 前項の厳重注意は、当該学部長等が口頭又は文書により行うものとし、実施後、全学学生委員会に報告するものとする。

(退学の日及び停学の始期)

第11条 退学の日及び停学の始期は、教育研究評議会の議を経て、学長がこれを決定する。

(異議申立て)

第12条 第9条第2項に規定する通知を受けた学生は、異議申立書（別記様式第1号）により学長に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、第9条第1項の懲戒の決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

3 学長は、第1項の異議申立てがあった場合、懲戒の執行を停止することができる。

(異議申立てについての決定等)

第13条 学長は、前条第1項の異議申立てがあった場合、委員会に当該異議申立てについて審議させる。

2 委員会は、当該異議申立てについて審議し、その結

果を学長に報告する。

3 委員会は、必要があると認めるときは、当該学部長等に対して再調査を求めることができる。

4 学長は、第2項に規定する報告を受け、懲戒を減免する必要があると認めた場合には教育研究評議会の議を経て懲戒を減免する決定をし、異議申立てに理由がないと認めた場合には教育研究評議会の議を経て異議申立棄却の決定をする。

5 学長は、前項の決定を当該学生に速やかに通知しなければならない。

(自宅謹慎)

第14条 当該学部長等は、第3条第1号又は第2号の懲戒に該当することが明白であり、かつ修学環境の確保のために特に必要と認めるときは、あらかじめ副学長（学生支援担当）に協議の上、懲戒の決定以前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎期間は、停学期間に算入することができる。

3 自宅謹慎期間中の試験及び履修手続については、第4条第4項の規定を準用する。

4 自宅謹慎中の学生に対する指導は、学生が所属する学部等の教員が担当する。

(退学、休学、留学又は転学の制限等)

第15条 当該学部長等は、懲戒の決定前に当該学生から退学、休学、留学又は転学の申出があったときは、これを受理しない。

2 当該学部長等は、停学中の学生から停学期間を含む休学又は留学の申出があったときは、これを受理しない。

3 学長は、休学中の学生に対し停学を命じる場合は、原則として当該学生の停学の始期となる日以後の休学の許可を取り消す。ただし、休学して留学している場合など、特別の事情があるときは、休学の終了後から停学の始期となる日を決定することができる。

(無期の停学の解除)

第16条 当該学部長等は、無期の停学中の学生について、反省の程度、学習意欲その他の状況を総合的に判断して、無期の停学を解除することが適当であると学部等学生委員会の報告を受けたときは、教授会等の意見を聴いて、無期の停学の解除（以下「当該解除」という。）を学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請があったときは、委員会を設置し、委員会において当該解除の可否について審議させ、その結果を報告させる。

3 学長は、委員会から当該解除の可の報告を受けたときは、教育研究評議会の議を経て、当該解除を決定し、当該学生に速やかに通知する。

4 学長は、委員会から当該解除の否の報告を受けたと

き又は前項の報告を受け、教育研究評議会で審議した結果、当該解除の否の議決がされたときは、当該解除を認めない旨を決定し、その理由を付して、当該学部長等に通知する。

(試験等において不正行為を行った者への対応)

第17条 この規程に定めるもののほか、試験等における不正行為の懲戒等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 補則

(関係者の守秘義務)

第18条 学生懲戒に関わった教職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を離れた後も継続する。

(懲戒の記録)

第19条 懲戒の時期及びその内容は、学籍原簿に記録す

る。ただし、本学が発行する証明書その他の書類には、懲戒に関する事項は記載しない。

(準用)

第20条 この規程は、大学院学生の懲戒について準用する。

2 前項の規定に基づき準用するに当たっては、規程中「学部長等」及び「学部等」をそれぞれ「研究科長、教育部長又は研究院長」及び「研究科、教育部又は研究院」と読み替える。

(補則)

第21条 この規程に定めるもののほか、学生に対する懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年1月24日規程第29号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

5 教員免許状取得に関する単位履修要領

平成18年3月9日（全部改正）
令和7年2月13日改正

1. 学科課程と教職課程

本学部で各学科で取得できる免許状は下記のとおり。

社 会 学 科	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史、公民）
言語文化学科	中学校教諭一種免許状（国語、英語） 高等学校教諭一種免許状（国語、英語）
法 学 科（昼間コース及び夜間主コース） 経 済 学 科（昼間コース及び夜間主コース）	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（公民）

2. 免許状取得の要件

1) 基礎資格：学士

2) 介護等体験（中学校一種のみ必修）：①社会福祉施設（5日間）、②県立特別支援学校（2日間）の計7日間。
3年次に申請して、4年次で実施する。教育実習ガイダンス（2・3年次）時に手続きについて説明する。※介護等体験費用として実施年度に10,000円が必要（学生厚生会加入者には一部補助あり）

3) 必要な単位数：本学部では、以下の通りとする。

		中学校教諭一種	高等学校教諭一種
【A】	免許法施行規則第66条の6に定める科目	8	8
【B】	教科及び教科の指導法に関する科目		
	【B-1】教科に関する専門的事項に関する科目 （大学が独自に設定する科目を含む）*	24	32
	【B-2】各教科の指導法	8	4
【C】	教育の基礎的理解に関する科目	10	10
【D】	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	10	8
【E】	教育実践に関する科目	7	5
合 計 単 位 数		67	67

* 教育職員免許法第5条別表第一「教科及び教職に関する科目」に定める「大学が独自に設定する科目」は、特別な事情がない限り「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位を充てる。

【A】免許法施行規則第66条の6に定める科目（合計8単位）：

昼 間 コ ー ス	夜 間 主 コ ー ス
「日本国憲法」「情報処理・データサイエンス演習」「英語コミュニケーション」（以上、各2単位）、「健康体育演習」（1単位）を必修。「健康体育実技Ⅰ・Ⅱ」（各1単位）はいずれか1単位を選択必修。	「憲法総論・統治機構」「情報処理・データサイエンス演習」（以上、各2単位）、「英語コミュニケーションA・B」「英語コミュニケーション」「健康体育実技」「健康体育演習」（以上、各1単位）を必修。

* 2年次までにすべて単位修得しておくこと。

【B】教科及び教科の指導法に関する科目

【B－1】教科に関する専門的事項に関する科目（大学が独自に設定する科目を含む）

免 許 教 科		必要単位数	要 件
国語	中 学 校 一 種	24単位以上	「国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）」「国文学（国文学史を含む。）」「漢文学」「書道（書写を中心とする。）」の各分野から1単位以上
	高 校 一 種	32単位以上	
英語	中 学 校 一 種	24単位以上	「英語学」「英語文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の各分野から1単位以上
	高 校 一 種	32単位以上	
中 学 校 一 種（社 会）		24単位以上	「日本史・外国史」「地理学（地誌を含む。）」「法律学、政治学」「社会学、経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の各分野から1単位以上
高 校 一 種（地理歴史）		32単位以上	「日本史」「外国史」「人文地理学・自然地理学」「地誌」の各分野から1単位以上
高 校 一 種（公 民）		32単位以上	「法律学（国際法を含む。）」「政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の各分野から1単位以上

* 具体的な科目名については、「教員免許状取得に関する「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧」参照。各分野の必修科目が○印で示してある。

【B－2】各教科の指導法

免 許 教 科		必要単位数	要 件
国語	中 学 校 一 種	8 単位	「(中等) 国語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(各2単位)
	高 校 一 種	4 単位	「(中等) 国語科教育法Ⅲ・Ⅳ」(各2単位)
英語	中 学 校 一 種	8 単位	「(中等) 英語科教育法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」(各2単位)
	高 校 一 種	4 単位	「(中等) 英語科教育法Ⅲ・Ⅳ」(各2単位)
中 学 校 一 種（社 会）		8 単位	「(中等) 社会科教育法Ⅱ・Ⅲ（地歴）」 「(中等) 社会科教育法Ⅰ・Ⅳ（公民）」(各2単位)
高 校 一 種（地理歴史）		4 単位	「(中等) 社会科教育法Ⅱ・Ⅲ（地歴）」(各2単位)
高 校 一 種（公 民）		4 単位	「(中等) 社会科教育法Ⅰ・Ⅳ（公民）」(各2単位)

* すべて2年次に履修すること。

【C】教育の基礎的理解に関する科目

科 目 名	単 位 数	履 修 年 次	中学校一種	高等学校一種
(中等) 教職入門	2 単位	1 年	○	○
(中等) 教育の原理	2 単位	2～4 年	○	○
(中等) 発達と学習	2 単位	2～4 年	○	○
(中等) 教育と社会	2 単位	3～4 年	○	○
特別の支援を必要とする子どもの理解	1 単位	2～3 年	○	○
教育課程論	1 単位	3 年	○	○

【D】道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

科 目 名	単 位 数	履 修 年 次	中学校一種	高等学校一種
教育方法論	1 単位	3 年	○	○
教育とICT活用	1 単位	3 年	○	○
道徳指導論	2 単位	2～3 年	○	—
総合的な学習の指導法・特別活動論	2 単位	3 年	○	○
生徒指導・進路指導	2 単位	3 年	○	○
教育相談	2 単位	3 年	○	○

【E】教育実践に関する科目

科 目 名	単 位 数	履 修 年 次	中学校一種	高等学校一種
教育実習事前・事後指導	1 単位	3～4 年	○	○
教育実習Ⅱ	2 単位	4 年	○	—
教育実習Ⅲ	2 単位	4 年	○	○
教育実践演習（中・高）	2 単位	4 年（後期）	○	○

3. 重要な注意事項

- 1) 「教育実習Ⅱ・Ⅲ」は中学校で3週間、「教育実習Ⅲ」は高等学校で2週間で4年生で実施。各自で出身中学校・高等学校に依頼し、実習の前年度に内諾を得ておき、各受け入れ校の指定する時期（主に5・6月又は9・10月）に実習を行う。
- 2) 「教職実践演習（中・高）」は、事前ガイダンス（4年次7月末頃）への出席、教育実習を終えていること（終了見込みを含む）、教職履修カルテの入力が済んでいることが履修の条件である。
- 3) 「教職履修カルテ」は1年次より学務情報システムで入力。教職に関する科目や各教科教育法などを対象とし、それぞれの科目で「学んだことと課題」を振り返り、「自己評価」する。各科目のカルテは、受講年度内のみ入力可能なので、履修後速やかに入力すること。
- 4) 関係するガイダンスには必ず出席すること。無断欠席や遅刻等をした場合には、以後の手続きは行わない。また、必要な手続きは遅滞なく行うこと。
- 5) 「教職専門科目Ⅰ・Ⅱ」区分の科目は卒業所要単位に算定されないが、CAP制の制限とは別に履修登録できる。

4. その他

- 1) 単位の取得状況は、各自で定期的に確認すること。
- 2) 編入学生は、時間割の都合により、2年間で全ての科目を履修することが困難な場合がある。学務係に相談するなどして、綿密な履修計画を立てておくこと。また、単位認定の科目がある場合など本学でその一部を履修する場合も、学務係に相談すること。
- 3) 中学校教諭二種免許状取得のための要件は、この単位履修要領の限りではない。希望者は学務係に相談すること。
- 4) 不明な点は安易な自己判断をせず、各学科の教務委員または学務係の教員免許担当に相談すること。

（参考）「教育学部以外の教育実習の受講資格に関する申告せ」（令和2年2月28日改正、教職センター運営委員会）

教育実習を受講するに際しては、3年後期（教育実習実施前年度後期）までに、次の要件を満たしていること。

- 1 教員採用試験を受験する強い意志
- 2 教育実習事前指導の履修
- 3 教職入門の2単位、教科教育法（Ⅰ～Ⅳのいずれか）2単位の修得
- 4 上記3以外の「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」について、中学：12単位以上、高校：10単位以上の修得
- 5 教員免許状取得に必要な教養科目（日本国憲法、健康体育実技Ⅰまたは健康体育実技Ⅱ、健康体育演習、英語コミュニケーション、情報処理・データサイエンス演習）8単位のうち、5単位以上の修得
- 6 その他、上記の科目も含めて、各学部で定めた所定の単位数以上の修得
- 7 麻疹の予防接種、健康診断の受診
- 8 学研災付帯賠償責任保険への加入

教員免許状取得に関する「教科に関する専門的事項に関する科目」一覧

(注) 授業科目の左の○印は、教員免許状を取得する場合の必修科目を表している。「履修方法」の欄に記されているのは、他学科の開講科目を履修する場合や、科目の内容についておよその枠組みがある場合についてである。

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類					
		中一種免（社会）					
免許法施行規則に定める科目区分							
科 目		開 設 授 業 科 目			単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史		○歴 史 学 概 論				2	
		○日 本 史 概 論				2	
		○外 国 史 概 論				2	
		日 本 中 世 社 会 史				2	
		日 本 中 世 文 化 史				2	
		日 本 近 世 社 会 史				2	
		日 本 近 世 地 域 史				2	
		考 古 学 概 論				2	
		考 古 学 説 論				2	
		農 耕 文 化 論				2	
		農 耕 社 会 論				2	
		先 史 社 会 論				2	
		ア ジ ア 史 概 説				2	
		ア ジ ア 文 明 史Ⅰ				2	
		ア ジ ア 文 明 史Ⅱ				2	
		ア ジ ア 社 会 史Ⅰ				2	
		ア ジ ア 社 会 史Ⅱ				2	
		西 ヨ ャ 洋 史 概 説Ⅰ				2	
		西 ヨ ャ 洋 史 概 説Ⅱ				2	
		西 ヨ ャ 洋 社 会 史Ⅰ				2	
西 ヨ ャ 洋 社 会 史Ⅱ				2			
地 理 学（地誌を含む。）		○人 文 地 理 学				2	
		○自 然 地 理 学				2	
		○地 誌 学				2	
「 法 律 学 、 政 治 学 」		憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構				2	法 学 科 法 学 科 学 部 共 通 専 門 科 目
		法 学 入 門				2	
		○政 治 学 概 論				2	
「 社 会 学 、 経 済 学 」		○社 会 学 概 論				2	
		○文 化 人 類 学 概 論				2	
		自 己 と 関 係 の 社 会 学				2	
		教 育 現 象 の 社 会 学				2	
		人 間 環 境 論Ⅰ				2	
		人 間 環 境 論Ⅱ				2	
		仕 事 の 社 会 学				2	
		家 族 と ジェンダー の 社 会 学				2	
		グ ロー バ ル 化 の 社 会 学				2	
		地 域 社 会 論Ⅰ				2	
		地 域 社 会 論Ⅱ				2	
		現 代 文 化 論Ⅰ				2	
現 代 文 化 論Ⅱ				2			
民 族 文 化 論				2			
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」		○人 間 洋 学 思 概 論				2	
		西 洋 学 思 概 論				2	
		○哲 学 宗 教 思 想 概 説				2	
		日 本 宗 教 思 想 概 説				2	
		日 本 宗 教 思 想 概 説				2	

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（地理歴史）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史	○歴 史 学 概 論	2		
	○日 本 史 概 論	2		
	日 本 史 概 説	2		
	日 本 中 世 社 会 史	2		
	日 本 中 世 文 化 史	2		
	日 本 近 世 社 会 史	2		
	日 本 近 世 地 域 史	2		
	考 古 学 概 論	2		
	考 古 学 概 説	2		
	農 耕 文 化 論	2		
	農 耕 社 会 論	2		
	先 史 文 化 論	2		
	先 史 社 会 論	2		
外 国 史	○外 国 史 概 論	2		
	ア ジ ア 史 概 説	2		
	ア ジ ア 文 明 史 I	2		
	ア ジ ア 文 明 史 II	2		
	ア ジ ア 社 会 史 I	2		
	ア ジ ア 社 会 史 II	2		
	西 洋 史 概 説	2		
	ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 I	2		
	ヨ ー ロ ッ パ 文 明 史 II	2		
	西 洋 社 会 史 I	2		
	西 洋 社 会 史 II	2		
人 文 地 理 学 ・ 自 然 地 理 学	○人 文 地 理 学	2		
	○自 然 地 理 学	2		
地 誌	○地 誌 学	2		

社 会 学 科		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む）」	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2	法	学 科
	法 学 入 門	2	法	学 科
	○政 治 学 概 論	2	学部共通専門科目	
	国 際 法	4	法	学 科
	国 際 政 治	4	法	学 科
「社会学、経済学（国際政治を含む。）」	○社 会 学 概 論	2		
	○文 化 人 類 学 概 論	2		
	自 己 と 関 係 の 社 会 学	2		
	教 育 現 象 の 社 会 学	2		
	人 間 環 境 論 I	2		
	人 間 環 境 論 II	2		
	仕 事 の 社 会 学	2		
	家 族 と ジェンダー の 社 会 学	2		
	グ ロ ー バ ル 化 の 社 会 学	2		
	地 域 社 会 論 I	2		
	地 域 社 会 論 II	2		
	現 代 文 化 論 I	2		
	現 代 文 化 論 II	2		
	民 族 文 化 論	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○人 間 学 概 論	2		
	西 洋 思 想 史	2		
	○哲 学 概 論	2		
	日 本 宗 教 思 想	2		
	日 本 思 想 概 説	2		
	○心 理 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学	2		
	発 達 心 理 学	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	精 神 疾 患 と そ の 治 療 I	1		
	精 神 疾 患 と そ の 治 療 II	1		

言語文化学科		免許状の種類		
		中一種免（国語）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2	音声学	
	○日本語学概論Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅳ	2		
	日本語学演習Ⅰ	2		
	日本語学演習Ⅱ	2		
国文学（国文学史を含む。）	○日本文学概論Ⅰ	2	国文学史を含む。 日本の古典文学 日本の近代文学 日本の古典文学 日本の近代文学 日本の思想・文化・理論 古典文学読解 近代文学読解 日本語学（文法・国語史） 日本の古典文学 日本の近現代文学 名作解釈の実践 日本の古典文学 日本の近現代文学	
	○日本文学概論Ⅱ	2		
	日本文学史Ⅰ	2		
	日本文学史Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅰ	2		
	日本語学文化各論Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅲ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅰ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅱ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅲ	2		
	日本文学講読Ⅰ	2		
	日本文学講読Ⅱ	2		
	日本語学文化基礎演習	2		
	日本文学演習Ⅰ	2		
	日本文学演習Ⅱ	2		
漢文学	○中国文学概論Ⅰ	2	漢文学を含む	
	中国文学史Ⅰ	2		
書道（書写を中心とする。）	○書道Ⅰ	2		
	○書道Ⅱ	2		

言語文化学科		免許状の種類		
		高一種免（国語）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	○日本語学概論Ⅰ	2	音声学	
	○日本語学概論Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅳ	2		
	日本語学演習Ⅰ	2		
	日本語学演習Ⅱ	2		
国文学（国文学史を含む。）	○日本文学概論Ⅰ	2	国文学史を含む。 日本の古典文学 日本の近代文学 日本の古典文学 日本の近代文学 日本の思想・文化・理論 古典文学読解 近代文学読解 日本語学（文法・国語史） 日本の古典文学 日本の近現代文学 名作解釈の実践 日本の古典文学 日本の近現代文学	
	○日本文学概論Ⅱ	2		
	日本文学史Ⅰ	2		
	日本文学史Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅰ	2		
	日本語学文化各論Ⅱ	2		
	日本語学文化各論Ⅲ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅰ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅱ	2		
	日本語学文化基礎講読Ⅲ	2		
	日本文学講読Ⅰ	2		
	日本文学講読Ⅱ	2		
	日本語学文化基礎演習	2		
	日本文学演習Ⅰ	2		
	日本文学演習Ⅱ	2		
漢文学	○中国文学概論Ⅰ	2	漢文学を含む	
	中国文学史Ⅰ	2		

言語文化学科		免許状の種類		
		中一種免（英語） 高一種免（英語）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科目	開設授業科目	単位数	履修方法	
英語学	○英語学概論Ⅰ	2		
	○英語学概論Ⅱ	2		
	英語史	2		
	英語学各論Ⅰ	2		
	英語学各論Ⅱ	2		
	英語学基礎演習	2		
英語文学	○英米文学史Ⅰ	2		
	○英米文学史Ⅱ	2		
	英米文学文化各論Ⅰ	2		
	英米文学文化基礎演習Ⅰ	2		
	英米文学文化演習Ⅰ	2		
英語コミュニケーション	オーラル・イングリッシュⅠ	2		
	オーラル・イングリッシュⅡ	2		
	○英語表現法Ⅰ	2		
	○英語表現法Ⅱ	2		
	アカデミックライティングⅠ	2		
	アカデミックライティングⅡ	2		
異文化理解	○英米事情	2		
	英米文学文化各論Ⅱ	2		
	英米文学文化基礎演習Ⅱ	2		
	英米文学文化演習Ⅱ	2		

法 学 科 (昼 間 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	法 学 入 門	2	国 際 政 治 を 含 む。	
	○ 政 治 学 I	2		
	○ 政 治 学 II	2		
	憲 法 総 論 ・ 統 治 機 構	2		
	人 民 法 総 論	2		
	刑 法 総 論 I	4		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 法 作 用 法	2		
	国 際 法 総 論	4		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	不 法 行 為 法	2		
	人 社 法	4		
	人 権 各 論	2		
	行 政 救 済 法	2		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 法 各 論 I	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	民 事 訴 訟 法	4		
	労 働 保 障 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	行 政 政 治 学	4		
	政 治 過 程 論	2		
	国 際 政 治 論	4		
	国 際 関 係 論	4		
	地 方 自 治 論	2		
	日 本 政 治 外 交 史	4		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○ 法 社 会 学	2		
	○ 経 済 学	2		
	国 際 法 各 論 II	2		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2		
	手 形 小 切 手 法	2		
	金 融 商 品 取 引 法	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	保 険 法	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	哲 学 概 論	2		
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	達 心 理 学 概 論	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	○ 政 治 思 想 学	2		
	○ 法 哲 学	2		

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		中一種免（社会）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
日 本 史 ・ 外 国 史	法 史 制 史	2		
	歴 史 学 概 論	2	社 会 学 科	
	○日 本 史 概 論	2	社 会 学 科	
	○外 国 史 概 論	2	社 会 学 科	
	日 本 史 概 説	2	社 会 学 科	
	ア ジ ア 史 概 説	2	社 会 学 科	
地 理 学 （地誌を含む。）	西 洋 史 概 説	2	社 会 学 科	
	○人 文 地 理 学	2	社 会 学 科	
	○自 然 地 理 学	2	社 会 学 科	
「 法 律 学 、 政 治 学 」	法 学 入 門	2		
	○政 治 学 I	2		
	○政 治 学 II	2		
	人 民 権 総 論	2		
	刑 法 総 論	4		
	刑 法 総 論 I	2		
	刑 法 総 論 II	2		
	刑 法 各 論 I	2		
	刑 法 各 論 II	2		
	行 政 法 総 論	2		
	行 政 作 用 法	2		
	国 際 法 総 論	4		
	刑 事 訴 訟 法 I	2		
	刑 事 訴 訟 法 II	2		
	刑 事 政 策	2		
	国 際 法 各 論 I	2		
	債 権 総 論 I	2		
	債 権 総 論 II	2		
	債 権 各 論	2		
	親 族 ・ 相 続 法	2		
	物 権 総 論	2		
	担 保 物 権 法	2		
	不 法 行 為 法	2		
	民 事 訴 訟 法	4		
	会 社 法	4		
	労 働 法	4		
	社 会 保 障 法	4		
	国 際 政 治 法	4		
「 社 会 学 、 経 済 学 」	○法 社 会 学	2		
	○経 済 学	2		
	国 際 法 各 論 II	2		
	商 法 総 則 ・ 商 行 為 法	2		
	手 形 小 切 手 法	2		
	金 融 商 品 取 引 法	2		
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」	保 險 法	2		
	○政 治 思 想 学	2		
	○法 哲 学	2		

法 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類				
		高一種免（公民）				
免許法施行規則に定める科目区分						
科 目		開 設 授 業 科 目		単位数	履 修 方 法	
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」		法	学	入 門	2	国 際 政 治 を 含 む。
		○政	学	学 Ⅰ	2	
		○政	治	学 Ⅱ	2	
		人	治	論	2	
		民	権	論 Ⅰ	4	
		刑	法	論 Ⅱ	2	
		刑	法	論 Ⅰ	2	
		刑	法	論 Ⅱ	2	
		行	政	論 Ⅰ	2	
		行	政	論 Ⅱ	2	
		国	際	法 論	2	
		刑	事	法 論 Ⅰ	4	
		刑	事	法 論 Ⅱ	2	
		国	際	政 策 Ⅰ	2	
		債	権	論 Ⅰ	2	
		債	権	論 Ⅱ	2	
		親	族	法 論	2	
		物	保	法 論	2	
		担	事	法 論	2	
		不	会	法 論	4	
民	会	法 論	4			
会	際	法 論	4			
社		政	4			
国			4			
「 社 会 学、経 済 学（国際経済を含む。）」		○法	社	学	2	
		○経	済	法 Ⅰ	2	
		○国	際	法 Ⅱ	2	
		商	法	論	2	
		手	形	法	2	
		金	融	法	2	
		保	險	法	2	
「 哲 学、倫 理 学、宗 教 学、心 理 学」		哲	学	論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
		社	心	論	2	
		会	理	学	2	
		達	心	概	2	
		床	人	理	2	
		情	治	概	2	
		○政	哲	学	2	
		○法		学	2	
				学	2	
				学	2	

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)						免 許 状 の 種 類																																	
						中一種免（社会）																																	
免許法施行規則に定める科目区分																																							
科 目						開 設 授 業 科 目			単位数		履 修 方 法																												
日 本 史 ・ 外 国 史						歴	史	学	概	論	2	社	会	学	科																								
						○日	本	史	概	論	2					社	会	学	科																				
						○外	国	史	概	論	2									社	会	学	科																
						○日	本	史	概	論	2													社	会	学	科												
						ア	ジ	ア	史	説	2																	社	会	学	科								
						西	洋	史	概	説	2																					社	会	学	科				
						日	本	経	史	説	2																									社	会	学	科
						経	済	学	説	史	2																												
地 理 学 （地誌を含む。）						○人	文	地	理	学	2	社	会	学	科																								
						○自	然	地	理	学	2																												
						○地	誌	地	理	学	2																												
「 法 律 学 、 政 治 学 」						○政	治	学	I	2																													
						○政	治	学	II	2																													
						地	域	政	策	I					2																								
						地	域	政	策	II					2																								
						経	済	政	策	I					2																								
						経	済	政	策	II					2																								
「 社 会 学 、 経 済 学 」						○ミ	ク	ロ	経	済	学	I	2																										
						ミ	ク	ロ	経	済	学	II	2																										
						○マ	ク	ロ	経	済	学	I	2																										
						マ	ク	ロ	経	済	学	II	2																										
						経			統	計	学	史	2																										
						統			計	学	学	I	2																										
						統			計	学	学	II	2																										
						経	済	情	報	処	理	2																											
						経	済	数	数	学	I	2																											
						経	済	数	数	学	II	2																											
						財		政		学	I	2																											
						財		政		学	II	2																											
						金		融		論	I	2																											
						金		融		論	II	2																											
						経		管		学	I	2																											
						経		管		学	II	2																											
						マ	一	ケ	テ	ィ	ン	I	2																										
						マ	一	ケ	テ	ィ	ン	II	2																										
						国	際	経	済	学	学	I	2																										
						国	際	経	済	学	学	II	2																										
						国	際	統	計	学	学	I	2																										
						情	報	経	済	学	学	I	2																										
						情	報	経	済	学	学	II	2																										
						数	量	経	済	学	分	析	2																										
						計	量	経	済	学	学	2																											
						地	方	財	政	論	I	2																											
						地	方	財	政	論	II	2																											
						地	域	社	会	と	産	2																											
						国	際	会	金	融	論	2																											
						社	会	保	障	論	I	2																											
						社	会	保	障	論	II	2																											
						○日	本	経	済	論	2																												
						世	界	経	済	論	I	2																											
						世	界	経	済	論	II	2																											
						ア	ジ	ア	経	済	論	2																											
						ア	ジ	ア	経	済	論	2																											
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」						○企	業	倫	理	学	2																												

経 済 学 科 (昼 間 コ ー ス)	免 許 状 の 種 類		
	高一種免 (公民)		
免許法施行規則に定める科目区分			
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法
「 法 律 学 (国際法を含む。)、 政 治 学 (国際政治を含む。)」	○政 治 学 I	2	国 際 政 治 を 含 む。
	○政 治 学 II	2	
	地 域 政 策 I	2	
	地 域 政 策 II	2	
	○経 済 政 策 I	2	
	経 済 政 策 II	2	
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2	
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2	
	マ ク ロ 経 済 学 I	2	
	マ ク ロ 経 済 学 II	2	
	経 済 史	2	
	統 計 学 I	2	
	統 計 学 II	2	
	経 済 情 報 処 理	2	
	経 済 数 学 I	2	
	経 済 数 学 II	2	
	財 政 学 I	2	
	財 政 学 II	2	
	金 融 論 I	2	
	金 融 論 II	2	
	経 営 学 I	2	
	経 営 学 II	2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ I	2	
	マ ー ケ テ ィ ン グ II	2	
	国 際 経 済 学 I	2	
	国 際 経 済 学 II	2	
	経 済 統 計 学	2	
	情 報 経 済 学 I	2	
	情 報 経 済 学 II	2	
	数 量 経 済 分 析	2	
	計 量 経 済 学	2	
	地 方 財 政 論 I	2	
	地 方 財 政 論 II	2	
	地 域 社 会 と 産 業	2	
	国 際 金 融 論	2	
	社 会 保 障 論 I	2	
	社 会 保 障 論 II	2	
	○日 本 経 済 論	2	
	世 界 経 済 論 I	2	
	世 界 経 済 論 II	2	
	ア ジ ア 経 済 論 I	2	
	ア ジ ア 経 済 論 II	2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科
	社 会 心 理 学 概 論	2	
	発 達 心 理 学	2	
	臨 床 心 理 学 概 論	2	
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2	
	○企 業 倫 理 学	2	

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)					免 許 状 の 種 類			
					中一種免 (社会)			
免許法施行規則に定める科目区分								
科 目		開 設 授 業 科 目			単位数	履 修 方 法		
日 本 史 ・ 外 国 史		歴 史 学 概 論			2	社 会 学 科		
		○日 本 史 概 論			2	社 会 学 科		
		○外 国 史 概 論			2	社 会 学 科		
		日 本 史 概 説			2	社 会 学 科		
		ア ジ ア 史 概 説			2	社 会 学 科		
		西 洋 史 概 説			2	社 会 学 科		
		日 本 経 済 史 I			2	社 会 学 科		
		日 本 経 済 史 II			2	社 会 学 科		
		経 済 学 説 史			2	社 会 学 科		
地 理 学 (地誌を含む。)		○人 文 地 理 学			2	社 会 学 科		
		○自 然 地 理 学			2	社 会 学 科		
		○地 誌 学			2	社 会 学 科		
「 法 律 学 、 政 治 学 」		○政 治 学 I			2			
		○政 治 学 II			2			
		地 域 政 策 I			2			
		地 域 政 策 II			2			
		経 済 政 策 I			2			
		経 済 政 策 II			2			
「 社 会 学 、 経 済 学 」		ミ ク ロ 経 済 学 I			2			
		ミ ク ロ 経 済 学 II			2			
		マ ク ロ 経 済 学 I			2			
		マ ク ロ 経 済 学 II			2			
		○経 済 理 論 入 門			2			
		○現 代 経 済 入 門			2			
		統 計 学 I			2			
		統 計 学 II			2			
		財 政 学 I			2			
		財 政 学 II			2			
		金 融 論 I			2			
		金 融 論 II			2			
		経 営 学 I			2			
		経 営 学 II			2			
		国 際 経 済 学 I			2			
		国 際 経 済 学 II			2			
		経 済 統 計 学 I			2			
		計 量 経 済 学 I			2			
		地 方 財 政 論 I			2			
		地 方 財 政 論 II			2			
		地 域 社 会 と 産 業 I			2			
		社 会 保 障 論 I			2			
		社 会 保 障 論 II			2			
		日 本 経 済 論			2			
		世 界 経 済 論 I			2			
		世 界 経 済 論 II			2			
		ア ジ ア 経 済 論 I			2			
		ア ジ ア 経 済 論 II			2			
「 哲 学 、 倫 理 学 、 宗 教 学 」		○企 業 倫 理 学			2			

経 済 学 科 (夜 間 主 コ ー ス)		免 許 状 の 種 類		
		高一種免（公民）		
免許法施行規則に定める科目区分				
科 目	開 設 授 業 科 目	単位数	履 修 方 法	
「 法 律 学（国際法を含む。）、 政 治 学（国際政治を含む。）」	○政 治 学 I	2	国 際 政 治 を 含 む	
	○政 治 学 II	2		
	地 域 政 策 I	2		
	地 域 政 策 II	2		
	○経 済 政 策 I	2		
	経 済 政 策 II	2		
「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	ミ ク ロ 経 済 学 I	2		
	ミ ク ロ 経 済 学 II	2		
	マ ク ロ 経 済 学 I	2		
	マ ク ロ 経 済 学 II	2		
	○経 済 理 論 入 門	2		
	○現 代 経 済 入 門	2		
	統 計 学 I	2		
	統 計 学 II	2		
	財 政 学 I	2		
	財 政 学 II	2		
	金 融 論 I	2		
	金 融 論 II	2		
	経 営 学 I	2		
	経 営 学 II	2		
	国 際 経 済 学 I	2		
	国 際 経 済 学 II	2		
	経 済 統 計 学	2		
	計 量 経 済 学	2		
	地 方 財 政 論 I	2		
	地 方 財 政 論 II	2		
	地 域 社 会 と 産 業	2		
	社 会 保 障 論 I	2		
	社 会 保 障 論 II	2		
	日 本 経 済 論	2		
	世 界 経 済 論 I	2		
	世 界 経 済 論 II	2		
	ア ジ ア 経 済 論 I	2		
	ア ジ ア 経 済 論 II	2		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	哲 学 概 論	2	社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科 社 会 学 科	
	社 会 心 理 学 概 論	2		
	発 達 心 理 学	2		
	臨 床 心 理 学 概 論	2		
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2		
	○企 業 倫 理 学	2		

6 学芸員資格取得に関する単位履修要領

平成24年4月26日改正

1. 学芸員の職務

学芸員とは博物館法に基づく専門的職員であって、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他、これに関連する事業について、専門的事項をつかさどる者をいう。

2. 学芸員の資格

学芸員の資格を取得するためには、学士の学位を有する者で、かつ大学において所定の科目の単位を取得しなければならない。

3. 必要科目及び単位

人文社会科学部において学芸員の資格を取得しようとする場合に必要科目及び単位数は次のとおりである。なお、詳細については、講義概要を参照すること。

人文社会科学部で開講する科目及び単位数			博物館法施行規則	
科 目	単位数	備 考	科 目	単位数
生涯学習概論	2		生涯学習概論	2
博物館概論	2		博物館概論	2
博物館経営論	2		博物館経営論	2
博物館資料論Ⅰ	1		博物館資料論	2
博物館資料論Ⅱ	1			
博物館資料保存論	2		博物館資料保存論	2
博物館展示論	2		博物館展示論	2
博物館教育論	2		博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2		博物館情報・メディア論	2
古文書実習Ⅰa	1	※	博物館実習	3
古文書実習Ⅰb	1			
考古学実習Ⅰa	1			
考古学実習Ⅰb	1			
博物館館務実習	1			

※博物館実習について

博物館実習は、事前・事後指導を含み、古文書実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）、もしくは考古学実習Ⅰa・Ⅰb（両方履修すること）のいずれかの組み合わせで2単位と、博物館館務実習1単位をもってあてる。

※夜間主コース学生は学芸員科目を履修できない。

7 公認心理師資格取得に関する単位履修要領

平成31年2月14日制定 令和7年3月3日改正

- 公認心理師資格を取得するためには、次のいずれかの方法により公認心理師試験（国家試験）の受験資格を取得し、当該試験に合格しなければならない。
 - 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、かつ、大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めてその課程を修了する。
 - 大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を修めて卒業し、文部科学省・厚生労働省が審査・認定するプログラムにのっとって業務が実施されている施設において心理に関する支援の業務に2年間以上従事する。
 - 上記の条件を満たす者と同等以上の知識及び技能を有すると認定される。
- 静岡大学人文社会科学部での、大学において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目は下表のとおりであり、全ての科目を修得しなければならない。

公認心理師法施行規則第一条	人文社会科学部での科目	履修年次	備考
公認心理師の職責	公認心理師の職責	2	
心理学概論	心理学概論	1	
臨床心理学概論	臨床心理学概論	1	
心理学研究法	心理学研究法Ⅰ	2	
	心理学研究法Ⅱ	3	
	心理学研究法Ⅲ	3	
心理学統計法	統計・データ解析Ⅰ(心理学統計法Ⅰ)	1	
	統計・データ解析Ⅱ(心理学統計法Ⅱ)	2	
心理学実験	心理学実験	2	
知覚・認知心理学	知覚・認知心理学	1～3	
学習・言語心理学	学習・言語心理学	1～3	
感情・人格心理学	感情・人格心理学	2～3	
神経・生理心理学	神経・生理心理学Ⅰ	1～3	
社会・集団・家族心理学	社会・集団・家族心理学	2～3	
発達心理学	発達心理学	2～3	
障害者・障害児心理学	異常心理学(障害者・障害児心理学Ⅰ)	2～3	
	障害児心理学(障害者・障害児心理学Ⅱ)	2～3	
心理的アセスメント	心理的アセスメントⅠ	2～3	
心理学的支援法	心理学的支援法Ⅰ	2～3	
健康・医療心理学	健康・医療心理学	2～3	
福祉心理学	発達臨床心理学(福祉心理学Ⅰ)	2～3	
	障害・福祉心理学(福祉心理学Ⅱ)	2～3	
教育・学校心理学	教育・学校心理学	3	
司法・犯罪心理学	司法・犯罪心理学	1～3	
産業・組織心理学	産業・組織心理学	2～3	
人体の構造と機能及び疾病	人体の構造と機能及び疾病	1～3	学際科目(全学教育科目)
精神疾患とその治療	精神疾患とその治療Ⅰ	1～3	
関係行政論	関係行政論	2	
心理演習	心理演習※	3	
心理実習 (実習の時間が八十時間以上のものに限る。)	心理実習※	4	

※ 「心理演習」「心理実習」の履修については「心理学概論」「臨床心理学概論」「心理学研究法Ⅰ」「心理学実験」「公認心理師の職責」「関係行政論」の6科目の単位取得を要件とする。なお、希望者が10名を越えた場合は、上記の要件科目の成績により選抜を行う。

- 大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目、その他詳細については、公認心理師法及び公認心理師法施行規則を参照すること。参照：厚生労働省HP「公認心理師」

8 「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項

(趣旨)

1. この要項は、国際連携推進委員会および教務委員会が、人文社会科学部学部共通専門科目「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」(以下、科目全体をさす場合には、「海外研修」とする)の単位の認定について定めたものである。

(科目の定義)

2. 「海外研修」とは、海外において修める教育プログラムのうち、以下に掲げる基準に従い国際連携推進委員会の議を経て教務委員会が認めるものをいう。

(教育プログラムの学修時間)

3. 「海外研修」として認める教育プログラムの学修時間については、次の時間を標準とする。なお、時間数の数え方は静岡大学の授業時間数算定方法により、45分以上の授業・研修をもって1時間に換算することができる。

- ① 「海外研修Ⅰ」および「海外研修Ⅱ」は、各30時間以上
- ② 「海外研修Ⅲ」および「海外研修Ⅳ」は、各60時間以上
- ③ 「海外研修Ⅴ」は、120時間以上

(教育プログラムの実施主体等)

4. 「海外研修」として認める教育プログラムは、次の条件のいずれかに該当するものでなければならない。
 - ① 大学等の教育・研究機関または民間語学学校が実施するもの。ただし、後者の場合には、教育内容等を適切と確認できる資料等の提出を要する。
 - ② 教育・研究機関等に所属する教育関係者が主催または引率するもの。
- (2) NPO・NGO・宗教団体等が主催する海外ボランティア活動や海外インターンシップなどは、原則として、当該プログラムには含めない。

(科目の該当性判断)

5. 教育プログラムの「海外研修」該当性の審査を行うため、単位の認定を申請しようとする者は、原則として、出発の2ヶ月前までに、所定の計画書ならびに実施主体等および教育プログラムの内容を確認できる資料を、学務係に提出しなければならない。なお、学生個人による申請の場合、提出前に、計画書に記載する「研修課題」および「研修内容」について指導教員の承認を得、指導教員の署名・捺印のあるものを提出するものとする。ただし、本学の大学間協定校または本学部の学部間協定校に交換留学生として派遣される場合

は、計画書による事前申請を不要とする。

- (2) 教育プログラムの「海外研修」該当性の審査は、提出された計画書等に基づき、国際連携推進委員会が行い、教務委員会で確認するものとする。
- (3) 科目該当性の審査の結果は、原則として、出発の1ヶ月前までに申請者に通知するものとする。

(単位認定)

6. 「海外研修」の単位認定は、該当する教育プログラムの履修により、学部の専門科目としてふさわしい「研修課題」を達成したものとして認めることができるものにつき、国際連携推進委員会の議を経て教務委員会で行う。

(単位認定の手続きおよび提出文書)

7. 単位認定を行うため、「海外研修」に該当する教育プログラムを修了し、単位の認定を申請しようとする者は、帰国後1ヶ月以内に、次に掲げるものを、学務係に提出する。ただし、本学または本学教員が主催・引率する教育プログラムの場合は、主催者または引率者による一括申請を可能とする。

- ① 所定の単位認定申請書
- ② 修了証。ただし、修了証は、受入機関等の責任者・現地指導教員等による受講証明書や成績証明書等で代替できるものとする。
- ③ レポート。なお、レポートは「研修課題」達成の裏付けとして、活動内容の報告と研修課題について学んだことを含めて2000字以上で書かれたものとする。学生個人による申請の場合、事前に指導教員による確認を得ることを要する。

- (2) 単位の認定は、提出された申請書等に基づき、国際連携推進委員会にて審査を行い、教務委員会がこれを確認する。

(単位認定申請に際する注意事項)

8. 卒業する学期における研修は認めない。
9. 1つの教育プログラムを、複数の「海外研修」科目で単位認定することはできない。ただし、提携校への長期留学などで、「海外研修」科目以外の科目への読み替えと合わせて行う場合については、この限りではない。
10. 静岡大学の他の科目で単位認定された教育プログラムを、当該「海外研修」で重複して単位認定することはできない。

附 則

1. この要項は、平成30年4月1日から実施し、平成30

年4月申請分から適用する。ただし、平成27年度以前に入学した学生については、当該年度の規則集の別表に記載された単位のみ修得することができる。

附 則

1. この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2. 令和4年度以前に入学した学生については、この要項による改正後の「海外研修Ⅰ」「海外研修Ⅱ」「海外研修Ⅲ」「海外研修Ⅳ」「海外研修Ⅴ」の単位認定に関する要項にかかわらず、なお従前の例による。

9 「オンライン留学Ⅰ」「オンライン留学Ⅱ」の単位認定に関する要項

(趣旨)

1. この要項は、人文社会科学部学部共通専門科目「オンライン留学Ⅰ」及び「オンライン留学Ⅱ」(以下、科目全体をさす場合には、「オンライン留学」とする)の単位の認定について定めるものである。

(科目の定義)

2. この要項中、

① 「オンライン留学」とは、海外の教育機関又は国際機関等が日本語以外で実施するプログラムに、日本国内からインターネットを利用してアクセスし、相互交換を通じて学修することを目的に行う活動をいう。

② 「オンライン」とは、「同時双方向型」および「オンデマンド型」全般を含み、インターネットを介して実施されるものをいう。ただし、音声のみのラジオ講座や文書交換のみで行われる「通信添削」等は除外する。

③ 「相互交換」とは、受講者側の一方的な視聴により完結するものではなく、プログラム実施者への課題提出又はプログラム実施者による試験の実施等による評価を伴うもの前提とし、またこれによる学修の成果を客観的に証明できるものをいう。

(オンライン留学の学修時間)

3. 「オンライン留学」として認定するプログラムの学修時間については、次の時間を標準とする。なお、時間数の数え方は静岡大学の授業時間数算定方法により、45分以上の授業・研修をもって1時間に換算することができる。

① 「オンライン留学Ⅰ」は30時間以上

② 「オンライン留学Ⅱ」は60時間以上

(プログラムの実施主体および該当プログラム等)

4. 「オンライン留学」の対象となるプログラムは、海外の教育機関又は国際機関等が実施するもので、次に掲げるものでなければならない。

① 人文社会科学部として認定する別紙に掲げるプログラム(以下、該当プログラムとする)

② 教育内容及び実施時間が適切であると確認できる資料に基づき、国際連携推進委員会の議を経て教務委員会が認めるもの。

(科目該当性判断)

5. プログラムの「オンライン留学」該当性の判断は、次のいずれかの方法により申請されたものにつき、国際連携推進委員会で審議を行い、教務委員会による確認を経て行うものとする。

① 国際連携推進委員会又は人文社会科学部で教育を担当する教員が、必要な資料とともに所定の様式に基づき申請するもの

② プログラム受講者が、指導教員の承認を得て、必要な資料とともに所定の様式に基づき申請するもの

(単位認定)

6. 「オンライン留学」の単位認定は、該当プログラムの履修により、人文社会科学部の専門科目としてふさわしい学修を達成したと認めることができるものにつき、国際連携推進委員会の議を経て、教務委員会で行う。

(単位認定の手続きおよび提出文書)

7. 「オンライン留学」に該当するプログラムを修了し単位の認定を申請しようとする者は、修了後速やかに、次に掲げるものを、学務係に提出する。

① 所定の単位認定申請書

② プログラムの修了証

(2) 「オンライン留学」の該当性の判断を得ていないプログラムを履修し単位の認定を申請する者は、前項のものに加え、科目の該当性の判断に必要な資料とともに所定の様式に基づく申請書を提出するものとする。

(3) 単位の認定は、提出された申請書等に基づき、国際連携推進委員会で審査を行い、教務委員会がこれを確認する。

(単位認定申請に際する注意事項)

8. 卒業する学期における学修は認めない。

9. 静岡大学の他の科目で単位認定されたプログラムを、当該「オンライン留学」で重複して単位認定することはできない。

10 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第34条に規定する他の大学等における授業科目の履修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする他の大学等)

第2条 単位認定の対象とすることができる他の大学等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学間（学部間を含む。）交流協定締結大学
- (2) 短期留学推進制度（派遣）実施要項（平成8年5月11日文部大臣裁定）に基づく派遣先大学
- (3) 放送大学
- (4) その他修学上支障がないと認められる大学又は短期大学

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学等において授業科目を履修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、原則として学期の始めに、他の大学等において修得した単位に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門

科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、他の大学等において修得した単位に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、静岡大学教務委員会が別に定める。

附 則（平成31年4月26日規程第63号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

11 大学以外の教育施設等における学修の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則（昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。）第35条に規定する大学以外の教育施設等における学修による単位の認定（以下「単位認定」という。）について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする学修)

第2条 単位認定の対象とすることができる大学以外の教育施設等における学修は、次の各号に掲げるもののうち修学上支障がないと認められるものとする。

- (1) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (2) 大学の専攻科における学修
- (3) 高等専門学校の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (4) 高等学校の特攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの
- (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環に

については地域創造学環) (以下「学部等」という。) が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法 (昭和24年法律第147号) 別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法 (昭和24年法律第207号) 第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法 (昭和28年法律第185号) 第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則 (平成12年文部省令第25号) 又は技能審査の認定に関する規則 (昭和42年文部省告示第237号) による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

(事前届出)

第3条 単位認定を受ける目的をもって他の大学以外の教育施設等において学修しようとする学生は、事前に指導教員に届け出るものとする。

(申請手続)

第4条 単位認定を受けようとする学生 (以下「申請者」という。) は、原則として学期の始めに、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書 (別記様

式第1) に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長 (地域創造学環については地域創造学環長) 又は大学教育センター長 (以下「学部長等」という。) を経て学長に申請するものとする。

(審査)

第5条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

(単位認定)

第6条 単位認定は、当該授業科目の関係教員 (以下「関係教員」という。) の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

(申請者への通知)

第7条 学長は、単位認定の結果を、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書 (別記様式第2) により申請者に通知するものとする。

(履修指導)

第8条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則 (平成31年4月26日規程第64号)

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

12 入学前の既修得単位等の単位の認定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則 (昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。) 第36条に規定する入学前の既修得単位等の認定 (以下「単位認定」という。) について必要な事項を定める。

(単位認定の対象とする入学前の既修得単位等)

第2条 単位認定の対象とすることができる入学前の既修得単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第36条第1項の規定による大学又は短期大学

(外国の大学又はこれに相当する高等教育機関を含む。) において履修した授業科目について修得した単位 (科目等履修生として修得した単位を含む。)

- (2) 学則第36条第2項の規定による大学以外の教育施設等における学修のうち、次に掲げるもの

ア 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修

イ 大学の専攻科における学修

ウ 高等専門学校の課程における学修で、大学教育

に相当する水準を有するもの

エ 高等学校の専攻科の課程における学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

オ 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、大学教育に相当する水準を有するもの

2 前項に定めるもののほか、各学部（地域創造学環については地域創造学環）（以下「学部等」という。）が必要と認めた場合は、当該学部等が別に定めるところにより、次の各号に掲げる学修の全部又は一部を単位認定の対象とすることができる。

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第3備考第6号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学又は短期大学が行う講習又は公開講座における学修
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う社会教育主事の講習における学修
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修
- (4) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修
- (5) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修
- (6) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイックにおける成果に係る学修

（申請手続）

第3条 単位認定を受けようとする学生（以下「申請者」という。）は、入学した学期の始めまでに、入学前の既

修得単位等に係る単位認定申請書（別記様式第1）に成績証明書その他必要書類を添えて、所属する学部長（地域創造学環については地域創造学環長）又は大学教育センター長（以下「学部長等」という。）を経て学長に申請するものとする。

（審査）

第4条 学部長等は、前条の申請があったときは、専門科目に相当する単位については当該学部で、教養科目に相当する単位については大学教育センターで審査する。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環で審査することができるものとする。

（単位認定）

第5条 単位認定は、当該授業科目の関係教員（以下「関係教員」という。）の判定に基づき、専門科目に相当する単位については教授会の、教養科目に相当する単位については大学教育センター運営委員会の議を経て行う。ただし、専門科目及び教養科目のうち、学環指定科目の単位については地域創造学環運営会議の議を経て行うことができるものとする。

2 関係教員は、必要に応じ、申請者に対し試問を行い又は必要な資料の提出を求めることができる。

（申請者への通知）

第6条 学長は、単位認定の結果を、入学前の既修得単位等に係る単位認定通知書（別記様式第2）により申請者に通知するものとする。

（履修指導）

第7条 単位認定を行ったときは、指導教員及び関係教員は、学則第29条の趣旨を踏まえ、本学在学中における授業科目の履修に関し適切な指導を行うものとする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、大学教育センターが別に定める。

附 則（平成31年4月26日規程第65号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

13 人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取り扱い要項

静岡大学人文社会科学部規則第17条の2に基づき、入学前の既修得単位の認定基準に関する取り扱いを次のように定める。

- 1 入学前の既修得単位の認定は、教養科目、専門科目併せて60単位を超えないものとする。
- 2 入学前の既修得単位の認定に当たっては、全学教育

科目を認定したうえ、専門科目を認定する。

3 教養科目の認定については、全学教育センターが行わない、全学教育科目規定第10条に基づく「入学前の既修得単位等の取り扱い等について」による。

4 専門科目の認定は、以下の要領で各学科において審査し、教務委員会の議を経て行う。認定科目の通知に

については、教授会の承認を得て行う。

- ① 演習形式の科目は認定しない。
- ② 教養科目と専門教育科目との異種科目区分間の認定は行わない。
- ③ ①②以外の取扱については、各学科ごとの個別的

認定基準に従って認定を行う。

(平成18年3月9日改正)

この要項は、平成18年4月1日から施行し、18年度入学生から適用する。

14 追試験及び再試験に関する内規

(追試験の事由)

1. 次の各号の一つに該当する事由により試験を受けなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。
 - (1) 病気又は怪我(医師の診断書を要する。)
 - (2) 忌引(配偶者又は二親等以内の親族の死亡の日より原則として1週間以内。会葬の礼状等の事由を証明できる資料を要する。)
 - (3) その他やむを得ない事由(具体的に事情の具申があるもの。)

(追試験願の提出)

2. 前項の事由により追試験を希望する者は、試験日より1週間以内に、所定の様式により学務係に届け出なければならない。

(追試験の審議)

3. 追試験の願い出は、教務委員会において審議する。ただし、第1項(1)及び(2)についてはこの限りではない。

(追試験の時期)

4. 追試験は、原則として試験日以後1か月以内に行う。

(再試験の実施)

5. 試験の不合格者に対する再試験は、原則として行わない。ただし、特にやむを得ない事情により担当教員が再試験の必要を認める場合は、教授会の承認を得た上でこれを行うものとする。

(再試験の時期及び成績)

6. 前項ただし書の場合における再試験は、次の要領によるものとする。

- (1) 再試験は、試験終了後2か月以内に行う。2か月を経過した後における再試験は、これを認めない。
- (2) 再試験の成績は、最低合格点(60点)又はそれ以下とする。

附 則

この内規は、令和5年11月9日から実施する。

15 成績評価に関する学生からの疑義に対する教務上の対応手順

令和3年12月9日(一部改正)

- 1) 成績評価に疑問がある学生は、「成績評価に関する質問書」(別紙様式1、以下「質問書」という。)を、次学期の履修登録期間終了日まで(卒業判定等に係る前学期の成績評価については8月末日まで、後学期の成績評価については2月末日まで)に、以下の係(以下「担当係」という。)に提出する。・全学教育科目：静岡キャンパス学務部教務課教務係浜松キャンパス浜松キャンパス事務部浜松教務課共通教育係・学部専門科目：学生の所属学部等の学務(教務)担当係
- 2) 質問書を受理した担当係は、全学教育科目については授業計画実施専門委員会、学部専門科目については学生の所属学部等の教務担当委員会(以下「教務担当委員会」という。)の長と相談のうえ、以下の(a)又は(b)のいずれかの対応をとる。(a) 教務事務的に対応できる疑義については、成績評価を訂正のうえ、

その旨を学生に通知する。(b) 疑義内容が教務事務的に対応できない場合には、担当係から授業担当教員に照会する。授業担当教員は、質問書を受理した日から2週間以内に成績評価の理由・根拠を文書により担当係に提出する。担当係は、その回答を学生に通知する。

- 3) 2) の回答によっても成績評価に疑義がある学生は、「成績評価に関する申立書」(別紙様式2、以下「申立書」という。)を、全学教育科目は大学教育センター長、学部専門科目は学生の所属学部等の長(以下「部局長」という。)宛てに提出する。

- 4) 申立書を受理した部局長は、教務担当委員会に対応を指示する。
- 5) 教務担当委員会は、申立て内容の正当性の有無を確認のうえ、学生及び授業担当教員と個別に面談をして、必要な対応を講じる。その対応結果については、部局

長へ報告する。

用する。

6) 大学院の授業科目においても、上記の対応手順を準

16 試験等において不正行為をした学生の取扱いに関する内規

第1条 この内規は、「静岡大学単位認定等に関する規定」(平成18年2月15日)第6条及び「試験等において、不正行為をした学生に対する取扱い」(平成30年10月17日教育研究評議会承認。以下「取扱い」という。)及び「静岡大学学生懲戒規定」第7条及び「試験等において不正行為をした学生の懲戒等に関する指針」に基づき、試験等において不正行為を行った学生に対する人文社会科学部の対応・措置等に関し、必要な事項を定める。

第2条 学務係は、取扱いに定める不正行為報告書の提出があったときは、速やかに、その旨を学部長並びに学生委員長及び教務委員長に報告するとともに、当該学生の指導教員に連絡する。

- 2 学生委員会は、前項の報告を受けたときは、速やかに、試験監督教員及び当該学生から事情を聴取の上、別紙様式による「不正行為調査書」を作成しなければならない。
- 3 学生委員会は、当該試験期間の終了後、取扱い及び「不正行為調査書」に基づき、当該学生に対する不正行為の措置案を決定し、これを各学科に報告する。
- 4 教授会は、「不正行為調査書」に基づく懲戒案を審議し、当該学生に対する措置を決定しなければならない。

附 則

- 1 この内規は、平成31年4月1日から施行する。

17 社会科学部の諸内規

17-1 社会科学部卒業論文に関する内規

昭和59年11月8日制定 平成4年5月1日改正 平成10年6月11日改正
平成20年1月10日改正 平成20年7月10日改正 平成23年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、社会科学部の卒業論文(以下「論文」という。)の提出に関する規定を次のとおり定める。
2. 論文題目(以下「題目」という。)を届け出るためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ、卒業演習Ⅱの単位を修得済み若しくは履修中でなければならない。
なお、履修計画上、卒業演習Ⅰを後学期に、若しくは、卒業演習Ⅱを前学期に履修する必要がある場合は、指導教員の下承を得て、科目履修登録手続き期限内に、当該科目の受講を学務係に願い出なければならない。
3. 題目は、指導教員の承認を得て、原則として論文を提出する学期の11月25日正午(前学期提出の場合は5月25日正午。当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める。)までに学務係に届け出なければならない。
なお、届け出た題目は、論文提出前であれば、指導教員の承認を得て取り下げることができる。
4. 論文提出要領は次のとおりとする。
 - (1) 提出期限 1月10日正午(前学期提出の場合は7月10日正午。当日が土曜日又は日曜祝日の場合は別に定める。)

- (2) 提出場所 人文社会科学部学務係
- (3) 提出要件 題目を届け出済みであること。なお、論文には、学務係備付の用紙に必要事項を記入し、論文表紙の裏面に添付しなければならない。
5. 論文の審査に当たっては、併せて次の要領で口述試験を行う。
 - (1) 試験期間 1月下旬～2月下旬(前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬)
 - (2) 試験場所 学科所定の研究室等
6. 論文の審査は、一の論文につき、学科の複数の教員が行い、協議により判定する。
7. 卒業要件に論文の単位のみを残して休学中の者が論文を提出する場合は、次の要領によるものとする。
 - (1) 復学手続き 論文提出期限の日を含む月から復学しなければならない。なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。
 - (2) 題目届け出の特例 復学手続きの際に、題目を届け出ることができる。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

18 言語文化学科の諸内規

18-1 言語文化学科卒業論文に関する内規

昭和42年2月9日制定 昭和49年10月17日改正 昭和57年3月13日改正
平成4年5月1日改正 平成16年3月18日改正 平成20年1月10日改正
平成20年7月10日改正 平成31年4月1日改正 令和4年4月1日改正

1. 人文社会科学部規則第11条に基づき、言語文化学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
2. 卒業論文を提出する者は、提出する年度の4月1日の時点で本学部3年以上（前学期末卒業の場合3年6月以上）在学していなくてはならない。

なお、3年次編入学生については、卒業論文を提出する年度の4月1日の時点で、本学部1年以上（前学期末卒業の場合1年6月以上）在学していなければならない。

3. 卒業論文提出予定者は、論文の題目を当該年度の6月末日までに指導教員に提出しなければならない。

4. 卒業論文の提出

- (1) 提出期限 1月10日正午（前学期提出の場合、7月10日正午）（当日が土曜日または日曜祝日の場合は別に定める）
- (2) 提出場所 人文社会科学部学務係

- (3) 論文には所定の用紙を学務係において受領の上、必要事項を記入し、卒業論文の表紙の裏面に貼付しなくてはならない。

5. 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験をあわせて行うものとする。

- (1) 試験期日 1月下旬～2月中旬（前学期提出の場合は7月下旬～8月上旬。）
- (2) 試験場所 各プログラムの指定する場所

6. 卒業論文の審査は、指導教員（主査）と、卒業論文のテーマに関連した科目を担当する教員（副査）が行うものとする。

附 則

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 令和3年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19 経済学科の諸内規

19-1 経済学科進級基準に関する内規

平成23年1月13日制定

1. この内規は、経済学科昼間コースにおける学生（ABPコースを除く）の2年次から3年次生への進級（以下「進級」という）の基準について、必要な事項を定める。
2. 2年次から3年次への進級が認められる者は、在学期間を24ヶ月以上有し、進級基準表中の進級基準を満たした者とする。
3. 3年次生への進級とは、人文社会科学部規則別表第Iに示す3～4年次生対象科目を履修できることを

いう。

ただし、進級が認められない場合でも、進級基準に満たない単位が4単位以下の場合は、10単位を限度として3～4年次生対象科目を履修することができる。（経済学演習Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、卒業論文を除く。）

4. 卒業については、3年次進級後に24ヶ月以上在学し、かつ進級基準表の「卒業に必要な単位数」を修得して卒業の認定が得られる。

進級基準表

科目区分	学年	3 年次への進級	卒業に必要な単位数	
教 養 科 目 (履修については全学教育科目履修案内を参照)		基準単位は設定しない	28単位以上	
専 門 必 修 科 目		1) 基礎演習Ⅰ（2単位）および基礎演習Ⅱ（2単位）を修得していること。 2) ミクロ経済学Ⅰ（2単位）またはマクロ経済学Ⅰ（2単位）のいずれかを修得していること。	10単位以上	
専門選択必修科目		1、2年次に経済学科において開講される選択必修科目 ※ 注1 から16単位以上修得	26単位以上	64単位以上
専 門 選 択 科 目		基準単位は設定しない		
学部共通専門科目（A群）		基準単位は設定しない	4 単位以上	
自 由 科 目		基準単位は設定しない	18単位以上	
合 計			124単位以上	

注1) 1、2年次に開講される選択必修科目(1年次:統計学Ⅰ、日本経済論、企業経済論、簿記Ⅰ、2年次:統計学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ、マクロ経済学Ⅱ、経済政策Ⅰ、財政学Ⅰ、金融論Ⅰ、社会保障論Ⅰ、経営学Ⅰ、経営学Ⅱ、簿記Ⅱ、会計学Ⅰ、企業倫理学)

附 則

- この内規は、平成23年4月1日から施行する。
- 平成23年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

- この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日において現に在学する者については、この内規は適用せず、従前のとおりとする。

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。

- 平成29年度以前に入学した学生については、この要領による改正後の経済学科進級基準に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 令和6年度以前に入学した学生については、この内規による改正後の経済学科進級基準に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19-2 経済学科卒業論文に関する内規

平成16年3月18日制定 平成22年11月18日改正 平成25年12月12日改正

- 人文社会科学部規則第11条に基づき、経済学科の卒業論文の提出に関する規定を次のとおりとする。
- 卒業論文とは、20,000字数以上の論文、または概ね同等の条件を満たした調査研究レポートなどの作成やプログラムなどの作成を内容とする卒業研究レポートをいう。
- 卒業論文は、次項に定める提出時に、「経済学演習Ⅱa」または「経済学演習Ⅱb」のいずれかの単位を修得している場合に提出することができる。また、卒業論文提出予定者は、当該年度の前学期一般履修登録期間内に「卒業論文」の履修登録を行わなければならない。
- 卒業論文の提出
 - 提出期限 1月10日正午(当日が土曜日または日曜日の場合は別に定める)
なお、前学期に卒業論文を提出する者の提出期限については別に定める。
 - 提出場所 人文社会科学部学務係
 - 卒業論文には所定の用紙を学務係において受領の上、これに必要事項を記入し、卒業論文または卒業研究レポートの表紙の裏面に貼付しなくてはならない。
 - 卒業論文の審査にあたっては、次の要領で口述試験を行うものとする。
 - 試験期日 2月中旬まで
なお、前学期に卒業論文を提出する者の試験期日については別に定める。
 - 試験場所 各ゼミナールの指定する場所
 - 卒業論文の審査には、関連学科目を担当する教員がこれに加わるものとする。
 - 卒業要件に卒業論文の単位のみを残して休学中の者が卒業論文を提出する場合は、提出期限の日を含む月から復学しなければならない。
なお、原則として復学する1か月前までに所定の復学手続きを行うこと。復学手続きの際に、指導教員の

了承を得て、「卒業論文」の履修登録を行うことができる。

附 則

- 1 この内規は、平成30年4月1日から施行する。

- 2 平成29年度以前の入学者については、改正後の静岡大学人文社会科学部経済学科卒業論文に関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 学科専門科目の履修登録における枝番号の異なる同名の科目間での振替に関する申合せ

この申合せは、人文社会科学部の学科専門科目において、枝番号の異なる同名の科目へ振替えて履修登録することについて、必要な事項を示したものである。

(措置)

1. 枝番号が付される科目群のうちの一部が当該学期に開講されるとき、それと枝番号の異なる同名の科目群のうち当該学期に開講されていないものに振替えて履修登録することができる。

(条件・事情)

2. 履修登録の振替を適用する学生が、開講される科目を単位修得済み、かつ、それと枝番号の異なる同名の科目を単位未修得であり、留学、留年、その他やむを得ない事情を有すると開講学科で認められた場合に限る。
3. 対象となる科目は、当該学生が単位修得済みの科目

と内容が重複しないこと等、履修登録の振替を認める合理性が担保できることを、開講学科の責任で確認する。

(申請手続)

4. 本申合せによる取扱いを希望する学生は、開講前にあらかじめ授業担当教員または学科教務委員に相談し、希望がある旨申し出ておくこととする。
5. 授業担当教員または学科教務委員は、学生および科目が振替の対象となることを開講学科に確認したのち、正規の履修登録期間中に、該当学生の氏名及び振替前後の科目名を文書により（電子メールを含む）人文社会科学部学務係に申請する。

附 記

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から適用する。

21 「卒業見込証明書」発行に関する基準

人文社会科学部に所属する学生は、以下の条件に該当する場合、学内に設置した証明書発行機により、「卒業見込証明書」の発行を受けることができる。

1. 休学を除く在学期間が36か月以上（3年次編入学生の場合は12か月以上）あり、かつ既修得単位数が68単位以上あること。
2. 経済学科（ABP留学生コースを除く）に在籍する場合、1の条件に加えて、3年次進級以降、休学を除く在学期間が12か月以上あること。
3. 1～2の条件に該当しない場合、人文社会科学部教

務委員会が以下の2点について審議の上で認めていること。（審議を依頼する場合、人文社会科学部学務係を通じ理由書の提出が必要である。）

- 1) 「卒業見込証明書」が必要であること。
- 2) 「卒業見込証明書」発行後一年以内に卒業が可能であるとみなされる特段の事情があること。

* 「卒業見込証明書」は、発行申請年度末卒業見込の証明を原則とするが、ABP留学生コースに在籍する場合など、9月卒業見込みの学生には、9月末卒業見込みを証明することがある。

22 転入学及び編入学に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項の規定に基づき、転入学及び編入学の選抜方法等について定める。

(選抜方法)

第2条 転入学を志望する者の選考は、一般入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

- 2 編入学を志望する者の選考は、一般入試と社会人入試により行い、選抜方法は、書類選考、学力検査及び面接とする。

(補則)

第3条 募集人員、出願手続、合格発表及び入学手続等については、教授会が決定する。

附 則 (平成24年2月9日改正)

1. この内規は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成24年度以降の入学生に適用する学部名称及びカリキュラム適用年度については、転学部・転学科生の相当する履修年次の他の在學生と同様とする。

23 転学部及び転学科の選考方法に関する内規

令和7年2月13日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第21条第2項の規定に基づき、転学部及び転学科の選考方法について定める。

(条件)

第2条 転学部又は転学科を志望する者は、本学の学部の正規課程を履修していなくてはならない。

- 2 夜間主コース以外から夜間主コースへの変更及び夜間主コースから夜間主コース以外への変更は認めない。
(選考方法)

第3条 転学部又は転学科を志望する者の選考は書類審査とする。ただし、転学科の選考において、学科が必要と認めた場合、筆記試験や面接試験を課すことがある。

(補則)

第4条 この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。

24 3年次編入学者、転入学者、転学部生、転学科生の既修得単位の認定に関する内規

(趣旨)

1. この内規は、静岡大学人文社会科学部規則第19条第2項および第21条の規定に基づき、3年次へ編入学を許可された者（以下「編入学者」という。）、転入学を許可された者（以下「転入学者」という。）、転学部を許可された者（以下「転学部生」という。）、又は転学科を許可された者（以下「転学科生」という。）が編入学、転入学、転学部又は転学科の前に修得した単位（以下「既修得単位」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

なお、転学部生又は転学科生の既修得単位のうち入学前のものについては、転学部又は転学科の時点で「人文社会科学部入学前既修得単位の認定基準に関する取扱要項」を準用する。

(編入学者又は転入学者の単位認定)

2. 編入学者又は転入学者の既修得単位の認定方法は次の通りとする。

- (1) 編入学者又は転入学者が編入学前又は転入学前に国立大学法人静岡大学学則第44条第1項各号に掲げる他の大学等（以下「他の大学等」という。）で修得した単位のうち、本学部における教養科目の卒業所

要単位数分を、本学部における教養科目の履修により修得したものとみなし、認定する。

- (2) 編入学者又は転入学者が編入学前又は転入学前に他の大学等で修得した単位のうち、本学部における自由科目の卒業所要単位数分を、本学部の自由科目の履修により修得したものとみなし、認定する。
- (3) 前2号によるほか、編入学者又は転入学者が編入学前又は転入学前に他の大学等で修得した単位のうち、14単位（法学科にあっては8単位、経済学科にあっては22単位、法学科夜間主コースにあっては10単位、経済学科夜間主コースにあっては4単位）を限度とし、編入学者又は転入学者の新たに属する学科の専門科目の選択科目として、個別に認定することができる。
- (4) 経済学科にあっては、4単位までを限度とし、担当教員による個別審査の上、必修科目のミクロ経済学Ⅰ及びマクロ経済学Ⅰの単位を前号で定める22単位に含むことができる。

(編入学者又は転入学者の教育職員免許上修得に係る単位認定)

3. 教育職員免許状取得を希望する編入学者又は転入学

者は、申請に基づき、編入学前又は転入学前の他の大学等で修得した単位のうち人文社会科学部規則第16条に定める科目を本学で修得したものとして個別に認定することができる。

(転学部生又は転学科生の専門科目の単位認定)

4. 転学部生又は転学科生が転学部又は転学科の前に本学で修得した専門科目の単位は、申請に基づき、転学部生又は転学科生の新たに属する学科の学科専門科目を履修したものとして、個別に認定することができる。

(転学部生又は転学科生の自由科目の既修得単位の扱い)

5. 転学部生又は転学科生の既修得単位のうち、次の単位は自由科目として卒業所要単位数に含む。

- (1) 本学部の他学科の学科専門科目
- (2) 本学の他学部の専門科目
- (3) 他の大学等の専門科目
- (4) 教養科目区分、新たに属する学科の専門科目区分で所要単位数を超えた単位数

(単位認定)

6. 第2条第3号及び第4号、第3条及び第4条に定める単位の認定は、学科会及び教務委員会の判定に基づき、教授会の議を経て行う。

(補則)

7. この内規に定めるもののほか、必要な事項については、教授会が決定する。

附 則 (令和5年10月12日)

1. この内規は、令和5年10月1日から施行する。
2. 令和5年9月30日以前の編入学者、転入学者、転学部生、転学科生については、改正後のこの内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 転学部生の既修得単位の認定に関する内規(平成20年2月14日制定)、転学科生の既修得単位の認定に関する内規(平成20年2月14日制定)、3年次編入学生の教育課程に関する内規(平成6年7月21日全部改正)は、この内規の施行をもって廃止する。

25 前学期末における卒業(9月卒業)に関する内規

第1条 この内規は、前学期末における卒業(以下「9月卒業」という。)を希望する者が前学期末において静岡大学人文社会科学部規則第15条に規定する卒業の認定を受けるために必要な事項を定める。

第2条 前学期末(9月末)に卒業に必要な要件を満たしている者は、本内規の定めるところにより9月卒業をすることができる。

第3条 前年度末において未修得の卒業所要単位は、次の各号によって修得することができる。

- (1) 前学期に開講される科目(通年科目及び集中講義

形式で開講される科目を除く。)の履修

- (2) 卒業論文を提出し、合格の評価を受ける(9月卒業のための提出、審査等の日程については別に定める。)

第4条 この規定に定めるもののほか、9月卒業に関し必要な事項は、静岡大学人文社会科学部教務委員会が別に定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行し、平成10年4月1日以降に入学した学生から適用する。

26 静岡大学授業料等免除及び徴収猶予の取扱いに関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 授業料、入学料及び寄宿料の免除又は授業料及び入学料の徴収猶予の取扱いについては、本学学則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(適用範囲)

第2条 この規則の適用を受ける者は、学部及び大学院の学生(以下「学生」という。)並びに学部及び大学院に入学する者(聴講生、研究生等として入学する者を除く。以下「入学する者」という。)とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による場合)

第3条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、本人の申請に基づき、全学学生委員会(以下「委員会」という。)の議を経て、学長は授業料を免除することができる。

2 前項に該当した免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限以前の指定された期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書(別紙様式(1))
- (2) 経済的理由による納付困難な事情を認定するに足りる学生又は当該学生の学費を主として負担している者(以下「学費負担者」という。)の居住地の市町村長の証明書

(3) その他授業料免除申請書に記載されている事項を証明する書類

ア 課税証明書。ただし、必要により経済状況等を証明する書類

イ 身体障害者がある場合は、その手帳の写し

ウ 長期療養者がある場合は、長期療養を確認できる診断書

エ その他必要な書類

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。(休学の場合)

第4条 学生が休学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に、休学する日の属する月の翌月(休学する日が月の初日にあたるときは、その月)から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の当該期の納付期限後であり、授業料の徴収を猶予されていない者又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。

(死亡、行方不明又は除籍の場合)

第5条 死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等の場合)

第6条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料を免除することができる。

(1) 授業料の各期ごとの納期限前6月以内(新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは当該学生の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別紙様式(1))

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

3 第1項の授業料免除は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

4 免除の額は、原則として各期分の授業料についてその全額又は半額とする。

5 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可とするまでの間、授業料の徴収を猶予する。

第3章 入学料の免除

(経済的理由による場合)

第7条 本学の大学院に入学する者であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者については、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別紙様式(2))

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(災害等の場合)

第7条の2 前条第1項に該当する者のほか、大学院に入学する者並びに学部に入学者であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、入学料を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡した場合又は入学する者若しくはその学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

(1) 入学料免除申請書(別紙様式(2))

(2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) 学資負担者が死亡した場合は、戸籍謄本又は死亡を証明する書類

(4) 災害を受けた場合は、罹災証明書

(免除の額)

第7条の3 入学料の免除の額は、原則として全額又は半額とする。

(死亡又は除籍の場合)

第8条 第13条第1項及び第4項の規定により、入学料の徴収を猶予した期間中に死亡した場合は、未納の入

学料の全額を免除する。

- 2 第13条第5項の規定により、入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者若しくは半額免除を許可された者であって、入学料を納付すべき期間中に死亡した場合、又は納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 3 前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除することができる。

第4章 寄宿料の免除

(死亡、行方不明又は除籍の場合)

- 第9条** 死亡、行方不明、授業料又は寄宿料の未納を理由として学籍を除いた場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(災害の場合)

- 第10条** 学生又は当該学生の学資負担者が、風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合には、委員会の議を経て、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から6月間の範囲内において必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、必要と認める期間が翌年度にわたる場合の免除の許可は、年度ごとに分けて行うものとする。

- 2 前項に該当し免除を受けようとする者は、次の書類を、その都度学長に提出しなければならない。

- (1) 寄宿料免除申請書(別紙様式(3))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) 罹災証明書

第5章 授業料及び入学料の徴収猶予

(授業料の徴収猶予)

- 第11条** 学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、本人(学生が行方不明の場合は学生に代る者)の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって、納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は当該学生の学資負担者が災害を受け、納付困難と認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を、学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書(別紙様式(4))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

- 3 第1項の授業料の徴収猶予は、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。ただし、その期限は当該年度を超えることはできない。

- 4 第1項の規定により授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、猶予期間満了前に退学することをその願い出により許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

- 5 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の月割分納)

- 第12条** 特別の事情があると認められる場合は、第11条第1項に準じ授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、その納期限は毎月末日とする。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、各期ごとの授業料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納申請書(別紙様式(5))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類
- (3) その他必要な書類

- 3 第1項の月割分納の取扱いは、年度を2期に分けた区分によるものとし、当該期分ごとに許可する。

- 4 授業料の月割分納を許可し又は不許可とするまでの間は、月割分納の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(入学料の徴収猶予)

- 第13条** 本学に入学する者であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の申請に基づき、委員会の議を経て、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の徴収猶予を受けようとする者は、入学料の納期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。ただし、入学料の免除を申請した者については、免除の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

- (1) 入学料徴収猶予申請書(別紙様式(6))
- (2) 第3条第2項第2号及び第3号に規定する書類

(3) その他必要な書類

3 第1項の徴収猶予の期間は、入学後6月以内とし、4月入学者にあっては9月末日まで、10月入学者にあっては3月末日までとする。

4 入学料の免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項のただし書きにより徴収猶予の申請をした者を除く。)は、その告知をされた日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(延滞金)

第14条 徴収を猶予した入学料にかかる延滞金は、その全額を免除することができる。

第6章 補則

(許可の取消し)

第15条 授業料及び寄宿料の免除又は授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その

許可を取り消すものとする。

2 入学料の徴収猶予の許可決定後、徴収猶予期間を超えて、納入すべき入学料を納入しない場合は、その許可を取り消すものとする。

(申請書の様式)

第16条 第3条、第6条、第7条、第7条の2、第10条、第11条、第12条及び第13条に規定する別紙様式については、学長が別に定める。

(成績優秀者に対する措置)

第17条 学長は、成績優秀者に対する授業料及び入学料の免除に関する措置について別に定める。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年10月12日規則第19号)

この規則は、平成23年10月12日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

27 長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人静岡大学学則(昭和24年12月21日制定。以下「学則」という。)第37条及び静岡大学大学院規則(昭和39年4月27日制定。以下「規則」という。)第11条の2に規定する長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)について必要な事項を定める。

(申請の資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 職業を有している者

(2) その他長期履修を必要とする事由があると認められる者

(申請手続等)

第3条 長期履修を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を、長期履修の許可を受けようとする学年開始の1か月前まで(入学予定者にあっては、別に定める日)に所属の学部長(地域創造学環については地域創造学環長)又は研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における申請はできない。

(1) 長期履修学生申請書(別紙様式1)

(2) 理由書(別紙様式2)

(3) 履修計画書(履修計画・研究計画)(別紙様式3)

(4) 在職証明書(在職者のみ)

(5) その他必要とする書類

(許可)

第4条 長期履修の許可等は、当該教授会(地域創造学環については地域創造学環運営会議)(以下「教授会等」という。)の意見を聴いて、学長が行う。

2 長期履修を許可した場合は、長期履修学生許可書(別紙様式4)により通知するものとする。

(授業料)

第5条 長期履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料は、別に定める。

(長期履修の期間)

第6条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 入学者のうち、長期履修学生として認められた者については、学則第28条に定める修業年限及び規則第8条に定める標準修業年限の2倍に相当する年数を限度とする。

(2) 在学中から長期履修学生として認められた者の長期履修期間は、未修学年数の2倍に相当する年数を限度とする。

(長期履修学生の在学期間)

第7条 学則第4条及び第4条の2に定める学部及び地域創造学環にあっては、長期履修学生の在学期間は、

12年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に既在学年数及び4年を加えた年数を超えることはできない。

- 2 規則第4条第1項に定める修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあっては、長期履修学生の在学期間は6年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあっては、9年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生になった者は、第6条第2号の長期履修期間に、修士課程及び教育学研究科専門職学位課程にあっては既在学年数及び2年を、博士課程及び法務研究科専門職学位課程にあっては既在学年数及び3年を加えた年数を超えることはできない。
(在学期間の変更)

第8条 長期履修学生が、在学期間の延長又は短縮を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を、許可を受けようとする学年開始の1か月前までに当該教授会等の

意見を聴いて、学長に提出しなければならない。ただし、長期履修学生の在学期間の変更は1回限りとし、卒業又は課程を修了する予定の学年時における延長の申し出はできない。

- (1) 長期履修学生在学期間変更願（別紙様式5）
(2) その他必要とする書類
(履修登録単位数の上限)

第9条 長期履修学生（学部学生に限る。）の授業科目の履修登録単位数の上限は、静岡大学における履修科目の登録単位数の上限に関する規則（平成24年11月21日制定）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、静岡大学全学教務委員会及び静岡大学大学院教務・入試委員会が別に定める。

附 則（平成31年4月26日規程第66号）

この規程は、平成31年4月26日から施行する。

28 静岡大学研究生規程

第1条 学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 研究生を志望する者は、所定の願書に、研究事項を記載し、履歴書を添えて、学部長又は附置研究所長を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 研究生を志望する者が、現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等であるときは、前項に定める書類のほか、当該任命権者の派遣委託書を提出しなければならない。

第3条 研究生の入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第4条 研究生の選考は、当該学部又は附置研究所において行う。

第5条 授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とし、在学予定期間に応じ6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

第6条 研究生を志望する者は、検定料として、国立大

学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条 研究生の入学選考に合格した者は、入学料として国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額を納めなければならない。

第7条の2 現職教育のため任命権者の命により派遣される教員等については、前3条の規定にかかわらず、授業料、入学料及び検定料は徴収しない。

第8条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第9条 研究生は、途中で退学しようとするときは、その旨を学部長又は附置研究所長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第10条 研究生に適しないと認めた者は、教授会の議に基づき、学部長又は附置研究所長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則（平成16年4月1日規程）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

29 人文社会科学部研究生に関する内規

- 1 人文社会科学部研究生に関しては、静岡大学研究生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。

2 本学部における研究生は、その研究事項の指導教員

とその専攻課程とも支障ない場合に限り、選考の上入学を許可するものとする。

3 本学部における研究生の入学資格は、その研究事項

につき大学学部卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。本学部卒業生以外の場合は、関係ある学科目の選考試験を行うことがある。

- 4 研究生を希望する者は、所定の願書に検定料（国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額）、卒業（見込み）証明書、成績証明書、履歴書、研究計画書を添えて提出するものとする。
- 5 研究期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。
- 6 研究生は、担当教員の許可を得て、関係ある授業科目を聴講することができる。ただし、単位は取得することができない。
- 7 研究生は、研究期間満了（第5項による研究期間を

短縮する場合を含む。）とともに修了を希望する場合、研究成果報告書を研究期間満了の日の1月前までに人文社会科学部学務係へ提出するものとする。ただし、後学期にあつては、研究成果報告書を2月20日正午（当日が土曜日又は日曜日の場合は別に定める）までに提出するものとする。

- 8 研究生の修了認定は、研究期間中の勉学状況及び研究成果報告書の成績を考慮して、教授会がこれを行う。
- 9 他学部の研究生が本学部の授業の聴講を希望する場合は、教授会の承認を得た上で、第6項に準じ聴講を許可するものとする。

附 則（平成16年4月1日改正）

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

30 静岡大学科目等履修生規程

第1条 国立大学法人静岡大学学則第67条の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

第3条 科目等履修生を志望する者は、入学願書に検定料及び所定の書類を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第4条 前条の入学志望者については、別に定めるところにより選考を行う。

第5条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第6条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額とする。

2 授業料は、その年度内の履修予定期間に応じ6月分

に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、在学予定期間が6月未満であるときはその期間分に相当する額とする。

3 特殊教育内地留学生及び現職教育のため任命権者の命により派遣された教員等が併せて科目等履修生として入学する場合は授業料を徴収し、入学料及び検定料は徴収しない。

4 受託事業により科目等履修生として受け入れる者の授業料、入学料及び検定料は徴収しないことができる。
〔改正・平20年9月4日〕

第7条 納付した授業料、入学料及び検定料は、いかなる事情があっても還付しない。

第8条 科目等履修生に適しないと認めた者は、教授会又は国際連携推進機構会議の議に基づき学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

附 則（平成20年9月4日規程）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

31 人文社会科学部科目等履修生に関する内規

1 人文社会科学部科目等履修生に関しては、静岡大学科目等履修生規程に定めるもののほか、次の規約に従うものとする。

2 本学部における科目等履修生は、その学科に支障がない場合、選考の上入学を許可するものとする。

3 本学部における科目等履修生として入学することのできる者は、静岡大学学則第42条の各号の一に該当する者又は、当該授業科目を履修する学力があると認めた者とする。

4 履修を希望する者は、所定の願書に検定料、履歴書、写真、健康診断書、最終学校の卒業又は修了証明書、成績証明書を添えて提出する。

5 出願の期限は別に定める。

6 履修期間は、原則としてその年度内で半期若しくは通年とする。

7 科目等履修生は、履修した科目について試験を受け単位を修得することができる。

8 人文社会科学部規則は、科目等履修生にもこれを準

用する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

32 静岡大学特別聴講学生規程

第1条 学則第67条の規定に基づき、この規程を定める。

第2条 特別聴講学生を志望する者は、所定の願書に授業科目名及び履修期間を記載し、所属する大学又は短期大学の許可書を添えて、学部長を経て学長に提出しなければならない。

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。

第4条 特別聴講学生の授業料は、国立大学法人静岡大学授業料等料金体系規則に定める額として、在学予定期間に応じ、6月分に相当する額を当該期間の当初の月に納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生の授業料は、徴収しない。

(1) 国立大学又は国立短期大学の学生

(2) 大学間相互単位互換協定に基づき、授業料を不徴収とする公立の大学若しくは短期大学又は私立の大学若しくは短期大学の学生

(3) 大学間交流協定に基づき、授業料等を不徴収とする外国人留学生

2 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

第5条 納付した授業料は、いかなる事情があっても返還しない。

第6条 特別聴講学生は、履修した授業科目につき、試験を受け、単位を修得するものとする。

附 則（平成18年10月2日規程）

この規程は、平成18年10月2日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

33 静岡大学外国人学生規程

第1条 国立大学法人静岡大学学則（以下「学則」という。）第68条第2項の規定に基づいて、この規程を定める。

第2条 外国人学生とは、日本の国籍を有しない者で、本学に入学を許可された者をいう。

第3条 外国人で、学部学生、研究生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学を志望する者（以下「入学志望者」という。）があるときは、当該学部教授会（地域創造学環については地域創造学環運営会議）（以下「教授会等」という。）の選考を経て、学長が入学を許可する。

第4条 前条の学部学生、科目等履修生、聴講生又は特別聴講学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第5条 第3条の研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認めら

れた者

(2) 日本において、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

第6条 入学の選考は一般入学志望者と同じ方法で行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別の選考を行うことができる。

(1) 第4条第1号又は第5条第1号に該当する者で前項により難い事情があると認めた場合

(2) その他学長が特に必要と認めた場合

第7条 前条第2項により入学を許可された学部学生については定員外とすることができる。

第8条 入学志望者は、所定の書類に所定の検定料を添え、当該学部長（地域創造学環については地域創造学環長）（以下「学部長等」という。）を経て学長に願出なければならない。

第9条 本学に編入学及び転入学を志望する者は、第6条から第8条までに規定するところに準じて取り扱うものとするほか、特に本学所定の一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目等についての学力検査を行い、既に修得した科目単位を換算して、学長は相当年次に入学を許可することができる。

第10条 本学所定の課程を履修し、又は所定の単位を修

得したときは、学長は学部長等の認定により学位記、修業証書又は証明書を授与することができる。

第11条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく、国費外国人留学生の検定料、入学科及び授業料はこれを徴収しない。

2 大学間交流協定等に特に定めがある場合又は学長が特に必要と認める場合は、外国人学生の検定料、入学科及び授業料は徴収しない。

第12条 学部長等は、教授会等の意見を聴いて、学長の承認により外国人学生に関する細則を定めることができる。

第13条 学則中学生に関する規定並びに研究生規程、科目等履修生規程、聴講生規程及び特別聴講学生規程は、外国人学生に準用する。

附 則（平成28年1月20日規程第84号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

34 人文社会科学部棟管理・使用等要項

（趣 旨）

1 人文社会科学部棟（共通教育L棟の管理・使用を含む）の管理・使用等については、関係規則の定めによるほか、この要項による。

（建物出入口の開錠・施錠）

2 建物出入口は、特別な場合を除き休日は開錠しない。

3 休日以外の日の建物出入口の開錠・施錠時刻は、特別な場合を除き次のとおりとする。

ただし、静岡大学学則第26条に定める春季休業、夏季休業、冬季休業期間中は、17時20分（共通教育L棟は18時00分）に施錠する。

		開 錠	施 錠	備 考
A棟	玄 関（東扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
	玄 関（西扉・自動扉）	8：30	18：00	
	西側自動扉	8：30	18：00	
	大講義室への通路（1階）	8：30	18：00	
	1階東南出入口	8：30	18：00	
	1階東北出入口	8：30	18：00	
B棟	玄 関	8：30	18：00	
	大講義室への通路（2階）	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース南出入口	8：30	18：00	
	学生リフレッシュスペース北出入口	8：30	18：00	
C棟	玄 関（自動扉）	8：00	18：00	タイマーにより作動
大 講 義 室		（使用時のみ開錠）		
共通教育L棟0階玄関・1階玄関・2階通用口		8：30	21：20	夜間主コース授業開講時の土曜日 14：00～18：00
E棟	玄 関	8：30	21：20	

（閉棟時間帯の入・退棟）

4 A棟玄関（西扉・自動扉）又は共通教育L棟0階玄関が施錠されている時間（以下「閉棟時間帯」という。）の入・退棟者は、A棟玄関（東扉）又はC棟玄関（自動扉）、共通教育L棟0階玄関（自動扉）又はL棟2階

通用口を使用し、出入りに際して施錠を確認する。

5 閉棟時間帯の入棟は次のとおりとする。

（室の使用）

6 人文社会科学部教職員等が次の室を使用するときは、事前に学部長の許可を得るものとする。

人文社会科学部教職員及び法務研究科起用職員（H17.4.1以降）（以下、「人文社会科学部教職員等」という。） 大学院人文社会科学研究科の学生 大学院法務研究科の学生（H17.4.1以降）	特別の場合を除き制限しない。
人 文 社 会 科 学 部 学 生	学生委員会又は指導教員の指導による。
上 記 以 外 の 者	施設、設備の保守・管理その他のため学部長が特に認めた者並びに人文社会科学部教職員若しくは学生委員会又は指導教員の指導に基づく人文社会科学部学生が同行する者を除き入棟を認めない。

- (1) 講義室、演習室を本来の目的以外に使用するとき
 - (2) 大会議室、第1小会議室、第2小会議室、応接室
 - 7 人文社会科学部学生の講義室、演習室又は学生談話室の使用については、学生委員会が定める。ただし学生談話室の使用時間は閉棟時間帯以外とする。
 - 8 人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用については、社会学科・言語文化学科が定める。
 - 9 人文社会科学部学生の法経ゼミ連室の使用については、法学科・経済学科が定める。
- ただし、使用時間が閉棟時間帯にかかるときは、学生談話室北側出入口から退棟するものとし、この場合、学生談話室の鍵（南側、北側各1個）を事前に教員を通じて借用し、事後速やかに教員を通じて返却する。
- 10 人文社会科学部学生が閉棟時間帯に室を使用し、A棟玄関入構用カードを必要とする場合は、事前に総務係で借用し、事後速やかに返却する。
 - 11 人文社会科学部の教職員及び学生以外の使用は、規

則等に基づいて学部長が認めたものに限る。

- 12 人文社会科学部教職員が、閉棟時間帯に室を使用するに当たりA棟玄関（西扉）又はB棟玄関の開錠を必要とする場合は、当該教職員が下記のように対応する。
- (1) 開錠を守衛に依頼する。
- (2) 室の使用の終了と関係者の退出を確認した後、すみやかに守衛に連絡し、施錠を依頼する。

（その他）

- 13 エレベーターは特別な場合を除き、常時運転する。
- 14 非常口（A棟東側2階～6階、C棟東側1階～4階及び北側1階）は、非常時を除き原則として開扉してはいけない。止むを得ない事情で開扉したときは速やかに閉扉する。
- 15 省エネルギーに心がけ、退棟（退室）時には火気の始末、消灯、窓・扉の施錠を必ず確認する。

附 則（平成18年11月9日改正）

この要項は、平成18年11月9日から施行する。

35 人文社会科学部庁舎管理・使用等要項細目

人文社会科学部学生の社会学科・言語文化学科共同研究室の使用（社会学科・言語文化学科）

- 1 室の使用
- (1) 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、事前に各専攻の教員の許可を得た場合は20時30分まで使用できる。
- (2) 退室時は必ず火気・電灯・戸締まり等点検の上施錠すること。

人文社会科学部学生の人文社会科学部B棟107室及び108室の使用（法学科）

- 1 学生の使用は、平日18時までとする。ただし、特別な場合でこれにより難しい時は顧問教員等に届け出の上許可を得て、20時30分まで使用することができる。

人文社会科学部学生の講義室、演習室、学生談話室の使用（学生委員会）

- 1 学生の使用は、学術研究等の自主的活動を目的とするもので、原則としてB棟2階、3階の講義室等とし、平日18時までとする。
- ただし、事前に学務係へ届け出をした場合は、学生談話室、B301、303を除き、平日20時30分まで使用できる。
- 2 土曜日における講義室等の使用は、人文E棟及び土曜日授業開講時の共通L棟0階とし、使用する場合は事前に学務係へ届け出るものとする。
 - 3 使用する場合は、所定の手続きを使用する日の1ヵ

月前から原則として前日（閉棟日は除く）までに、学務係ですること。

- 4 講義室等使用については、以下の注意事項を遵守すること。
- (1) 講義室等内では、喫煙、飲食をしないこと。
- (2) 火気に充分気をつけること。
- (3) 他の講義室等の迷惑になるような騒音を出さないこと。
- (4) 使用後は、移動した机、椅子等を原状に復し、ゴミを残さないこと。
- (5) 使用後は、必ず窓を閉め消灯すること。

- 5 以上の事項を守らなかった場合は、以後の使用を認めないことがある。

人文社会科学部学生の夜間における講義室等の使用（学生委員会）

- 1 金曜日13・14時限目（19時30分～21時00分）において学生は、学術活動等の自主活動を目的とするもので、共通教育L棟、共通教育P棟、人文E棟の講義室等を使用できる。
- 2 土曜日、日曜日の使用は不可。
- 3 1項及び2項以外の人文社会科学部の行事等については、学生委員会に申請し学部長の判断で許可を得るものとする。

附 則（平成18年11月9日改正）

この細目は、平成18年11月9日から施行する。

36 法政資料室利用規程

〈法政資料室〉

(1) 対象

法学科・経済学科の学部生及び大学院生（以下、これを「本学科の学生」という。）

(2) 期間

休日（土・日・祝）、春・夏・冬期休暇を除く毎日

(3) 時間

月曜日～金曜日 9：00～16：30

（但し、12：30～13：30は貸出中止）

(4) 方法

① 書庫に入室する際には、入室簿に所属と名前を記入すること。

② 本室の資料は、閲覧室においての閲覧を原則とする。閲覧後は、所定の場所に、各自で配架する。

③ コピーは原則として資料室入口に設置してあるコピー機ですること。

コピー機が込み合っている等、資料室入口のコピー機が使用できないために資料を持ち出す場合は、コ

ピー用貸出簿に記入し、コピー終了後速やかに所定の場所に各自で配架する。

④ 貸出は認めない。

*判例法令室内の判例集・加除・判例雑誌は、すべて貸出禁止

（付）研究生・科目等履修生・他学科の学生、等について

①閲覧：特に混雑している場合を除いて許可する。

②コピー：在学証明書または学生証を呈示の上持ち出しを許可する。

その他一般的注意事項

① 書庫・閲覧室内での喫煙・飲食は禁止

② 貴重品以外のものは、ロッカーに入れて書庫に入ること。

③ 他の利用者の迷惑にならぬ様、静かに利用すること。

④ カウンターの上に、資料室の配置図、所蔵雑誌の目録が置いてあるので、利用して下さい。

37 経済資料室利用規程

1 対象者

経済学科・法学科の学生及び大学院生等

2 利用時間

休日（土・日・祝）春・夏・冬期休暇期間を除く毎日

3 資料室開室時間

9：00～16：30

但し、① 12：30～13：30の間は、資料室での閲覧のみ可能

② 洋書庫、0階書庫、集密書庫は閉架（終日施錠）

4 利用方法

(1) 閲覧

資料が配架されている室内で閲覧すること。

(2) 鍵の貸与・返却

洋書庫、0階書庫、集密書庫は閉架書庫である。利用希望者は4階資料室の係員から学生証と交換で鍵の貸与を受け、自分で開錠し責任を持って利用すること。利用後は必ず施錠のうえ、即刻鍵を返却すること。

(3) コピー

① コピーのために雑誌等を持ち出す場合は、それぞれの部屋に備え付けてある貸出簿に必要事項を

記入すること。

② 速やかにコピーし、コピー終了後すぐに自分でもとの場所に配架すること。

③ 4階の経済資料室内にあるコピー機は教員・大学院生用であり、学生は利用できない。学生は0階自習室内にあるコイン式コピー機を使用すること。

(4) 貸出

貸出には指導教員の承諾が必要である。

希望者は、資料室係員に申し出て、必要な手続きをとること。

貸出期間は1週間以内とする。

5 その他注意事項

(1) 資料室・書庫内での飲食は厳禁。

(2) 他の利用者の迷惑にならないよう、静粛を保つこと。また、配架を乱してはならない。

(3) 資料室のカウンターに、資料配置図を置くので、それを参考に効率的活用を図ること。

(4) 経済学科・法学科以外の学生には、閲覧とコピーに限って利用を認める。係員に学生証を提示したうえで利用する。

38 静岡大学学生の海外渡航時の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）の学部及び大学院に在籍する学生（以下「学生」という。）の海外渡航状況を把握するため、海外渡航時に学生が行う手続に関し、必要な事項を定める。

(海外渡航計画の登録)

第2条 学生は、私事渡航の場合も含め海外へ渡航しようとするときは、本学が提供する安全に関する情報又は指針等を理解するとともに、海外渡航の計画等を所定のシステムに登録しなければならない。

(留学計画等の届出)

第3条 学生は、海外の教育機関への留学、海外研修等により海外へ渡航しようとするときは、前条に定める海外渡航計画の登録のほか、所定の手続により、外国留学等計画書を学長に届け出なければならない。

2 前項により届出を行う留学、海外研修等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学則第52条及び大学院規則第32条による留学
- (2) 海外の語学学校、その他の教育機関での学修

(3) 海外でのインターンシップへの参加

(4) 海外でのボランティアへの参加

(5) 海外でのワーキングホリデーへの参加

(6) その他、海外の教育機関への留学又は海外研修等にあたるもの

(留学計画等の届出の例外)

第4条 前条の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、同条に規定する届出の手続は要しないものとする。

(1) 本学が参加者の取りまとめを行う一部の短期留学等の場合

(2) 本学の授業の一環として海外の大学等を訪問する場合

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、学生の海外渡航時の手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

39 静岡大学人文社会科学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ

(趣旨)

1 静岡大学学部学生の大学院授業科目の受講に関する申合せ（平成18年6月14日制定）に基づき、人文社会科学部学生の大学院の授業科目の受講に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

2 大学院の授業科目を受講することができるのは、人文社会科学部研究科への入学試験に合格している人文社会科学部4年生又は入学を志望している人文社会科学部4年生で、3年次終了時点の修得単位が110単位以上かつGPA値が3.0以上の者（ただし、経済学科夜間主コース学生についてはGPA値が2.8以上の者）とする。

(受講手続き)

3 人文社会科学部研究科における授業科目の受講を希望する者は、別紙申請書により受講申請を行うものとする。

4 指導教員及び人文社会科学部長は申請者の受講を教育・研究上有益と認めた場合は、受講可能授業科目担当教員（以下「授業担当教員」という。）の承認を得た

上で、人文社会科学部研究科長に推薦し、人文社会科学部研究科長が受講を許可する。

(受講可能授業科目)

5 受講できる授業科目は、人文社会科学部研究科が設置する臨床人間科学専攻・比較地域文化専攻・経済専攻の3専攻の中から、受講学生が進学を希望する専攻が前期又は後期にそれぞれ開講する導入的な授業科目とし、別表のうちから選択した15単位以内とする。

(受講証明)

6 人文社会科学部研究科長は、受講した授業科目の試験に合格した学生の単位の認定を、学部生としての在学期間中には行わず、別紙「大学院授業受講証明書」を受講学生に発行するものとする。

(成績評価)

7 受講学生の成績評価については、人文社会科学部研究科における評価基準（「秀」・「優」・「良」・「可」の評語）とし、人文社会科学部研究科長は授業担当教員から提出された成績評価について管理するものとする。

(単位の認定)

8 単位の認定は、大学院授業科目早期受講学生が、大

学院入学後に当該科目の受講証明書を添えて既修得単位の認定を申し出ることにより、大学院入学年度における単位として認定する。

- 9 認定する単位は、当該学生が大学院に入学した年度の前年度に受講した単位に限るものとし、成績の評価は、前年度に提出された成績評価（「秀」・「優」・「良」・「可」の評語）とする。

（授業の開講）

- 10 受講可能授業科目として指定された授業科目であっても、大学院学生の受講希望者がいない場合には、当該授業科目は開講しない。

（附記）

この申し合わせは、令和5年4月1日から実施する。

40 静岡大学大谷地区構内交通規制要項

（目的）

- 第1 この要項は、本学大谷地区構内（以下「構内」という。）における車両等の交通を規制し、もって構内における交通事故及び騒音の防止を図ることを目的とする。

（定義）

- 第2 この要項で、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

- (1) 自動車 自動二輪車を除く自動車をいう。
- (2) 車両 自動車、自動二輪車及び原動機付自転車という。
- (3) 二輪車 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車をいう。

（車両乗り入れ規制区域の設定）

- 第3 構内に、別図1のとおり車両乗り入れ規制区域（以下「規制区域」という。）を設ける。

（規制区域への乗り入れ）

- 第4 規制区域への車両の乗り入れは、次の各号に定めるものを除くほか、これを禁止する。

- (1) 本学の公用車両
- (2) 本学職員の通勤用の車両で、第5第1項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した車両
- (3) 本学学生（人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生を除く。以下同じ。）の通学用の自動車で、第5第2項の規定に基づき、本学が規制区域内の駐車場への駐車を許可した自動車
- (4) 人文社会科学部法学科及び経済学科の夜間主コースの学生の通学用の車両
- (5) 生活協同組合職員及び大学会館に勤務する委託業者従業員の通勤用の車両
- (6) 緊急自動車・バス・タクシー・郵便集配車等の車両
- (7) 生活協同組合及び大学会館関係車両その他本学が特に許可した車両

（規制区域内駐車場への駐車の許可）

- 第5 本学職員に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、片道の通勤距離が2km以上である者で通勤手段が車両による届出がされている者のほか、次の各号の一に該当する者のうちから、当該職員の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って車両で通勤する必要がある者

- 2 本学学生に対する規制区域内の駐車場への駐車の許可は、次の各号の一に該当する者のうちから、当該学生の申請に基づき、これを許可する。

- (1) 身体的な理由等の特別の事由がある者
- (2) その他病院への通院等のため日を限って自動車で通学する必要がある者

（手続及び許可期間）

- 第6 第5の規定により駐車の許可を受けようとする者は、所定の様式により、当該職員又は当該学生の属する部局の担当の係に申し出なければならない。

- 2 第5の規定に該当して駐車の許可を受けている者が、当該許可の申請事由が消滅し、又は変更したときは、第7第1項の規定により交付した駐車許可証を添えて速やかに前項と同様の手続をしなければならない。

- 3 規制区域内の駐車場への駐車の許可期間は、当該許可の申請事由に応じてその都度定める。ただし、年度を越えることはできない。

- 4 第4第2号及び第5号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両の駐車の許可期間は、前項の規定にかかわらず、許可の日から3年以内の委員会が別に定める基準日までとする。

（駐車許可証の交付）

- 第7 第4各号の一に該当して規制区域へ乗り入れることができる車両については、その区分に応じた駐車許可証を交付する。ただし、第4第6号に該当する車両については、この限りでない。

- 2 駐車許可証は、本学が指定する箇所に標示しなければならない。

V 履 修 の 手 引 き

1 大学生としての心がまえ

大学生活では、高校までに比べて多くの選択肢が用意されています。そのため、みずからの目的、興味、関心に合わせて、学習計画を立てなくてはなりません。卒業までの学習計画を立てるうえでは、様々なルールを確認することが重要です。ルールは、大学から提供される科目を受講する（履修登録する）ためのもの、卒業や資格を取得するための要件および手続きに関するものなど、多岐にわたります。ルールを守らなければ、卒業できない、資格が得られない、ということにもなりかねません。

高校までのホームルームのようなものはないので、自ら情報源にアクセスして必要な情報を入手しなければなりません。わからないことがあるときには、自己判断で済ませずに、指導教員、各委員の教員、担当の事務職員、先輩などに相談しましょう。放っておいても誰かが教えてくれるはず、どうにかしてくれるはず、という受け身の態度は通用しません。主体的に行動しましょう。

大学生活では、身近な先輩たちや友人たちが心強い仲間になることも多くあります。しかし、口コミの情報は常に正しいとは限りません。情報を取捨選択する術を身に付けることも重要です。

大学が公式に発信する情報へのアクセス：

- (1) 大学および人文社会科学部のWebサイト・学務情報システム

静岡大学：<https://www.shizuoka.ac.jp/>
 人文社会科学部：<https://www.hss.shizuoka.ac.jp/>
 学務情報システム：<https://gakujo.shizuoka.ac.jp/portal/>

- (2) 各種掲示板： * キャンパスマップで場所を確認しましょう。



2 静岡大学で学ぶ準備

1)「行事予定表」

重要な日程を確認しておきましょう。各学期すべての曜日で授業回数が15回になるよう、開講曜日が変則的になることがあります。行事予定表は学務情報システムおよび大学Webサイトに掲載されます。

2)『学生便覧（本冊子）』

卒業要件を含め、学生が在学中に守るべき重要な規則群がまとめられています。「その年度に発行された『学生便覧』が、その年度に入学した学生の卒業要件を規定する」のが大原則です。したがって、入学時に配布された『学生便覧』は、卒業するまで無くさないよう大切に保管し、必要に応じて参照するようにしましょう。

3) 在学期間

卒業するには、人文社会科学部に4年以上（最長で8年）の期間在学し、必要な単位を修得しなければなりません。休学期間（通算4年以内）は在学期間に含まれません。3年次編入生は3年次からの2年以上（最長で4年）の期間在学しなくてはなりません。ただし、常勤の職業を有する夜間主学生等については、長期履修制度の利用が可能な場合があり、この場合、修業年限が異なります。

3 相談したいときは…

1) 履修相談ヘルプデスク（各学期のはじめ）

各学期はじめには、各学科教務委員が履修相談に応じるヘルプデスクが開設されます。

メモ：ヘルプデスク開催時期

2) 指導教員に相談する。

指導教員は大学生活全体に関わるみなさんのアドバイザーです。履修や進路、奨学金、学生生活上のトラブルなど、困ったことがあれば一人で悩まずに相談してください。特に、履修計画や各種手続きについてはまずはじめに指導教員に相談するようにしましょう。必要なときにすぐ相談できるよう、自分の指導教員の研究室と連絡先は確認しておきましょう。事前にメール等でアポイントメントを取るか、「オフィスアワー」を活用するなどしてください。指導教員は、授業または学年の進行とともに変わります。全学科とも1年前学期は「新入生セミナー」クラス担当教員が指導教員です。

メモ：今年度の指導教員の研究室と連絡先

3) 各教員のオフィスアワーを活用する。

学生が気軽に研究室を訪問できるように、教員が「原則として研究室に在室している時間帯（週に1時間以上）」を宣言しています。オフィスアワーは教員ごとに異なりますが、学内掲示板、学部ウェブサイトなどで公開されています。各教員のオフィスアワーは指導学生だけのためだけではないので、指導教員以外のオフィスアワーも積極的に活用してください。

4) 各種相談窓口を訪ねる。

- ① 学生生活課（共通教育A棟3階）：学生生活に関すること。通学定期等の申請で必要となる在学証明は、学生証の配付や学務情報システムへの登録が終わって自動発行機が使えるようになるまでの間は、こちらに申請してください。
- ② 教務課教務係（共通教育A棟2階）：教養科目（全学教育科目）に関すること。
- ③ 人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階）：専門科目に関すること。
- ④ 学生相談室（共通教育A棟5階）：指導教員に相談しづらい悩み事を抱えた場合には、「学生相談室」を訪ねてみてください。学生生活に関するさまざまな問題（学業、人間関係、進学、就職、日常生活のトラブル、心理的なこと）に対して、カウンセラー（臨床心理士）、学部教員が相談に乗ります。詳しくは下記サイトも参考にしてください。

学生支援センター学生相談部門 ウェブサイト <https://wwp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/gakuseisoudan/>

- ⑤ 修学サポート室（共通教育A棟5階）：身体障害や発達障害があるため、又はコミュニケーションが苦手なために、大学で勉強する上で困難を感じている方は、「修学サポート室」に相談してください。それぞれの特性やニーズに合わせて、修学上必要な支援や配慮を提供するため、専任のコーディネーターが対応します。詳しくは下記サイトも参考にしてください。

修学サポート室 ウェブサイト <https://wwp.shizuoka.ac.jp/gakuseishien/syougaiagakuseishien/>

※共通L棟1階に「心の相談室」がありますが、学外の方向けのものです。学生は上記「学生相談室」にお越しください。

5) 各種委員に相談する。

人文社会科学部では、みなさんの大学生活を支援する各種委員会が設けられ、毎年、担当教員が配置されます。

- ① 学生委員会：学生生活全般を支援
- ② 教務委員会：授業に関わることを支援
- ③ キャリアサポート委員会：就職活動を支援

メモ：今年度の委員を確認しておこう。

		教員名	連絡先
学生委員会	委員長		
	学科委員		
教務委員会	委員長		
	学科委員		
キャリアサポート委員会	委員長		
	学科委員		

4 静岡大学で学ぶための基本用語

1) 時限とコマ

時間割表では、授業時間が「1・2時限（8：40～10：10）」「3・4時限（10：20～11：50）」と表記されています。これは1時限45分を2時限まとめておこなうことを意味します。「1・2時限」を「1コマ」、「3・4時限」を「2コマ」などと呼びます。

2) 単位

講義や演習は多くの場合、90分の授業に15回出席し、授業時間外にも予習や復習など毎回180分の学習を行い、計4,050分の学習の成果として、試験またはレポートに合格すると2単位が認定されます。人文社会科学部を卒業するためには、この単位を124単位以上修得することが求められます。

詳しくは「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」で規定されていますが、皆さんは「教養科目」を____単位以上、「専門科目」を____単位以上、総単位数124単位以上、修得する必要があります。

3) 指導教員とゼミ

指導教員は、授業または学年の進行とともに変わります。1年次後学期以降の指導教員は、表に示されるようになります。専門演習、課題研究とは多くの場合、卒業論文、卒業研究指導のためのゼミのことです。

学科	1 年次		2 年次		3 年次	4 年次
社会	「新入生セミナー」 担当教員		履修分野教員		専門演習（ゼミ）担当教員	
言語文化	「新入生セミナー」 担当教員				課題演習・研究（ゼミ）担当教員	
法 （昼）	「新入生セミナー」 担当教員		専門演習（ゼミ）担当教員			
法 （夜間）	「新入生セミナー」 担当教員		前期の専門演習（ゼミ）担当教員			
経済 （昼）	「新入生 セミナー」 担当教員	「基礎 演習Ⅰ」 担当教員	「基礎 演習Ⅱ」 担当教員	「基礎 演習Ⅲ」 担当教員	経済学演習（ゼミ）担当教員	
経済 （夜間）	「新入生 セミナー」 担当教員	「社会科学基礎演習」 担当教員			経済学演習（ゼミ）担当教員	

経済（昼）… 3・4年次に演習を履修しない場合は、直近の演習の指導教員が引き続き指導教員を担当する。

経済（夜）… 3・4年次に演習を履修しない場合は、直近の演習の指導教員が引き続き指導教員を担当する。

4) 必修科目・選択科目と学部指定履修科目

科目区分毎に、必ず修得しなければならない科目や単位数が決められています。

「必修」… 卒業するためには必ず単位を修得しなければならないことを意味します。

科目が指定されている場合を「必修科目」といい、いくつかの科目の中から選んで必要な単位数を修得すればよい場合を「選択必修科目」といいます。

「選択」… 各々の区分の必要単位数を満たすために多くの選択肢の中から選んで単位を修得します。

5) 科目区分

みなさんが受講する授業は主に「教養科目」と学部・学科の「専門科目」、そしてそのどちらでもない「自由科目」という3つの区分に分かれます。「自由科目」区分には、他学部・他学科の専門科目を含めることもできます。「教養科目」と学部・学科の「専門科目」の卒業所要単位数を超えて履修した単位も、この区分に算定されます。

6) 学部共通専門科目

科目名	履修条件等	単位数	学年	備考
多様化社会の理解と自律的キャリア形成		2	1～2	
政治学概論	法学科学生は履修不可	2	1～3	
地域社会と新聞		2	1～3	
Basic Lecture in Global Japan Studies I	TOEIC550点以上取得の者	2	1～3	
Basic Lecture in Global Japan Studies II		2	1～3	
海外研修 I	学務係へ申請が必要。本便覧の「Ⅲ諸規則」該当箇所を参照。	1	1～4	
海外研修 II		1	1～4	
海外研修 III		2	1～4	
海外研修 IV		2	1～4	
海外研修 V		4	1～4	
オンライン留学 I		1	1～4	
オンライン留学 II		2	1～4	
地域メディア論 I		2	1～2	
地域メディア論 II		2	2～3	
リーダーシップ I		1	2～4	
リーダーシップ II		1	2～4	
Basic Seminar in Global Japan Studies I	Basic Lecture in Global Japan Studies I もしくは II を履修済みの者	2	2～4	
Basic Seminar in Global Japan Studies II		2	2～4	
Seminar in Global Japan Studies I	Basic Seminar in Global Japan Studies I もしくは II を履修済みの者	2	3～4	
Seminar in Global Japan Studies II		2	3～4	
地域社会創生フィールドワーク I		1	1	
地域社会創生フィールドワーク II A		1	2	
地域社会創生フィールドワーク II B		1	2	
地域社会創生フィールドワーク III A		1	3	
地域社会創生フィールドワーク III B		1	3	
人間学概論	社会科学系は学部共通専門科目としては履修不可	2	1～3	学科横断科目 (社会科学)
心理学概論		2	1～3	
歴史学概論		2	1～3	
社会学概論		2	1～3	
文化人類学概論		2	1～3	
哲学概論		2	1～3	
臨床心理学概論		2	1～3	
社会心理学概論		2	1～3	
日本史概論		2	1～3	
外国史概論		2	1～3	
考古学概論		2	1～3	

科目名	履修条件等	単位数	学年	備考
地域文学文化基礎論Ⅰ	言語文化学科生は学部共通専門科目としては履修不可	2	1～3	学科横断科目 (言語文化学科)
地域文学文化基礎論Ⅱ		2	1～3	
言語学基礎論Ⅰ		2	1～3	
言語学基礎論Ⅱ		2	1～3	
法哲学	法学科生は学部共通専門科目としては履修不可	2	2～3	学科横断科目 (法学科)
公務労働の世界		2	2～3	
ミクロ経済学Ⅰ	経済学科生は学部共通専門科目としては履修不可	2	1～3	学科横断科目 (経済学科)
マクロ経済学Ⅰ		2	1～3	
日本経済論		2	1～3	
企業経済論		2	1～3	
小　　計		4以上	4単位を超えて修得した単位は自由科目区分の所要単位数として算定する。	

現代社会と地域の問題を幅広く学び、総合的な視野を涵養し、将来のキャリア形成に資する関心をひろげる科目、さらに、他学科専門科目履修への道案内の役目を果たす分野別の入門科目（学科横断科目）などが開講されます。「学科横断科目」は、各学科で他学科生を積極的に受け入れる基礎的科目群です。他学科生が履修し合格すれば、「学部共通専門科目」として単位認定されます。（例えば「人間学概論」は社会科学の提供する学科横断科目で、言語文化学科・法学科・経済学科の学生が履修し合格すれば、「学部共通専門科目」の単位として認定されます。ただし社会科学生は学科専門科目として単位認定されるため、学部共通専門科目の単位にはなりません。）1年次後学期以降に履修でき、履修者数はWeb抽選等によって調整されます。ただし、「海外研修Ⅰ～Ⅴ」、「オンライン留学Ⅰ・Ⅱ」の単位は、1年次前学期から、申請にもとづき単位を修得できます。

7) 学科専門科目

卒業に必要な修得単位の区分、履修の年次指定、そして進級などの履修基準は学科・コースで異なります。**年度はじめのガイダンスには必ず出席し、注意事項をよく聞いてください。**また「**V 履修の手引き**」の「**8 授業履修の方法（学科別）**」も参照してください。さらに履修にかかわる重要な情報も掲示等で案内されます。**掲示板と学務情報システムを毎日チェックするようにしてください。**

8) 他学部・他学科等の専門科目

- ① 他学科専門科目：本学部の他学科の科目も卒業所要単位として履修できます（合格すれば学科横断科目は「学部共通専門科目」、その他は「自由科目」区分の単位として算定されます）。学びの幅を拓ける上でも他学科の専門科目も履修してみてください。
- ② 他学部専門科目：他学部の科目を履修して「自由科目」区分の単位として卒業所要単位とすることもできます。その場合は、あらかじめ「他学部授業履修届」を提出する必要があります。必ず学務係に相談してください。
- ③ 他大学専門科目：単位互換制度として、静岡県立大学との単位互換協定により、静岡県立大学国際関係学部および経営情報学部で開講される授業のうち履修を認められた授業を受講できます。この制度によって修得した単位は、12単位まで卒業単位に含めることができます。手続き等については学務係に相談してください。

9) 集中講義

通常授業の他に集中講義が開講されます。開講授業科目および日程などは、その都度掲示によって連絡します。指定された期間に履修登録をしないと受講できません。

10) 休講と補講

休講や補講の連絡は学務情報システムを通じて伝えられます。また、自然災害等による一斉休講措置が講じられることがあります。適用のガイドラインは大学ホームページを参照してください。〔「自然災害等による一斉休講措置のガイドライン」〕

11) 試験

- ① 定期試験：前学期は7月下旬～8月上旬、後学期は1月下旬～2月上旬に行われます。試験の時間割は1週間前までに掲示されます。定期試験期間中に試験を行わない授業科目もあります。シラバスの記載や担当教員の説明などに注意してください。
- ② 追試験：試験を受けることができなかった場合に認められることがあります。希望する場合は、試験日から原則として1週間以内に、必要な証明書類を添えて、追試験願を人文社会科学部学務係に提出してください。追試験は原則として定期試験期間の終了後1か月以内に実施します。
- ③ 再試験：不合格となった科目についてもう一度試験を行い救済する措置です。再試験の実施は教授会の審議結果によります。実施が認められた人には、必要な手続きを通知します。
- ④ 試験を受ける際の心得：試験は、学業の達成度をはかり、公正な評価をする重要な手段です。不正行為は絶対に行わないでください。

12) 成績

- ① 評価：成績は秀・優・良・可を合格、不可を不合格とします（「合格」「不合格」の二段階のみで評価される科目もあります）。100点満点で、秀は90点以上、優は80点以上90点未満、良は70点以上80点未満、可は60点以上70点未満、不可は60点未満の成績評点であることを意味します。
- ② 通知：成績は学務情報システムにアクセスすることで確認できます。また、保証人にも、毎学期終了後に郵送されます（郵送不要の手続をした人は除く）。
- ③ 表彰：2年生終了時および卒業時のタイミングで成績優秀者の表彰があります。
- ④ GPA：成績表には、秀・優・良・可・不可の5段階評価だけでなく、総合的な成績指標値GPA（Grade Point Average）も表示されます。5段階評価の区分の根拠になっている評点（Grade Point, GP）も表示されます。GPAは、その評点について、卒業要件科目各々の単位の大きさを加味して数値化したものです。具体的には以下のように算出されます。

$$GP = (\text{成績評点} - 55) / 10 \quad (\text{ただし } GP < 0.5 \text{ の場合は } GP = 0.0 \text{ とする})$$

$$GPA = \Sigma (GP \times \text{当該科目の単位数}) / \text{履修総単位数}$$

不合格（「不可」）になるとGPAに大きなダメージを負います。一度不可になった科目を再履修して合格しても、過去の不可評価は消えません。予習、復習に十分な時間がとれずにとあとで負担にならないように、計画的な履修をすることが大切です。GPAは授業料免除や奨学金、就職や留学、進学などの選考基準などで利用されることがあります。

5 履修登録手続

1) CAP制

大学では、1回90分の授業について標準的に3時間の予習・復習等が要求されます。10科目で必要とされる週の勉強時間は45時間となります。過剰な履修登録を抑制して適正な学習時間を確保するために、各学期に履修できる単位数は制限されています。

2) 1年前学期の履修登録

授業の履修登録は、学期ごとに学務情報システムでおこないます。学務情報システムを通じた履修登録にあたっては、同一時間内に同一名称の授業科目が並んでいる場合があります。**授業科目の選択にあたっては科目名称だけでなく、担当教員名やクラス名を必ず確認しましょう。**1年次前学期に限り「情報処理・データサイエンス演習」の初回授業（____曜日____時限）でおこないます。その後の履修登録の修正や、夏季集中講義、後学期以降の履修登録手続は、大学の情報端末や自宅のパソコン等で定められた期限内に自分でおこないます。

「情報処理・データサイエンス演習」の初回授業では、学務情報システムに必要な登録作業について説明されます。その際、①現住所およびその郵便番号、②電話番号、③よく使う電子メールアドレス、④学籍番号、⑤自分の履修計画（科目名、クラス名、曜日時限、担当教員名、教室名）、⑥「全学教育科目履修案内」が必要です。必ずメモを作って出席してください。

3) 履修登録の確認

入力した時間割について、科目名は同じでも担当教員あるいはクラスが合っているか（特に、「健康体育」や語学など）、また登録する科目の漏れがないか、などを確認しましょう。誤り等は、履修登録期間内に学務情報システムで自分で修正しましょう。

4) 履修取消

一旦履修登録した科目でも、決められた期間に手続きをとることによって、履修を取り消せます。

- ① 履修取消をせずに履修を放棄した場合は、科目の成績は不合格（不可）になります。
- ② 一度履修取消をした科目は、その学期中に履修を復活させることはできません。
- ③ 履修取消期間以外には、履修取消の手続きをおこなうことはできません。（ただし、履修登録期間には、当然のことながら取消を含む変更が自由にできます）。
- ④ 集中講義は開講期間の性質上、履修取消ができません。履修登録期間に修正してください。

5) 履修登録期間と履修取消期間

日程の目安は以下の通りです。

【前学期】

抽選科目履修登録期間：4月第1週（2年次以降）

一般科目履修登録期間：4月第2週～第3週（一般科目の登録）

履修取消期間：5月第2週～第3週（履修取消のみ可能）

【後学期】

抽選科目履修登録期間：9月第3週～第4週

一般科目履修登録期間：10月第1週～第2週（一般科目の登録）

履修取消期間：11月第1週～第3週（履修取消のみ可能）

- ① 学務情報システムを通じて期間内に手続きをしてください。万が一期間内に手続きができなかった場合には、早急に学務係に相談してください。
- ② 既に単位を認定された科目の再受講は必ずしも制限されませんが、担当教員が異なっている場合でも再受講で修得した単位は卒業所要単位としては認められません。
- ③ 同一時間帯の2科目以上の履修は認められません。
- ④ 日程の重なる集中講義科目は1科目しか履修できません。

6 授業履修の方法（学科別）

以下は各学科ごとの注意事項です。自分の所属する学科の説明をよく読んでください。

1) 社会学科

(1) 必修専門科目

人間学概論 2 単位
心理学概論 2 単位
歴史学概論 2 単位
社会学概論 2 単位
文化人類学概論 2 単位
哲学概論 2 単位
臨床心理学概論 2 単位
社会心理学概論 2 単位
日本史概論 2 単位
外国史概論 2 単位
考古学概論 2 単位

6 科目12単位以上を選択必修（12単位を超えて履修した単位は、選択単位と見なします）。

研究演習Ⅰ 2 単位、研究演習Ⅱ 2 単位（3 年次）

卒業演習Ⅰ 2 単位、卒業演習Ⅱ 2 単位、卒業論文 8 単位（4 年次）

このほか《専門コア科目》のうち10単位以上を選択必修とします。

* 選択科目、自由科目については「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

(2) 履修コースの決定

2 年次に進むにあたり履修コース（人間学、心理学、歴史学・考古学の各コース）を決定します。それに先立ち、「新入生セミナー」でコース選択の心構えを伝えるとともに、1 年次の12月に説明会を開き、履修コース意向調査（第1希望～第3希望）を行います。

2 年次の4月初めにコース決定面接を行います。

(3) 進級基準

2 年次の進級の際に、修得単位が30単位以下の人については、コース決定を保留する場合があります。この決定は指導教員・教務委員・コース担当教員との話し合いによって行われます。コース決定が保留された場合には、2 年次には形式的には進級できますが、留年と同等とみなされます。

(4) 卒業論文

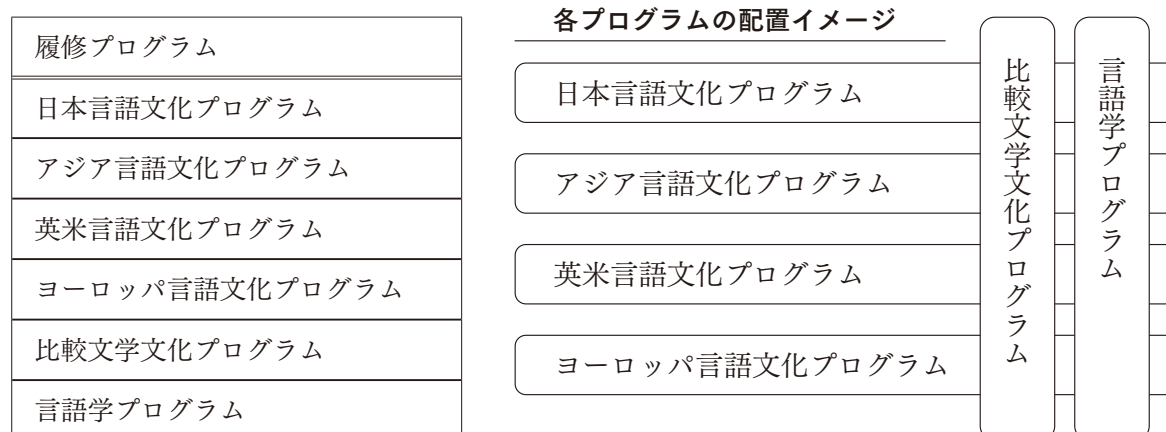
4 年次の1月に卒業論文（必修）を提出しなければなりません。卒業論文を提出するには、前もって、定められた期日までに卒業論文の題目を提出することが必要です。卒業論文の題目を提出するためには、原則として卒業演習Ⅰの単位を修得済みで、かつ論文指導が行われる卒業演習Ⅱを修得済みもしくは履修中でなければなりません（内規第2項）。また、原則として卒業演習Ⅱの成績は卒業論文の完成と連動しています。その他詳しくは、「Ⅳ 諸規則」の「17-1 社会学科卒業論文に関する内規」をよく読んでください。

なお、大学に4年間以上在学し、9月に卒業することを希望する場合は、卒業論文を提出するまでの予定等について指導教員と相談してください。

2) 言語文化学科

言語文化学科では、卒業論文執筆のための専門的研究をより効率的・包括的に実践するために、**6つの履修プログラム**を提供しています。言語文化学科の学生は、1年次に提供される**基盤科目**（導入科目・語学科目）を履修することで、どのプログラムが自分に最も適しているのか検討します。その後、2年次より本格的に、各プログラムの提供する**専修科目**の履修を積み重ねていきます。

プログラム単位で学習・生活指導を行ったり、各種イベントへの参加者を決定したり、特定の共同研究室を使用したりします。1年次は、将来的なプログラム選択を意識した情報収集を心がけましょう。



1年次

- (1) **導入科目**は、言語文化学科の基盤科目を構成する科目群です。前学期に、「**地域文学文化基礎論Ⅰ・Ⅱ**」「**言語学基礎論Ⅰ・Ⅱ**」が、後学期に、「**文学概論Ⅰ**」「**言語学概論Ⅰ**」が開講されます。
- (2) **語学科目**も、言語文化学科を特徴づける基盤科目の一つです。1年次から計画的に履修してください。卒業に必要な単位は3科目6単位です。
- (3) 前学期に開講される「**新入生セミナー**」（全学教育科目）の担当教員が、1年次の**指導教員**です。後学期に指導教員の担当する授業を履修することがなくても、学生生活のうえで困ったことがあれば、まずは指導教員に相談しましょう。
- (4) **履修プログラムの決定**は以下に示した手順にしたがって行います。
 - ① 12月初め …………… プログラム説明会を行います。説明会終了後、各プログラムの代表学生による研究発表会が開催されます。
 - ② 2月～3月初め … 履修プログラムの申請手続きを行います（3月10日締め切り）。

2年次

- (5) 前学期に「**文学概論Ⅱ**」「**言語学概論Ⅱ**」が開講されます。
- (6) 基盤科目に加え、**専修科目**の履修も本格的に始まります。プログラムごとに、特定の科目群の履修を推奨しています。
- (7) **指導教員**は、各プログラムの方針に従って決定されます。

3年次

- (8) 卒業論文執筆を視野に、学生自らがプログラム担当教員と相談したうえで、**指導教員**を決定します（履修登録期間終了まで）。原則として、指導教員による「**課題演習Ⅰ・Ⅱ**」を履修し、卒業論文執筆に向けた準備をスタートさせます。
- (9) 各プログラムの推奨する科目群を中心に履修します。

4年次

- (10) 「**課題研究Ⅰ・Ⅱ**」は、卒業論文を完成させるための演習科目（必修）です。**卒業論文**は、まず題目届を6月末日までに提出します。論文の提出期限は例年1月10日正午、提出先は学務係です。

3) 法学科

(1) 専門必修科目

憲法総論・統治機構 2 単位 人権総論 2 単位 民法総論 4 単位
刑法総論Ⅰ 2 単位 刑法総論Ⅱ 2 単位

* 選択科目、自由科目については「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよくご覧ください。

(2) 段階的履修

法学科では 4 年一貫の少人数による法学・政治学の体系的教育を行います。法学は特に段階的な履修（基礎的・基幹的科目から応用・発展的科目への履修）を必要としています。一つ一つの科目を確実に履修しながら、法学の体系的な修得を志してください。

(3) 演習科目について

法学科での学習の中心になる演習（ゼミ）履修の方法は、通常の授業の履修方法とは異なります。2 年以降の「専門演習」（2～3 年次配当）は別途ガイダンス（1～2 月）を行い所属を決定します。指定された手続きを踏まないと履修ができなくなりますので十分に注意してください。

なお、1 年次後期に「法学・政治学案内」が開講されます。法学、政治学の各分野について法学科の教員がオムニバス形式（分担形式）で講義していきます。2 年次以降、法学科で学んでいく法学・政治学の各領域の概要をつかむことができ、また、2 年次以降に所属する専門演習を選択する際の判断材料にもなるでしょう。できるだけ履修することを勧めます。

4) 経済学科

(1) 専門必修科目

ミクロ経済学Ⅰ（2単位）、マクロ経済学Ⅰ（2単位）、基礎演習Ⅰ（2単位）、
基礎演習Ⅱ（2単位）、基礎演習Ⅲ（2単位）

* 選択科目、自由科目については「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

(2) 演習科目について

経済学科では4年を通した少人数教育に力を入れています。経済学科の学生は以下の点に注意して履修を行ってください。

- ① 1年次後期から2年次にかけて、必修の演習科目が開講されます。1年後期「基礎演習Ⅰ」、2年前期「基礎演習Ⅱ」、2年後期「基礎演習Ⅲ」（各2単位）は、それぞれ学生数20名ほどのクラスです。共通の教材を使ってテキストの輪読や討論等を行い、主に大学生活や卒業後に必要な論理的思考、プレゼンテーション、コミュニケーション能力を養います。基礎演習Ⅰおよび基礎演習Ⅱの単位修得のためには、期末レポート（6,000字以上）を提出しなければなりません。
- ② 3年次の「経済学演習Ⅰa、Ⅰb」（計4単位）および4年次の「経済学演習Ⅱa、Ⅱb」（計4単位）は、1年間を通した履修を前提とし、フィールドワークや共同研究を行います。学生が関心を持ち専門知識を身につけようとする領域について、それを専門とする教員の下で一貫して学ぶことができます。
- ③ 「経済学演習Ⅰa、b」では、最後に「研究報告」（10,000字以上）を提出しなければなりません。「経済学演習Ⅱa、b」を履修する4年次に「卒業論文」（20,000字以上）を提出することが出来ます。「卒業論文」は2～3人の関連教員による口頭試問で審査されます。合格者には「経済学演習Ⅱa、b」（計4単位）の他に4単位が与えられます。

(3) 進級基準

進級基準の詳細は「Ⅳ 諸規則」の「19-1 経済学科進級基準に関する内規」を参照してください。

5) 法学科・経済学科夜間主コース

(1) 専門必修科目

① 法学科

夜間主コースでは専門科目について必修科目はありません。

* 選択科目、自由科目については「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

② 経済学科

社会科学基礎演習 2 単位

* 選択科目、自由科目については「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」の「学科別授業科目表」をよく見てください。

(2) 昼間コース開講専門科目の受講

夜間主コースの学生は、夜間（および土曜日）に開講される科目だけでなく、法・経済両学科の昼間コースで開講される専門科目を履修して卒業に必要な単位に含めることができます。

ただし、以下の制限があります。

- ① 昼間コースから履修・修得できる科目の単位の総計は、60単位です。
- ② 人文社会科学部の社会学科と言語文化学科の授業は受講できません。ただし、担当教員が受講を認めた場合にはこの限りではありません。なお、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできません。教員免許取得のために必要な場合には、人文社会科学部学務係窓口で相談してください。
- ③ 法学科または経済学科の科目であっても、演習形式・実習形式の授業は受講できません。
- ④ 学部共通専門科目（学科横断科目（法学科・経済学科）を除く）は、履修できません。ただし、副専攻修了を目的とする場合を除きます。なお、修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることはできません。
- ⑤ 同一年度に、昼間コースと夜間主コースで同じ科目が開講されている場合には、昼間コース・夜間主コースのどちらの開講科目も履修が可能です。つまり、どちらの開講科目を受講しても、卒業単位として認定されます。ただし、以下の点に注意してください。
 - A. 同一年度に昼間コース及び夜間主コースで開講される同一科目の双方を履修登録することはできますが、これは、履修登録の時期が異なり、最初に登録した科目の評価が「不可」、「その他」の場合に限られます。
 - B. 昼間コースと夜間主コース双方で開講されている科目であっても、受講可能年次の指定が異なる場合には、その指定された学年以外の学生が受講することはできません。例えば、経済学科の「国際経済学」は、昼間コースは3・4年次の学生、夜間主コースは1～4年次の学生が履修できることになっています。この場合、夜間主コース1・2年生は、夜間主コースの授業を受講することはできますが、昼間コースの授業を受講することはできません。詳細については、「Ⅲ 静岡大学人文社会科学部規則及び授業科目履修における関連規則」「学科別授業科目表」を確認してください。
- ⑥ 学芸員科目の取得はできません。

(3) 昼間コース開講教養科目（全学教育科目）授業の受講

夜間主コースの学生は、昼間コースで開講される教養科目（全学教育科目）を履修して卒業に必要な単位に加えることができます。ただし、以下の4つの制限があります。

- ① 昼間コース学生に開講される教養科目のうち、初修外国語、個別分野科目、学際科目、教職教

養科目に限り、受講することができます。初修外国語の履修についてくわしくは、規則集を参照の上、教務委員に相談のこと。

- ② 修得した単位は卒業に必要な教養科目（全学教育科目）の履修単位に含めることができます。
- ③ 受講可能な授業科目は受講定員に余裕があり、担当教員が認める場合に限られます。
- ④ 同一授業科目が夜間主コースで開講されている場合には、昼間コースで開講されている授業科目は受講できません。

(4) 法学科演習科目

専門演習 a～ℓ

法学・政治学のより専門的な分野を深く掘り下げて学ぶための演習で2～4年生が対象です。各自の関心や将来の志望を考慮して履修する演習を選択してください。

(5) 経済学科演習科目

① 社会科学基礎演習

1年次後期に開講されます（必修2単位）。後期が始まる前にクラス分けを発表しますので、指定されたクラスの指導教員の指示に従って履修してください。

② 経済学演習Ⅰ・Ⅱ

3年次に「経済学演習Ⅰa、b」（各2単位）、4年次に「経済学演習Ⅱa、b」（各2単位）が開講されます。毎年、専門分野別に4演習前後が新規に開講されます。なお、演習はそれぞれa、bを通年で履修します。所属決定のために1月下旬にガイダンスが開催されます。ガイダンスに出席して、そこで指示された手続きに従って履修してください。

経済学演習Ⅰa、bを履修する3年次に「演習研究論文」（12,000字以上）を提出した学生は、演習とは別に演習研究論文の4単位を修得することができます。経済学演習Ⅱa、bを履修する4年次に「卒業論文」（20,000字以上）を提出した学生は、演習の単位とは別に卒業論文の4単位を修得することができます。なお「卒業論文」は複数名の関連教員による「口頭試問」に基づいて審査され成績評価がなされます。

(6) 経済学科「外国書講読」

「外国書講読」が少人数方式で開講されます。できるだけ履修することを勧めます。

(7) 法学科・経済学科夜間主コース学生による昼間コース専門科目授業の単位認定について

《他学科の科目を履修する場合》

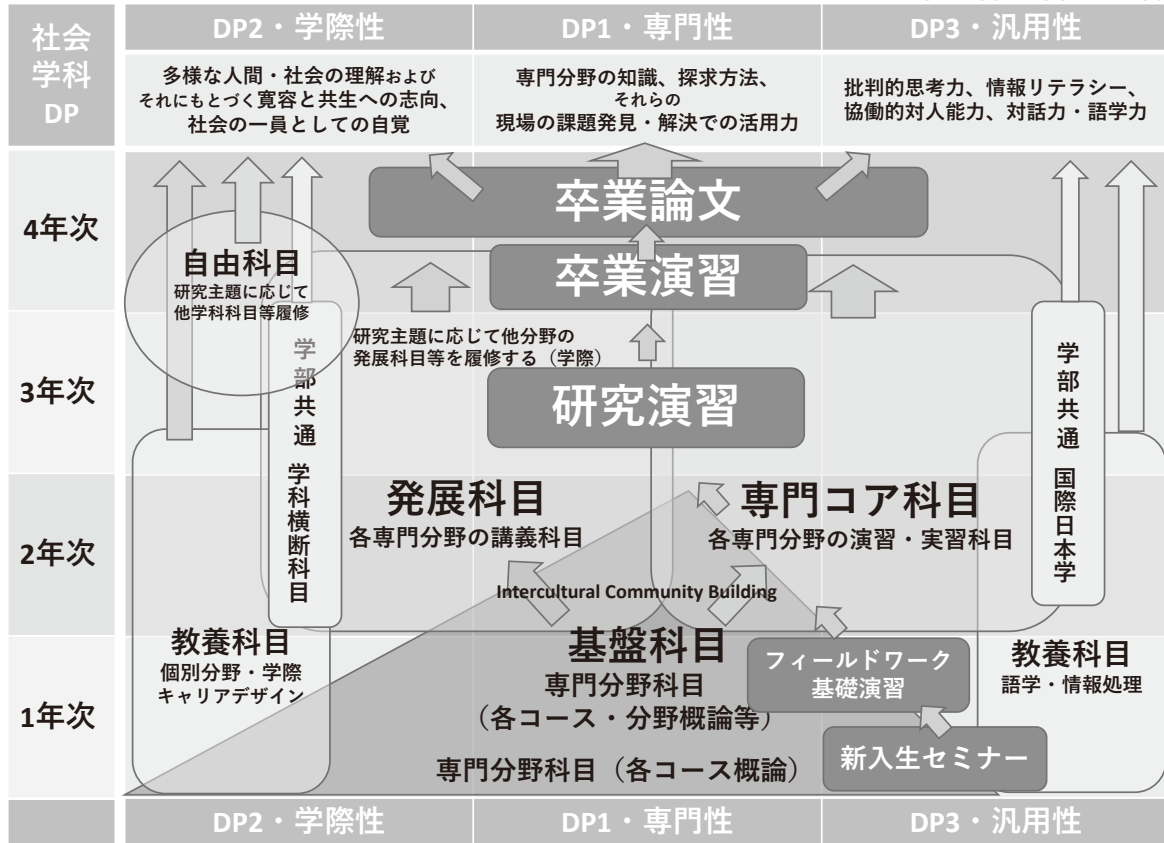
履修した昼間コースの科目	認定する単位	備 考
言語文化学科・社会学科の専門科目	「その他」科目として認定（卒業単位としては認定しない）	「別表」では法学科・経済学科で開講している科目しか履修できないので、言語文化学科・社会学科の専門科目は、卒業単位とは認定できない。
法学科夜間主学生が履修した経済学科の専門科目（必修科目を含む）	「専門・自由」科目として認定	[例1] 法学科の学生が修得した「ミクロ経済学Ⅰ」（経済学科昼間コースの必修科目）の単位は、「専門・自由」科目として認定
経済学科夜間主学生が履修した法学科の専門科目（必修科目を含む）		[例2] 経済学科の学生が修得した「民法総論」（法学科昼間コースの必修科目）の単位は、「専門・自由」科目として認定

《同じ学科の科目を履修する場合》

履修した昼間コースの科目	認定する単位	備 考
法学科夜間主コース学生が履修した法学科の専門科目		
経済学科夜間主コース学生が履修した経済学科の専門科目		
①同じ学科の夜間主コースの「別表」にある専門科目	「専門・選択」科目として認定	[例]昼間コースの「法学入門」(法学科昼間コースの開講科目で、夜間主コースの別表にもある)の単位を修得すれば、夜間主コースの「専門・選択」科目として認定
②同じ学科の夜間主コースの「別表」にない専門科目	「専門・選択」科目として認定	[例]法学科の学生が修得した「行政法総論」(法学科昼間コースの開講科目だが、夜間主コースの「別表」にはない)の単位を修得すれば、「専門・選択」科目として認定

令和7年度入学生用 カリキュラム・ツリー

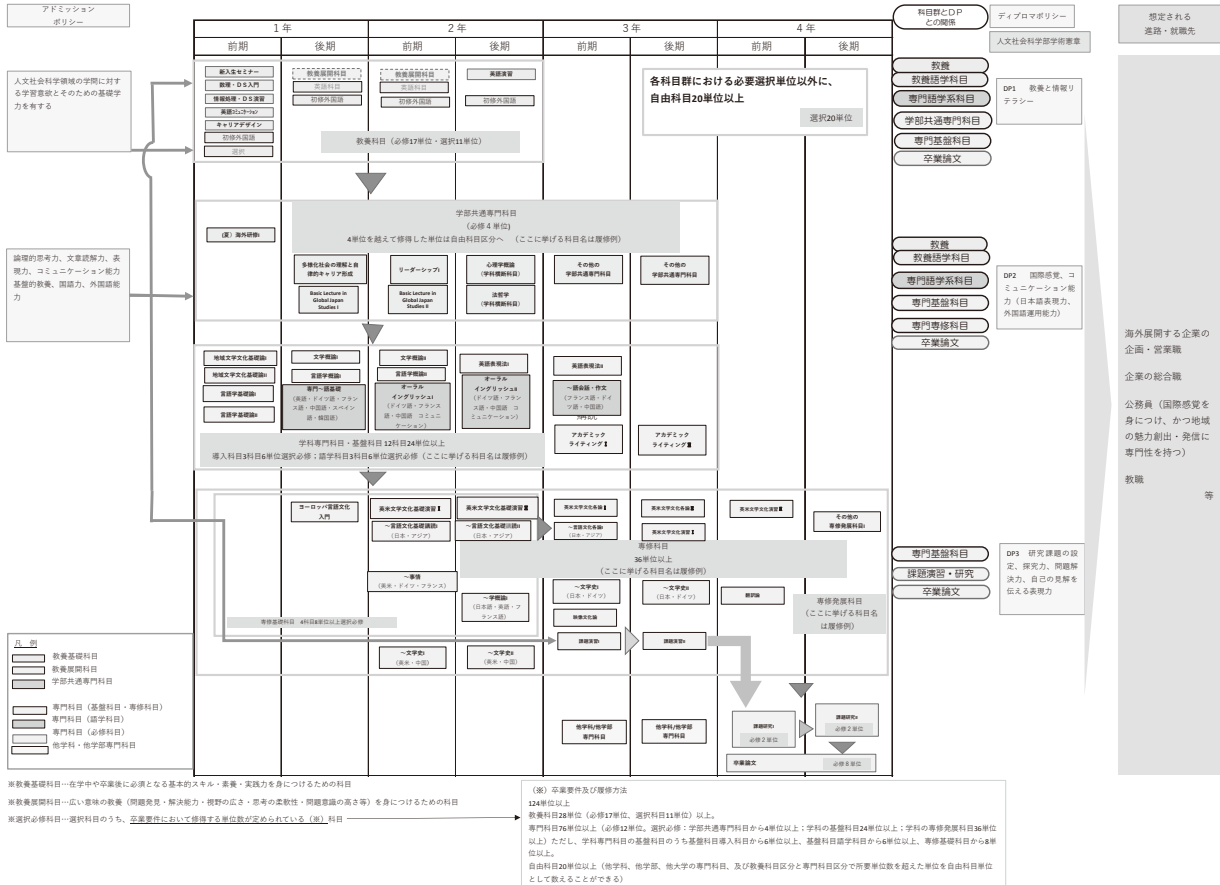
人文社会科学部社会学科



※各科目グループの個別の科目名については社会学科別表を参照してください（備考に科目グループが示してあります）。

言語文化学科 2025(令和7)年度入学生カリキュラムツリー

※AP・CP・科目区分との関係を示す茶色の矢印、科目区分の体系性を示す青色の三角矢印で示す



[illegible]

ディプロマ・ポリシー

DP1【知識・理解】 法律学、政治学の基礎的知識及び幅広い教養を身につけている。

DP2【分析・思考力】 現代社会に生じる政治・経済的課題を分析し、一定の解決策を思考能力を身につけている。

DP3【課題・意向性】 学内外における法律的な課題を通して、倫理的・倫理性や倫理の考えを涵養する能力を身につけている。

DP4【市民性】 社会を構成する主体を他者としてとらえ、よき市民性の実現に貢献する力を身につけている。

DP5【地域課題】 地域社会の創造的な発展のために、よきガバナンスを構築し、リーダーシップを発揮する力を身につけている。

DP6【国際感覚】 国際社会に存在する文化、価値、規範の多様性を理解し、そのなかで適切に自己を発揮する力を身につけている。

共通・基礎力

公務員（出身地の地方公務員、国家公務員：県庁、市役所、警察官、各種省庁、裁判所事務官、検察事務官、国税専門官、財務専門官、など）

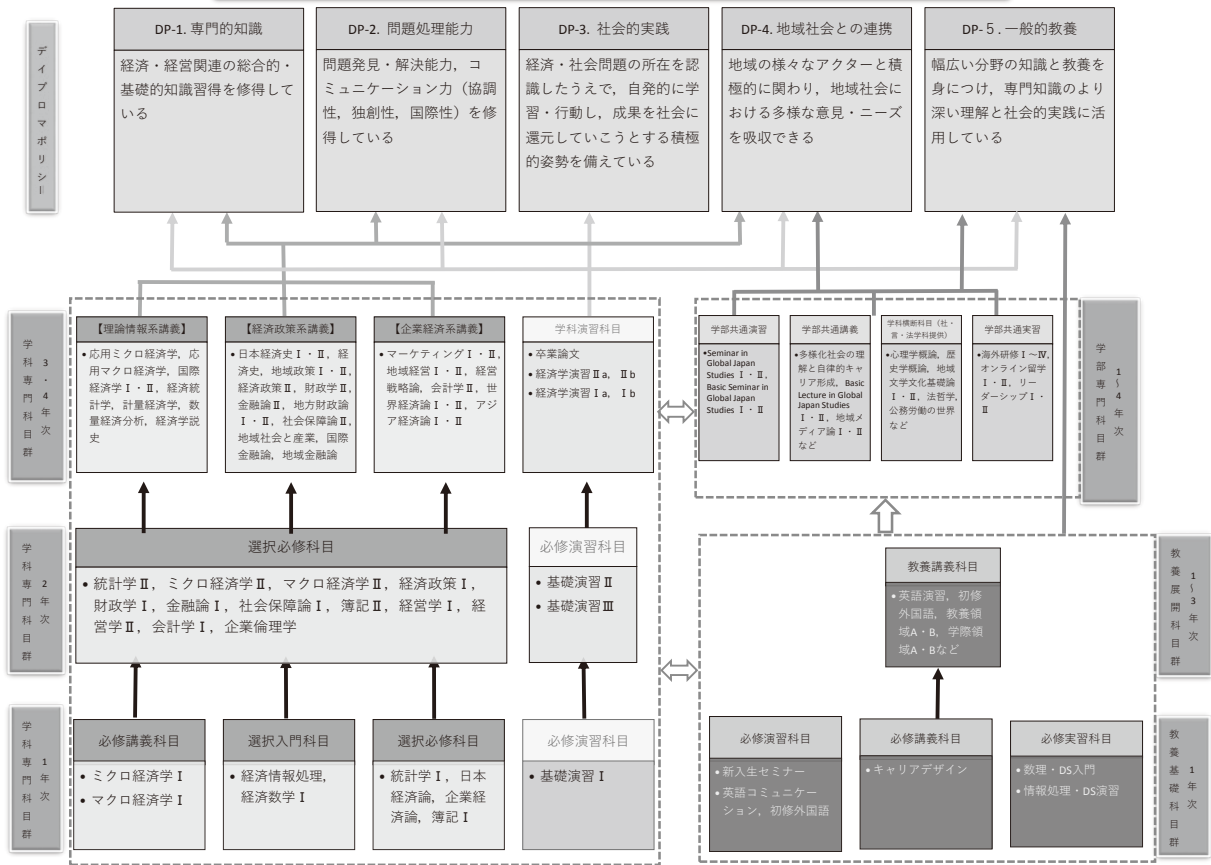
国立法科大学院

民間企業等（銀行、信用金庫、保険、証券、IT・システム系、コンサルティング、マーケティング、広告・メディア、物流、インフラ、エネルギー、鉄道、自動車、住宅、不動産関連、製造業、食品、各種法律事務所、など）

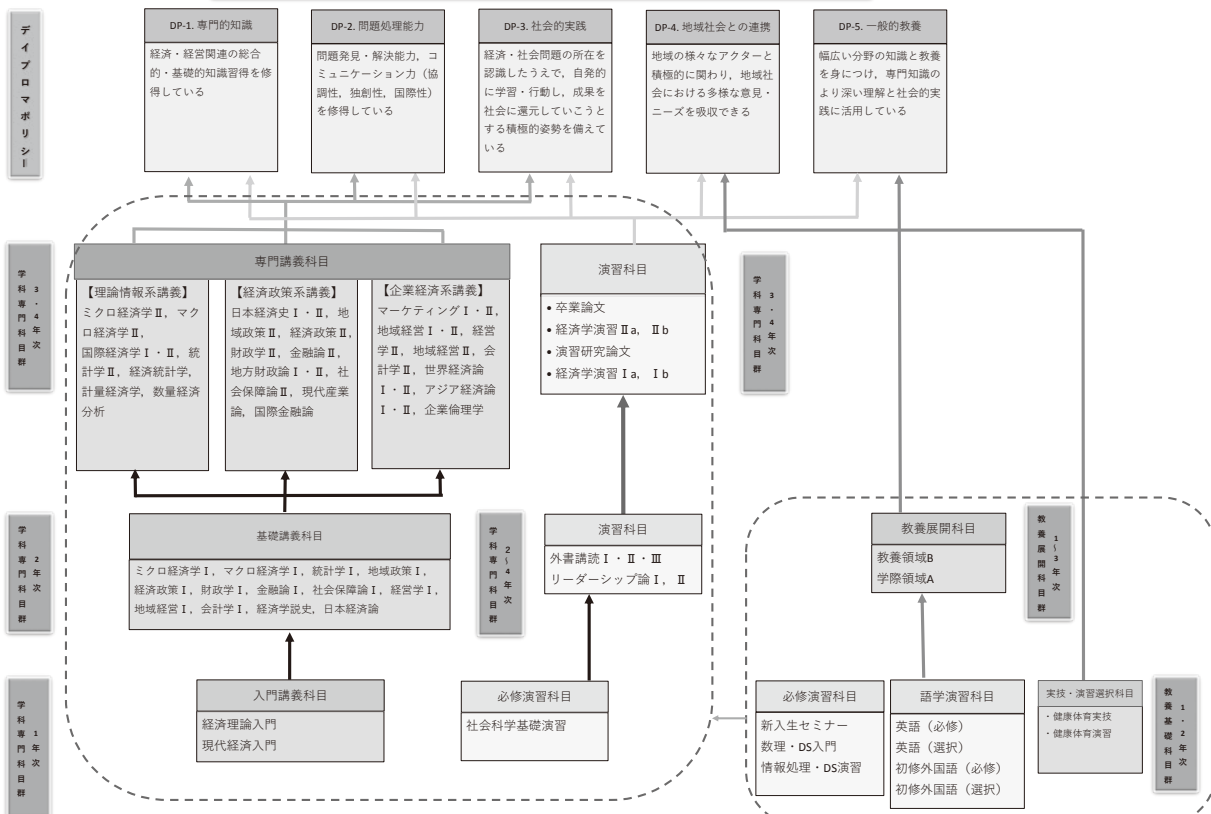
法科大学院進学（神戸大学、名古屋大学、北海道大学、など）

等

人文社会科学部 経済学科（昼間コース）令和7年度入学生カリキュラムツリー



人文社会科学部 経済学科（夜間主コース）令和7年度入学生カリキュラムツリー



7 資格取得に向けて

本学部では、以下の資格等を取得することができます。それぞれについて、**出席が必須となるガイダンスや必要な手続き**があります。実習を受け入れていただく外部機関との連絡を取る必要がある場合も多くあります。手続きの期間や手続き方法などに間違いがないように細心の注意を払ってください。所定の手続きを怠った場合、実習が行えなくなったり、資格取得が著しく困難になることがありますので、学内の掲示や連絡等には特に注意をしてください。

1) 教員免許状

本冊子「教員免許状取得に関する単位履修要領」を参照。

- (1) 必要な手続きは複数年度にまたがります。**所定の手続きを踏まずに実習ができなくなってしまうことのないよう**、途中で休学する場合などは学務係の担当者にあらかじめ相談しておきましょう。

手 続 等 の 内 容	年 次	時 期
教職ガイダンス	1	4月
教員免許状・教育実習に関する説明会	2	4月
教員免許状・教育実習に関する説明会	3	4月
実習希望学生の学務係への登録		5月
実習希望学生の大学の指示に基づく出身校への内諾依頼		5～9月
内諾依頼の結果の学務係への報告		10月
事前指導		12・1月
大学から実習校への委託手続き	4	4月
実習予定者へのガイダンス		4月
教育実習実施		5～10月
介護等体験の実施		9月以降
事後指導		11月

2) 学芸員資格（昼間学生のみ）

本冊子「学芸員資格取得に関する単位履修要領」を参照。

- (1) 社会学科の専門科目として1年次から開講されている所定の単位を取得する必要があります。
- (2) 「博物館館務実習」は4年次に資格取得希望者の出身都道府県で行います。そのために必要な手続きは以下のように3年次から始まって複数年度にまたがります。所定の手続きを踏まずに実習ができなくなってしまうことのないよう、途中で休学する場合などは学務係の担当者にあらかじめ相談しておきましょう。

手 続 等 の 内 容	年 次	時 期
学芸員資格・博物館館務実習に関する案内通知	3	10月
実習希望学生の学務係への登録		11月
実習希望学生の大学の指示に基づく博物館への内諾依頼		冬季休業中
内諾依頼結果の学務係への報告		2月
大学から実習予定館への委託手続き		2月以降
事前指導	4	6～7月
実習実施		夏季休業中
事後指導		10月

3) 公認心理師資格

本冊子「公認心理師資格取得に関する履修要領」を参照。

4) 社会調査士資格

- (1) 資格の概要：社会調査は、企業や行政における意思決定のための重要な手段となっています。この資格は、社会調査に関する基礎的な知識、技能を身につけた人に対して、「一般社団法人社会調査協会」によって認定されるものです。ただし、教職免許のように、この資格を取得しなければ就くことができない職種はありません。
- (2) 手数料：卒業時に認定申請するための審査手数料として15,000円（3年次に「社会調査士（キャンディデイト）」の認定を受ける場合は、15,000円＋追加手数料5,000円＝20,000円）が必要です。
- (3) 履修方法：必要な科目は社会学科で開講されます（他学科学生も履修可能）。以下の要領で履修してください。ただし、他の資格科目（教職、学芸員資格）や専門科目と授業開講時間が重なる可能性があります。

A. 社会学科人間学コース社会学分野（または社会学科の以下のBとC以外）に所属する場合：

	前 期	後 期
1 年次	「統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）」 ＊ 1	「社会調査入門」
2 年次	「質的調査法演習」 「計量社会学演習」＊ 2	「量的調査法演習Ⅰ」「量的調査法演習Ⅱ」 「統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）」
3 年次	「量的調査法演習Ⅲ」 「計量社会学演習」＊ 2	—

B. 社会学科人間学コース文化人類学分野に所属する場合：

	前 期	後 期
1 年次	「統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）」 ＊ 1	「社会調査入門」
2 年次	「計量社会学演習」＊ 2	「文化人類学調査法」 「統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）」
3 年次	「フィールドワーク実習Ⅰ」 「計量社会学演習」＊ 2	「フィールドワーク実習Ⅱ」

C. 社会学科心理学コースに所属する場合：

	前 期	後 期
1 年次	「統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）」 ＊ 1	「社会調査入門」
2 年次	—	「量的調査法演習Ⅰ」「量的調査法演習Ⅱ」 「統計・データ解析Ⅱ（心理学統計法Ⅱ）」
3 年次	「心理学研究法Ⅱ」「量的調査法演習Ⅲ」	—

＊ 1 「統計・データ解析Ⅰ（心理学統計法Ⅰ）」は、集中講義で開講する。

＊ 2 「計量社会学演習」は、西暦の偶数年にのみ開講するので、2年次または3年次で履修すること。

＊ 3 「量的調査法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」はセットで履修する。希望者が多い場合は選考を行うことがある。

5) 静岡大学特別教育プログラム

大学が提供する特別教育プログラムとして、以下のものが提供されています。

- (1) 英語特別教育プログラム
- (2) グローバル・アジア特別教育プログラム
- (3) 静岡大学アクティブラーナー特別教育プログラム
- (4) 防災マイスター
- (5) A B P 4 月特別教育プログラム
- (6) 国際日本学副専攻プログラム
- (7) 実践データサイエンス力育成プログラム
- (8) コミュニカティブ英語技術習得プログラム
- (9) 外国語副専攻プログラム（ドイツ語・フランス語・スペイン語・現代韓国語・中国語）

特別教育プログラムは、静岡大学の教養教育、専門教育で開講されている複数の授業科目を、学習テーマやスキルアップの観点から関係性を整理し、科目をパッケージ化したものです。履修に際しては、それぞれのプログラムの学習目標をよく読み、必要性を理解した上で主体的に履修してください。

「静岡大学特別教育プログラム」については以下のサイトを参照：

<https://web.hedc.shizuoka.ac.jp/student/special/>

■外国語副専攻プログラム（人文社会科学部のみ・夜間主コースを除く全学科の学生が対象）

各言語の運用能力の獲得によって、グローバル化する社会で活躍するための基礎となる能力を身につけることを目的としています。言語ごとに独立したプログラムであり、複数の言語を履修することも可能です。副専攻のために履修した科目は、いずれも卒業に必要な単位に含めることができます。

プログラム登録申請・問合わせ：人文社会科学部学務係（共通教育L棟0階）

修了要件：言語ごとに指定する科目群から12単位の修得＋各言語で指定する資格試験の合格

◇外国語副専攻（ドイツ語）

教養科目：「初修外国語（ドイツ語）入門Ⅰ・Ⅱ」、「初修外国語（ドイツ語）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

学部専門科目：「専門ドイツ語基礎Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語会話・作文Ⅰ・Ⅱ」、「ドイツ語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「海外研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」（ドイツ語圏における研修で修得したものに限り）

資格試験：ドイツ語技能検定試験3級以上

◇外国語副専攻（フランス語）

教養科目：「初修外国語（フランス語）入門Ⅰ・Ⅱ」、「初修外国語（フランス語）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

学部専門科目：「専門フランス語基礎」、「フランス語会話・作文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」、「フランス語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」、「海外研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」（フランス語圏における研修で修得したものに限り）

資格試験：実用フランス語技能検定試験3級以上

◇外国語副専攻（中国語）

教養科目：「初修外国語（中国語）入門Ⅰ・Ⅱ」、「初修外国語（中国語）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

学部専門科目：「専門中国語基礎Ⅰ・Ⅱ」、「中国語会話・作文Ⅰ・Ⅱ」、「中国語コミュニケーション」、「海外研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」（中国語圏における研修で修得したものに限り）

資格試験：中国語検定試験3級以上

◇外国語副専攻（現代韓国語）

教養科目：「初修外国語（現代韓国語）入門Ⅰ・Ⅱ」、「初修外国語（現代韓国語）Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

学部専門科目：「専門韓国語基礎Ⅰ・Ⅱ」、「海外研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」（韓国語圏における研修で修

得したものに限る)

資格試験:「ハングル」能力検定試験3級以上

◇外国語副専攻(スペイン語)

教養科目:「初修外国語(スペイン語)入門Ⅰ・Ⅱ」、「初修外国語(スペイン語)Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」

学部専門科目:「専門スペイン語基礎Ⅰ・Ⅱ」、「海外研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ」(スペイン語圏における研修で修得したものに限る)

資格試験:スペイン語技能試験4級以上、または、DELEC2以上

8 留学、進路変更など

1) 国際交流:海外留学・海外渡航など

本学部が目指す豊かな人間性を基礎にした総合知の獲得に向けて、グローバルな視点をもつことは大変重要です。そのための手段として、国際交流活動と留学を考えてみましょう。海外にと呼応して新たな経験を得ることも大事ですが、静岡に居ながらにして参加できる活動もあります。大学を卒業するまで、そしてそれ以降のキャリアを見据えた計画を立てながら留学フェア・イベントなどに参加して情報収集に努めるとよいでしょう。

(1) 静岡で在学中にできること

- 外国語による科目を履修する。
- オンラインで海外大学などのプログラムを履修する(「オンライン留学Ⅰ」「オンライン留学Ⅱ」の単位認定に関する要項)も参照すること)
- 副専攻(特別教育プログラム)を履修する:国際日本学副専攻プログラム、グローバル・アジア特別教育プログラム、英語特別教育プログラムなど。
- 留学生のチューターになる。
- 国際交流ラウンジに参加する。

(2) 海外渡航

短期間の海外旅行はもちろん、さまざまな形態の留学を体験することで、多様な海外経験を得ることができます。私的なものを含めて、海外渡航するときには必ず、学務情報システムのeポートフォリオメニュー内にあるLiveノートから、海外渡航届の登録を行ってください。また、本学が提供する安全に関する情報または指針等を理解し(「海外渡航の危機管理マニュアル」は必読)、海外渡航中の安全確保に注意し、トラブルに巻き込まれないよう十分に注意してください。

(3) 留学

留学をする際は「留学願」を人文社会科学部学務係に提出してください(大学間交流協定に基づく交換留学は、在籍身分「留学」でのみ留学が可能です。休学して留学することはできません)。教授会の議を経て留学が許可されます。2か月未満の留学の場合、留学願を省略できる場合があります(この場合、外国留学等計画書のみを提出)。また、大学以外の教育機関への留学、海外インターンシップ等の場合は留学願が不要です。留学願を提出しなくてもよい場合でも、海外渡航届の登録は必ず行ってください。留学期間は在学期間に算入され、留学期間中の授業料は納入する必要があります。留学計画は指導教員にも報告し、留学期間中も指導教員などに随時連絡と報告を行いましょう。帰国後は、経験を後輩たちに伝える活動に積極的に参加してください。

(4) 大学間および部局間交流協定に基づく交換留学

大学間および部局間交流協定に基づく交換留学は交流協定により留学先での授業料は不徴収となることがあります。部局間協定校・大学間協定校のリストは、『学生生活の手引き』および国際

連携推進機構のウェブサイト参照してください。留学期間中に修得した単位の認定については「IV 諸規則」の「9 海外研修関連の単位認定に関する要項」および「11 他の大学等において修得した単位の認定に関する規程」を確認してください。事前申請について特に注意すること。

2) 学籍の異動：休学・退学・転学部・転学科など

(1) 在籍期間

本学に在籍できるのは、休学期間を除いて**8年間**（3年次編入生は**4年間**）です。常勤の職業を有する夜間主学生等は、**長期履修制度**を利用してこの期間を延長できる場合があります。休学期間は在学期間に含まれません。

(2) 休学・復学

病気やケガ、その他特別な理由のために2か月以上修学できないときには休学することができます。休学を考えている場合は、休学に伴う修学上の問題（卒業進級が遅れる等）について人文社会科学部学務係で説明を受け、休学しなければならない事情について指導教員とよく相談しましょう。一度に申請できる休学期間は1年までで、在籍中に認められる休学期間は**通算4年**（3年次編入生は**2年**）までです。

休学している期間を含む学期（前学期は4月1日～9月30日、後学期は10月1日～3月31日、通年科目は4月1日～3月31日）に開講される科目の単位を修得することはできません。卒業論文については、提出期限日を含む月の1日付けで復学すれば単位を修得できる場合があります。

休学を希望する場合には「**休学願**」を（病気・ケガの場合は**医師の診断書**を添付）、休学した後に復学する場合には「**復学願**」を、それぞれ人文社会科学部学務係に提出してください。それぞれ、教授会の議を経て休学・復学が許可されますので、休学・復学を希望する期日の前々月末日（後学期からの場合は8月末日、次年度前学期からの場合には2月末日）までに提出してください。提出期限に遅れると希望する日からの休学・復学が認められない場合がありますので、何らかの事情がある場合には、事前に学務係に相談するようにしてください。教員免許、学芸員資格の取得を希望している人は複数年度にまたがる手続きがありますので、特に注意してください。

(3) 転学部・転学科

静岡大学内の他の学部に移る転学部、人文社会科学部内の他の学科に移る転学科の制度があります。これらの情報は、受け入れを実施している学部・学科から掲示を通じて案内されます。希望する場合には掲示を注意深く確認するようにしてください。転学科については「IV 諸規則」の「22 転学科等に関する内規」も合わせて参照しましょう。転学部と転学科を考える場合には、必ず指導教員もしくは教務委員とよく相談をしてください。在学のまま転学部・転学科試験を受験できます。

(4) 転学（他大学受験など）

他大学受験を考える場合、指導教員と相談の上、人文社会科学部学務係に願い出て許可を受けてください。他大学の入学試験・編入学試験を受ける際に、在学のまま受験することができます。

(5) 退学

退学しようとするときは「**退学願**」を人文社会科学部学務係に提出してください。教授会の議を経て退学が許可されます。希望する期日の前月末日（たとえば年度末の場合は2月末日、前期末の場合は8月末日）までに提出してください。この願を提出するにあたっては、事前に指導教員とよく相談するようにしましょう。

9 就職支援について

人文社会科学部では、就職を希望する学生の活動を援助するためにキャリアサポート委員会を置き、**就職・進学支援のための「キャリア支援室」**を設けています。また、**学務部就職支援室**（共A棟3階）でも全学に関わる就職資料を備え、就職活動の相談に応じています。

(1) キャリアサポート委員会

人文社会科学部の教員で構成し、求人企業との情報交換や学生の就職についての指導助言、学部での就職支援プログラムの企画を行っています。

(2) 就職・進学支援「キャリア支援室」(共L棟0階)

就職・進学支援「キャリア支援室」では、求人票の掲示、他大学大学院の募集要項、各企業からのパンフレット及び就職に関する情報誌などを閲覧できます。

(3) 就職支援室での就職相談

資格を持ったキャリアカウンセラーが就職や進路のことに対して個別に相談にのってくれます。開室時間等は大学のホームページや掲示で確認しましょう。

10 快適な大学生活のために

1) 交通規制と交通安全

大学構内には許可車両以外は乗り入れできません。学内から交通事故や騒音を排除するために、別に定める「IV 諸規則」の「39 静岡大学大谷地区構内交通規制要項」および「同運用方針」に従って、構内交通規制を行っているので遵守してください。二輪車は指定された駐輪場に置いてください。これらのルールは授業のない時間帯でも同様です。

また人文社会科学部では人文社会科学部棟裏側の道路についても急斜面で危険なため乗り入れ、駐停車を厳重に規制しています。

なお、夜間主コースの学生の通学用車両については、別に定めるルールがあります。ガイダンスでも説明をします。

また、学外における交通事故も増加の一途をたどっており、交通安全についてみなさん一人一人の自覚・自重が強く望まれます。事故を起こした場合には必ず人文社会科学部学務係に連絡し、指導教員に相談してください。

2) 静岡大学人文社会科学部学生厚生会

この会は、人文社会科学部学生の福利厚生に関する事業の援助を図ることを目的として設立された学生のみなさんための組織です。学生厚生会ではおもに次の事業を行っています。

- ① 福利厚生施設の改善および拡充に関すること。
- ② 就職活動への援助。
- ③ 教育実習等への援助。
- ④ 広報活動等への援助。
- ⑤ 保護者懇談会に関する援助。
- ⑥ 学生研究発表会や新入生歓迎会などの各学科における企画・運営。
- ⑦ 卒業祝賀会に関する援助。

学生厚生会の予算は、みなさんが入学時に納入した「学生厚生会費」でまかなわれています。会の運営は学生の代表と教職員の代表による合議で行われます。

3) 東海地震に備えて

静岡県は、大規模な地震が発生するおそれがあるとして地震防災対策強化地域に指定されています。学生の皆さんは常日頃からいつ起こるかもしれない地震に対する心構えを持ってください。

地震発生時あるいは発生の危険が高まった場合には、次のように行動してください。また、年1回(例年5月)、防災訓練が実施されます。

〈学内にいる場合〉

* 人文社会科学部指定避難場所

人文社会科学部棟避難場所 … 人文社会科学部大講義室北側空き地

共通教育棟避難場所 … サッカー・ラグビー場、夜間主学生は共通L棟正面口広場

(1) 大規模な地震が発生した場合

- ① 一斉放送または各教員の指示・誘導に基づき、一時机の下などの安全な場所に身体を隠した後、直ちに人文社会科学部指定避難場所に避難してください。
- ② **人文社会科学部緊急地震対策本部により津波および交通機関の状況等を確認し安全であると判断されない限り、教職員の指示に基づき学内の安全な場所で待機してください。**人文社会科学部緊急地震対策本部が安全と判断し、帰宅するよう指示した場合は、帰宅先を学務係職員に報告した後に帰宅してください。

(2) 東海地震注意情報・警戒宣言が発令された場合

- ① 授業中の場合は、直ちに授業が中断されます。教員の指示に基づき人文社会科学部指定避難場所に一時避難してください。勝手に帰宅してはいけません。
- ② 地震が発生した場合は、地震、津波および交通機関の状況等を確認し安全であると判断されない限りは引き続き安全な場所で待機してください。人文社会科学部緊急地震対策本部が安全と判断し、帰宅するよう指示した場合は、帰宅先を学務係職員に報告した後に帰宅してください。

(3) 大津波警報が発令された場合

教職員の指示に基づき、高台等の津波から安全な場所に避難してください。特に共通教育棟付近にいる場合は、状況に応じて避難場所を変更し、より安全な場所に避難してください。

〈自宅・アパート・寮などにいる場合〉

(1) 大規模な地震が発生した場合

津波の危険が想定される地域に居住している場合は、速やかに高台等に避難してください。普段から避難できる場所を確認しておくようにしてください。東海地震による津波は5分程度で到達します。着替え・化粧などは極力省略し、コート、財布、携帯電話程度を携行して速やかに避難してください。

すぐに津波がこない場合も、報道機関の情報などで安全を確認してから帰宅してください。津波は繰り返します。第2波、第3波の規模の方が大きいこともあります。

火災の危険もあります。周囲の状況をよく確認して逃げ遅れることの無いようにしてください。

(2) 東海地震注意情報、警戒宣言、大津波警報が発令された場合

速やかに火気を消して、避難場所に避難してください。**あらかじめ居住地区の避難場所を確認しておきましょう。**報道機関の情報を注意し、安全が確認されてから帰宅するようにしてください。

津波に危険性がある場所にいる場合は、速やかに近隣の高台や高層ビルの上層階に避難してください。
標高が高いなど津波の危険性が無い場所にいる場合は、広場などのより安全な場所に避難してください。
報道機関の情報などにより安全が確認されてから帰宅するようにしてください。

*大学から安否確認のメールが来たときは、速やかに安否を登録してください。

-

Ⅵ 人文社会科学部のあゆみ

静岡大学の創立 静岡大学が戦後の学制改革にもとづく新制大学の一つとして設立されたのは1949（昭和24）年6月1日であった。基盤となったのは旧制静岡高等学校、浜松工業専門学校、静岡第一師範学校、静岡第二師範学校（浜松市）、静岡青年師範学校（島田市）の5校であり、大学学部構成は文理・工・教育の3学部であった。その後1951（昭和26）年3月には、県立農科大学（磐田市）が国立に移管されて農学部となり、また1953（昭和28）年8月には、工業短期大学部（浜松市）、1955（昭和30）年7月には、法経短期大学部が併設されて、静岡大学は4学部、2短期大学部を有する総合大学に発展した。

旧制静岡高等学校 文理学部の母体は、旧制の静岡高等学校である。この旧制静岡高等学校は1922（大正11）年8月24日、官立の第22番目の高等学校として、当時の静岡市北郊安東村（現在の静岡市大岩本町29番1号）に静岡市の寄付した2万坪の土地を敷地として設立されたものである。以来同校は、大学昇格に伴う廃校に至るまで、26回、4,500余名の卒業生（26回は1年にて修了）を世に送った。

文理学部の組織 文理学部は旧制静岡高等学校の有形無形の伝統を受けついで設立され、人文学部100名、理科甲類60名、同乙類40名の学制定員で発足した。人文学部は哲学、史学、国文学、英文学、独文学、法政治学、経済学の8専攻、理科甲類は数学、物理学、化学、生物学、地学の5専攻のほか、医学進学課程（20名）を含み、同乙類は工学部に進む学生の課程であった。医学進学課程は1953（昭和28）年4月に廃止され、その定員20名は理科専攻課程に繰入れられた。又、乙類は1959（昭和34）年4月に廃止された。

1955（昭和30）年人文学部は、8専攻のうち初めの6専攻を文学部、残りの2専攻を法経学科へ改組し、1957（昭和32）年4月から志望別に入学させることになった。1958（昭和33）年4月人文学部の学生定員が10名減の90名となった。

文理学部の改組 文理学部はこのように多くの専攻課程を擁して広範な研究と教育活動を行ってきたが、文理学部の組織と設備とは、それぞれの専門的学術の研究教育には不十分であり、地域社会の要望に応えるためには、是非ともこれを発展的に改組して、新しい学部編成しなおす必要があった。そこで数年をかけて文理学部改組の運動がつづけられた結果、1965（昭和40）年4月をもって、これを人文学部と理工学部に改組し、別に前期2年の教養課程教育のため教養部を設置することになったのである。

この間、文理学部は着々と教育の成果をあげ、1968（昭和43）年までに16回、約2,100名の卒業生を世に送ったのである。

人文学部の組織と大谷移転 人文学部は、発足当初、人文学部（哲学、日本史学、外国史学、国文学、英文学、独文学、仏文学の7専攻）60名、法経学科（法学、経済学の2専攻）100名であったが、その後学生定員は、しだいに増加し、それとともに教育研究体制も改善されてきた。

大学の大谷（片山）地区への移転にともない、人文学部の建物（現在の共通L棟）は1968（昭和43）年6月に完成、学部移転はその年の夏に行われ、9月より開講した。その後1981（昭和56）年4月に大谷キャンパス高台に鉄筋コンクリート6階の現校舎が竣工し、移転開講した。

専攻科の設置 1971（昭和46）年4月、人文学専攻科が設置された。

法経学科の改組 1978（昭和53）年4月、法経学科（法学専攻、経済学専攻）を改組して法学科及び経済学科とし、学生定員は各々110名となった。学士号は法経学科の社会科学士から、改組に伴い法学科の法学士、経済学科の経済学士に変更された。

1982（昭和57）年4月に経済学科に経済理論、財政金融の2大学科目が設置され、定員が130名となった。

1987（昭和62）年4月、経済学科の入学定員は142名（臨時増募12名を含む）、法学科の入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。1992（平成4）年4月、経済学科の入学定員は157名（臨時増募12名を含む）となった。

1993（平成5）年4月に2大学科目が増設され、経済理論、財政金融、比較政策、経営情報の4大学科目となった。

人文学科の構成 1979（昭和54）年4月、人文学科に履修上の区分として系を置き、各系に、履修コースを設けた。これに伴い従来の哲学（心理学を含む）、日本史学（考古学）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英文学、独文学、仏文学の8専攻はそれぞれ「哲学系」哲学・心理学、「史学系」日本史学・考古学、東洋史学、西洋史学、「文学系」国文学（中国文学を含む）、英米文学、独文学、仏文学の3

系列8履修コースとなった。

1982（昭57）年4月、社会学科の新設に伴い、人文学科の学生定員が80名となり、履修コースは日本史学（日本考古学を含む）、東洋史学、西洋史学、国文学（中国文学を含む）、英米文学、独文学、仏文学の7コースとなった。

1987（昭62）年4月、人文学科の入学定員は100名（臨時増募20名を含む）となった。

なお、1990（平2）年4月より国文学（中国文学を含む）コースが、日本文学コースと中国文学コースに分かれ8コースとなった。

1991（平3）年4月、人文学科の入学定員は、115名（臨時増募20名を含む）となり、比較言語文化コースが新しく設けられ9履修コースとなった。

社会学科の新設 1982（昭57）年4月、社会思想、社会学、人類考古学の3大学科目で構成する定員40名の社会学科が新設された。なお、1987（昭62）年4月より入学定員は50名（臨時増募10名を含む）となった。

1991（平3）年4月より入学定員は65名（臨時増募10名を含む）となった。

社会学科の改組 1992（平4）年4月、社会学科には、人間学、社会学、文化人類学、歴史学の4大学科目が設置された。学生定員は、95名（臨時増募20名を含む）となった。

法学科の改組 1988（昭63）年4月、法学科が改組され、公法、民事法、社会法、法政理論の4大学科目となった。入学定員は140名（臨時増募30名を含む）となった。

言語文化学科の構成 1992（平4）年4月、人文学科の史学系を社会学科に移し、文学系を言語文化学科に改組した。履修コースは、日本・アジア言語文化コース、欧米言語文化コース、比較言語文化コースの3コースを設けた。学生定員は85名（臨時増募10名を含む）となった。

大学院法学研究科の設置 1991（平3）年4月、修士課程大学院としての法学研究科（政策・経営法務専攻 入学定員6名）が設置された。

法学科及び経済学科夜間主コースの設置 1995（平7）年10月、法学科及び経済学科に夜間主コース（入学定員各40名）が設置された。

大学院人文社会科学研究科の設置 1997（平9）年4月、大学院法学研究科及び人文学専攻科を廃止して、人文学部の4学科全体の修士課程大学院として人文社会科学研究科（比較地域文化専攻 入学定員12名・法律経済専攻17名）が設置された。

こころの相談室の設置 2000（平成12）年5月、静岡大学の教育研究の施設として設置された。一般の方々を対象に子供の問題、心の問題、対人関係の問題について人文学部教員（臨床心理学専門）及び教育学部教員（臨床心理学、発達心理学専門）が対応する。

大学院人文社会科学研究科臨床人間科学専攻の設置 2003（平成15）年4月、大学院人文社会科学研究科比較地域文化専攻を改組して、新たに臨床人間科学専攻（入学定員11名）を設け、併せて比較地域文化専攻（入学定員10名）の研究指導分野の改組を行った。

法科大学院の設置に伴う法学科および大学院人文社会科学研究科の改組

2005（平成17）年4月、大学院法務研究科（法科大学院）の設置に伴い、法学科の入学定員は昼80名、夜間主コース30名となり、大学院人文社会科学研究科法律経済専攻を改組して経済専攻（入学定員10名）とした。

学部名称を人文社会科学部に改称 2012（平成24）年4月

VIII 付 録

- 1 静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）
- 2 人文社会科学部 A、B、C、E棟 平面図
- 3 共通教育 L棟

静岡地区建物配置図（静岡キャンパス）

・静岡大学静岡地区（静岡キャンパス）

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 8 3 6

人文社会科学部
教育学部
理学部
農学部

附属図書館
本部
保健センター

